

地域づくり支援施策集



環境省



内閣府



総務省



国土交通省



Financial Services Agency



復興庁



文部科学省



経済産業省

MAFF

農林水産省



厚生労働省

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村政策推進室

令和6年3月

はじめに

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画に基づき「しごと」、「くらし」、「活力」の3つの柱からなる農村の振興を進めるため、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。

- 想定する読者

地域づくりに取り組む地方自治体職員等。

- 主な目的

地域づくりを支援するための施策に関する情報提供を行い、地域の課題解決のために活用していただく。

- 構成、内容

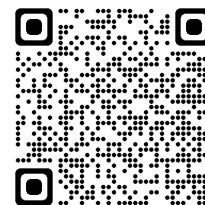
施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

- 使い方

読者が行う地域づくりの取組に関係のある施策や、関心のある施策をご覧ください。各施策について活用方法などをより深く知りたい場合には、各施策に記載された担当部署や「農山漁村地域づくりホットライン」

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/hotline/index.html>)

までお問い合わせください。



農山漁村地域づくり
ホットラインHP

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
1. 地域づくりの取組全般に関する施策								
1	地域づくり全般	12	デジタル田園都市国家構想交付金	内閣府	ハード・ソフト	都道府県 市町村	1月頃	○
2	先進技術の導入	13	未来技術社会実装事業		ハード・ソフト	都道府県 市町村	4月～5月頃	○
3	地域振興立法等 指定地域の振興	14	農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)	農林 水産省	ソフト	都道府県 市町村 地域協議会 民間団体		○
4		15	過疎地域持続的発展支援交付金	総務省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 地域運営組織等	1月頃	○
5		16	半島振興広域連携促進事業	国土 交通省	ソフト	都道府県 市町村等	1月～2月頃	○
6		17	スマートアイランド実証調査事業		ハード・ソフト	民間企業・団体等 及び地方公共団体を 構成員に含むコン ソーシアム	2月～4月	○
7	地域づくりの専門家等 の紹介・仲介等	18	地域活性化伝道師派遣制度	内閣府	ソフト	都道府県 市町村 団体等		○
8		19	外部専門家(地域力創造アドバイザー) 招へい事業	総務省	ソフト	市町村		○
9		20	地域情報化アドバイザー派遣制度		ソフト	地方公共団体等	4月～12月頃	○
10	地域づくりに取り組む 人材の確保及び 組織・体制の構築	21	地域プロジェクトマネージャー		ソフト	市町村		○
11		22	地域活性化起業人		ソフト	市町村		○
12		23	地域おこし協力隊		ソフト	都道府県 市町村		○
13		24	地域運営組織(RMO)		ソフト	都道府県 市町村		○
14		25	集落支援員		ソフト	都道府県 市町村		○
15		26	社会教育主事、社会教育士	文部 科学省	ソフト	都道府県 市町村		○

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
1. 地域づくりの取組全般に関する施策								
16	地域づくりに取り組む 人材の確保及び 組織・体制の構築	27	地方創生カレッジ	内閣府	ソフト	自治体職員・民間 事業者・学生等	5月～6月 ※実践コース	○
17		28	農村プロデューサー養成講座	農林 水産省	ソフト	地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人		○
18	郵便局との連携による 持続可能な地域・社会 課題の解決	29	郵便局等の公的地域基盤連携推進事業	総務省	ハード・ソフト	郵便局と連携する 地方公共団体等の 地域の公的基盤	夏頃	○
19	優良事例の表彰・紹 介	30	手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう)	国土 交通省	ソフト	地域活動団体		毎年2月～4月
20		31	地域づくり表彰		ソフト	地域づくりに 関わった団体等 (地方自治体、個人 含む)		
21	新事業の立ち上げ・新 商品開発・新たな市場 の開拓・需要の創出	32	地域の社会課題解決企業支援のためのエ コシステム構築実証事業	経済 産業省	ソフト	民間企業等	4月～5月頃	○
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
22	新事業の立ち上げ・ 新商品開発・ 新たな市場の開拓・ 需要の創出	33	農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金	農林 水産省	ソフト	市町村 地域協議会 民間団体等	2月～3月	○
23		34	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策		ハード・ソフト	民間団体、地域協 議会等、農林漁業 者、市町村、民間 事業者等、農林漁 業者の組織する団 体等	2月上旬～下旬 ほか ※事業ページ参照	○
24		36	地域経済循環創造事業交付金 (ローカル10,000プロジェクト)	総務省	ハード	都道府県 市区町村	毎月10日ㄨ	○
25	スマート農林水産業	37	デジタル林業戦略拠点構築推進事業	農林 水産省	ソフト	地域コンソーシア ム	1月下旬～3月上旬	○
26		38	デジタル水産業戦略拠点整備推進事業		ソフト	民間団体等	2月頃	○
27		39	スマート農業技術活用産地支援事業		ソフト	民間団体等	1月下旬～3月上旬	○

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
28	有機農業	40	<u>みどりの食料システム戦略推進総合対策 (有機農業推進総合対策事業)のうち有機 農業新規参入者技術習得等支援事業</u>	農林 水産省	ソフト	民間団体等	2月～3月頃予定	○
29		41	<u>みどりの食料システム戦略推進交付金のう ち有機農業産地づくり推進</u>		ソフト	市町村等	要望調査: 1月中旬～ 2月中旬予定 (状況に応じ随時)	○
30		42	<u>みどりの食料システム戦略推進交付金のう ちグリーンな栽培体系への転換サポート</u>		ソフト	協議会 都道府県 市町村 農業協同組合	1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)	○
31	都市農業	43	<u>農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策</u>		ソフト	民間団体 地域協議会 市区町村 JA NPO法人等	2月下旬～ 3月上旬頃	
32	農林水産業関係施設の 整備	44	<u>浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産 業強化支援事業</u>		ハード・ソフト	都道府県 市町村 漁業協同組合等		
33	再生可能エネルギー・ バイオマスの導入	45	<u>みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうち地域資源活用展開支援事業</u>		ソフト	民間団体等	2月初旬～ 3月初旬	
34		46	<u>みどりの食料システム戦略推進交付金のう ち持続可能なエネルギー導入・環境負荷低 減活動のための基盤強化対策のうちバイオ マスの地産地消</u>		ハード・ソフト	都道府県 市町村 民間団体等	(要望調査) 3月中旬～ 4月下旬	
35		47	<u>林業・木材産業循環成長対策のうち、木質 バイオマス利用促進施設整備</u>		ハード	都道府県 市町村 民間事業者等	※事業ページ参照	
36		48	<u>木材需要の創出・輸出力強化対策のうち、 木質バイオマス利用環境整備事業</u>		ソフト	民間団体等	1月下旬～ 3月上旬頃	
37		49	<u>地域経済循環創造事業交付金 (分散型エネルギーインフラプロジェクト)</u>		ソフト	都道府県 市区町村	年度上半期	
38		50	<u>地域経済循環創造事業交付金 (人材面からの地域脱炭素支援)</u>	総務省	ソフト	都道府県 市区町村	年度上半期	
39		51	<u>GXアドバイザー (経営・財務マネジメント強化事業)</u>		ソフト	都道府県 市区町村	複数回公募を実施	

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
40	観光振興	52	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い 手育成総合支援事業	文部 科学省	ソフト	都道府県 市町村	2月～3月頃(委託) 3月～5月頃(補助)	
41		53	スポーツによる地域活性化・まちづくりコン テンツ創出等総合推進事業		ソフト	都道府県 市町村 民間団体	2月～3月頃(事務局) 4月～5月頃(モデル 事業者)	
42		54	観光地域づくり相談窓口の設置	国土 交通省	ソフト	観光庁 観光地域振興課 等		
43		55	地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事 業	国土 交通省	ハード・ソフト	DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	【調査事業】 3月上旬～4月中旬 【補助事業】 4月以降で調整中	
44		56	地方部での滞在促進のための地域周遊観 光促進事業		ソフト	DMO 都道府県 市町村	※事業ページ参照	
45		57	地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツー リズムコンテンツ高度化事業		ハード・ソフト	地方公共団体 DMO 民間事業者等	【調査事業】 3月～4月 【補助事業】 5月～6月	
46		58	歴史的資源を活用した 観光まちづくり推進事業		ハード・ソフト	DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	【調査事業】 3月上旬～4月中旬 【補助事業】 2月中旬～3月下旬頃	
47		59	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	環境省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 民間事業者・団体	未定	
48		60	エコツーリズムを通じた 地域の魅力向上事業		ソフト	地域協議会等	2月頃	
49		61	自然公園等事業等(内数)		ハード	民間 都道府県 市町村	(要望調査)6月頃、 11月～12月頃	
50	文化・芸術振興	62	国宝重要文化財等 保存・活用事業費補助金	文部 科学省	ハード	国指定等文化財 の所有者等	年5回(4月、6月、 9月、11月、2月頃) を予定	○

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
51	文化・芸術振興	63	国宝重要文化財等 防災施設整備費補助金	文部 科学省	ハード	国指定等文化財 の所有者等	年5回 (4月、6月、9月、11 月、2月頃)を予定	○
52		64	地域の文化財の保存及び活用に関する 総合的な計画等策定支援事業		ソフト	市町村	10月～12月	
53		65	地域文化財総合活用推進事業 (<u>地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行 事・民族芸能等継承振興事業</u>)		ハード・ソフト	実行委員会	11月～1月	
54		66	<u>文化芸術創造拠点形成事業</u>		ソフト	都道府県 市町村	1月～2月	
55	教育・体験活動	67	消費・安全対策交付金 (<u>地域での食育の推進</u>)	農林 水産省	ソフト	都道府県 市町村 民間団体等	※事業ページ参照	
56		68	子供の農山漁村体験 (通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	総務省	ソフト	都道府県 市町村		
57		69	(日本の国立公園と世界遺産を活かした地 域活性化推進費のうち、) <u>国立公園等における子どもの自然体験活 動推進事業</u>	環境省	ソフト	民間事業者		
58	地域循環共生圏づくり	70	<u>地域循環共生圏創造事業(地域循環共生 圏づくり支援体制構築事業)</u>		ソフト	都道府県 市町村 民間団体・団体	前年度1月	
3. 地域の保全・管理に関する施策								
59	市町村管理構想・地 域管理構想の検討・ 策定	71	市町村管理構想・地域管理構想策定推進 対策	国土 交通省	ソフト	市町村 地域	3月～4月頃	○
60	農用地等の保全・管 理	72	農山漁村振興交付金のうち <u>最適土地利用総合対策</u>	農林 水産省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 地域協議会等	随時	○
61		73	<u>中山間地域等直接支払交付金</u>		ソフト	農業者の 組織する団体等	～6月	○

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
3. 地域の保全・管理に関する施策								
62	農用地等の保全・管理	74	多面的機能支払交付金	農林 水産省	ソフト	農業者等の 組織する団体	～6月	○
63	森林等の保全・管理	75	森林・山村地域振興対策のうち、 森林・山村多面的機能発揮対策		ソフト	地域協議会	地域協議会 ごとに実施	
64		76	森林整備事業		ハード・ソフト	都道府県 市町村 森林所有者等	(要望調査) 11月頃	
65	藻場・干潟等の保全・ 管理	77	水産多面的機能発揮対策事業		ソフト	地域協議会 都道府県 市町村等		
66	鳥獣被害対策・ジビエ 利活用	78	鳥獣被害防止総合対策交付金		ハード・ソフト	都道府県 地域協議会 民間団体等	(公募) 3月下旬～4月下旬 (要望調査) 1月中旬～2月中旬	○
67		79	シカ等による森林被害緊急対策事業のうち シカ等森林被害総合対策		ソフト	都道府県等 民間団体等	(要望調査) 1月～2月頃	
68		80	指定管理鳥獣捕獲等事業費	環境省	ソフト	都道府県 協議会	(要望調査) 1月～2月頃	○
69	景観・居住環境の整備改善	81	景観・歴史を大切にしまちづくり (歴史まちづくりの推進)	国土 交通省	ハード・ソフト	歴史的風致維持向上計画の認定都市等	(要望調査) 1月～2月頃	
70		82	景観改善推進事業		ハード・ソフト	市区町村	(要望調査) 1月～2月頃	
71		83	空き家対策総合支援事業		ハード・ソフト	市町村、所有者、 NPO、民間事業者等		○
72		84	街なみ環境整備事業		ハード・ソフト	都道府県 市町村 法定協議会	(要望調査) 1月	
4. インフラの整備に関する施策								
73	農林水産業関係施設の 整備	85	土地改良施設維持管理適正化事業	農林 水産省	ハード	土地改良区等	(要望調査) 4月～8月頃	
74		86	農山漁村地域整備交付金		ハード	都道府県 市町村等	(要望調査) 4月～10月頃	

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
4. インフラの整備に関する施策								
75	農林水産業関係施設の 整備	87	農村整備事業	農林 水産省	ハード	都道府県 市町村等	(要望調査) 4月～10月頃	
76		88	中山間地域農業農村総合整備事業		ハード	都道府県 市町村 協議会	(要望調査) 4月～10月頃	
77	情報通信環境の整備	89	農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策		ハード・ソフト	都道府県 市町村等 民間団体	(公募) 随時 (要望調査) 4月、7月、10月、1月 を予定	
78		90	高度無線環境整備推進事業	総務省	ハード	地方公共団体 第三セクター法人 電気通信事業者	(公募) 1月中旬～2月上旬 (要望調査) 随時	
79		91	携帯電話等エリア整備事業		ハード	地方公共団体 無線通信事業者等	(翌年度事業の要望調査) 4月～6月頃	
80		92	地域デジタル基盤活用推進事業		ハード・ソフト	地方公共団体 民間団体等	2～3月 (複数回公募の 可能性あり)	
81	一般廃棄物処理施設の 整備	93	一般廃棄物処理施設の整備	環境省	ハード・ソフト	市町村等	(公募) 4月 (要望調査) 前年度12～1月	
82	浄化槽の整備	94	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽の整備)		ハード・ソフト	都道府県 市町村	(要望調査) 前年度12～1月	
5. 生活サービスに関する施策								
83	地域住民の包括的な 支援体制整備	95	重層的支援体制整備事業	厚生 労働省	ソフト	市町村		○
84	地域交通	96	地域公共交通確保維持改善事業	国土 交通省	ハード・ソフト	協議会 事業者等		
85		97	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)		ハード・ソフト	地方公共団体	4月～5月頃	
86			98	地域新MaaS創出推進事業	経済 産業省	ハード・ソフト	企業・団体等	(公募) 4月上旬～5月上旬 (要望調査) 7月～3月

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
5. 生活サービスに関する施策								
87	物流・配送	99	<u>ドローンを活用した 荷物等配送に関するガイドライン</u>	国土 交通省	ソフト	ドローン物流事業を 計画する者 (民間事業者、地方 公共団体等)		○
88		100	<u>モーダルシフト等推進事業</u>		ソフト	荷主企業及び貨物 運送事業者等物流 に係る関係者によっ て構成された協議会 であって、予め大臣 の認定を受けた者	5月～6月頃	○
89		101	<u>運輸部門の脱炭素化に向けた先進的シス テム社会実装促進事業のうち運輸部門の 脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業</u>		ハード・ソフト	調整中	調整中	○
90		102	<u>自動運転等の先行実装のためのデジタル ライフライン整備事業</u>	経済 産業省	ソフト	民間企業等	(公募) 3月頃	○
91	医療・介護	103	<u>地域医療介護総合確保基金</u>	厚生 労働省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 事業者等	※事業ページ参照	
92		104	<u>遠隔医療設備整備事業</u>		ハード	都道府県、市町村、 厚生労働大臣の認 める者	2月下旬	○
93		105	<u>へき地保健医療対策</u>		ハード・ソフト	※事業ページ参照	【医政局分】 ハード:2月下旬 ソフト:6月下旬 【保険局分】随時	○
94	高齢者支援体制の構 築	106	<u>地域支援事業</u>	文部 科学省	ソフト	市町村		
95	地域住民の交流の 場・学習機会の提供	107	<u>公民館</u>		ソフト	市町村		○
96	豪雪地帯の除排雪体 制整備	108	<u>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金</u>		国土 交通省	ソフト	道府県 市町村	(公募)随時 (要望調査)11月頃
6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策								
97	森林コンテンツの育 成・普及に向けた取組	109	<u>森林・山村地域振興対策のうち、森林コン テンツ育成・普及対策(委託調査事業)</u>	農林 水産省	ソフト	民間団体	2月上旬～3月中旬	

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策								
98	関係人口の創出・拡大	110	関係人口創出・拡大のための 対流促進事業	内閣府	ソフト	民間事業者	※事業ページ参照	○
99		111	関係人口創出・拡大事業 (関係人口ポータルサイト)	総務省	ソフト	都道府県 市町村 事業者等		○
100		112	ふるさとワーキングホリデー	総務省	ソフト	都道府県 市町村		
101		113	新たな交流市場・観光資源の創出事業(第 2のふるさとづくり・ワーケーション)	国土交通 省	ソフト	都道府県 市町村 DMO 事業者等	【調査事業】 2月～5月頃	
102	定住人口の創出・拡大	114	移住・交流情報ガーデン	総務省	ソフト	総務省		
103		115	福島再生加速化交付金 (移住・定住促進事業)	復興庁	ソフト	福島県 原子力災害被災 12市町村		
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策								
104	農林漁業への就業	116	森林・林業担い手育成総合対策のうち、「緑 の雇用」担い手確保支援事業	農林 水産省	ソフト	民間団体等	1月下旬～3月上旬	
105		117	農林漁業就業支援事業	厚生 労働省	ソフト	都道府県労働局 ハローワーク		
106	雇用創出・人材育成	118	地域雇用活性化推進事業		ソフト	地域雇用創造協議 会	4月上旬～6月上旬	
107		119	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)		ハード	事業主		
108	地域企業の経営人材 確保	120	地域企業経営人材マッチング促進事業	金融庁	ソフト	中堅・中小企業	随時	
109	サテライトオフィスの誘 致	121	サテライトオフィス・マッチング支援事業	総務省	ソフト	都道府県 市町村		
110	人口急減地域の雇用 環境整備	122	特定地域づくり事業協同組合制度		ソフト	都道府県 市町村	随時	○
111	大学との連携	123	地方公共団体と地方大学の連携による 雇用創出・若者定着の促進		ソフト	都道府県 市町村		

施策目次

項目 番号	関連する取組	該当 ページ	事業・制度等の名称	所管 府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
8. 調査・研究に関する施策								
112	社会課題解決のための 産学官連携	124	共創の場形成支援プログラム	文部 科学省	ソフト	大学等	【参考・令和5年度実 績】5月～7月	
113	環境負荷を低減した フードサプライチェーン の構築	125	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちみどりの食料システム戦略の理解 浸透	農林 水産省	ソフト	民間団体等	3月～4月頃 (メニューによって異 なる)	

○施策目次をお読みになる際の留意点

- ①公募時期等：事業によっては、記載の時期のほか、2次募集、3次募集の可能性もあります。
- ②「デジ活」中山間地域：「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用しながら社会課題解決、地域活性化に取り組む意欲的な地域を登録し、関係府省で連携して支援する枠組みです。詳しくはホームページをご覧ください。
URL <https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>

「デジ活」
中山間地域HP



1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくり全般)

1	デジタル田園都市国家構想交付金	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県 市町村	ハード・ソフト	交付金 (1/2)	1月頃		(百万円) 100,000	内閣府 地方創生推進事務局 03-3581-4213	

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

R6当初

地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

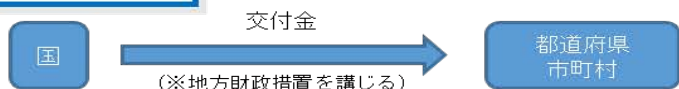
産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

(注1) 令和5年度補正予算において、735億円を措置。

- デジタル実装タイプ：360億円
- 地方創生拠点整備タイプ：300億円
- 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ：60億円
- 地方創生推進タイプ：15億円

(注2) 本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○主な対象事業

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
(先駆型・横展開型・Society5.0型)

	対象となる事業
先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

- 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
 - 市町村が、UIJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援
- 地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援。
(プロフェッショナル人材事業型)
- 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備
(地方創生整備推進型)

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(先進技術の導入)

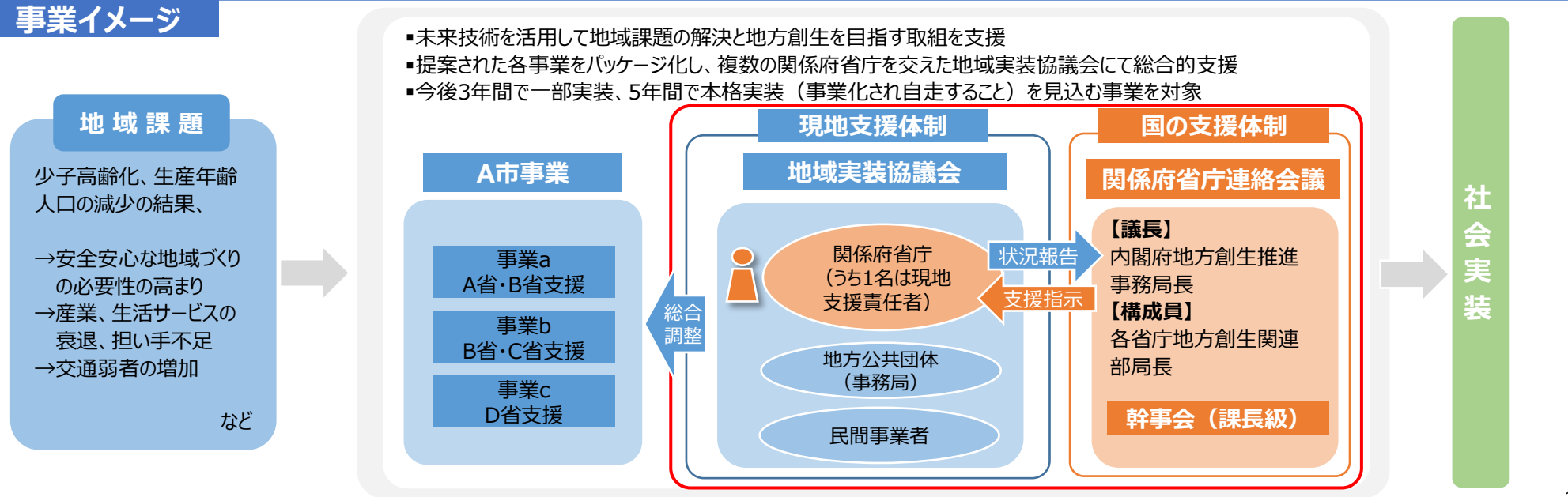
2	未来技術社会実装事業	URL	HP 事例等	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/ichiran.html	 HP	 事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村	ハード・ソフト		4月～5月		74の内数	内閣府 地方創生推進事務局 03-6206-6175

概要

- 未来技術社会実装事業は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」におけるモデル地域ビジョンにて、先導的なスマートシティの創出を目指すための関連施策の1つとして位置づけられています。
- 事業の概要としては、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の**社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業です。**
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度からR5年度までに合計55事業を選定。**選定から5年で社会実装を目指し複数年にわたる伴走型支援を行います。R5年10月時点で33事業※に対して支援を実施中です。**

※ H30年度からR4年度までの選定合計53事業のうち22事業はR4年度末までに支援終了。

事業イメージ



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

3	農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県、市町村 地域協議会、民間団体	ソフト	定額		随時	(百万円) 8,389の内数	農林水産省 地域振興課 03-3501-8359	

< 事業の内容 >

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

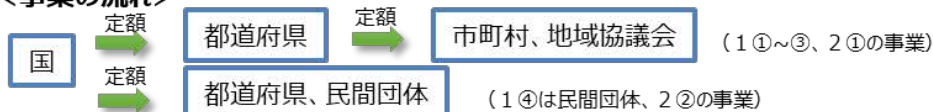
- 中山間地農業ルネッサンス推進支援
中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- 元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく避難対応実現の取組等を支援します。
- 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- 農村RMOモデル形成支援
むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上
高収益作物導入



イ 販売力強化
高糖度栽培技術の導入



ウ 農用地保全
棚田の保全



エ 複合経営



ミニトマト栽培と加工品の開発



オ 生活支援
買物支援・見守り



デジタル技術の導入・定着



《栽培技術のeラーニング》



《テレビ画面で買い物支援》



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援



農用地保全



地域資源活用



生活支援

② 農村RMO形成伴走支援



全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
(デジタル田園都市国家構想の表現を模倣)

「むらづくり」を推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

4	過疎地域持続的発展支援交付金	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
1 地域運営組織等 2 都道府県・市町村 3・4 市町村	ハード・ソフト	下図参照			805 (百万円)	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。（過疎地域以外の条件不利地域も対象）（定額補助）

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



【事業例】佐賀県伊万里市（H29～） 地域公共交通（バス）

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



路線乗車のイメージ



アプリのイメージ



コミュニティバス

2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県等が行う人材育成事業を支援。
（市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助）

【事業例】熊本県水俣市（R3～） 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村から過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。（1/2補助）

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村から過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

5	半島振興広域連携促進事業	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村等	ソフト	1/2、1/3	1月～2月頃		60	国土交通省 国土政策局 地方振興課 半島振興室 03-5253-8425	

目 的

半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

制度の概要

- **対象事業**：地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業であって、複数の取組主体により広域的に実施される事業
 - ・ **交流促進事業**：地域情報発信（パンフレット作成、PR活動等）（簡易な施設整備を含む）
人材育成（人材育成のための研修等）
調査検討（先進事例、交流拡大のための手法検討の調査等）
交流活動（体験学習事業、シンポジウム、スポーツイベント等）
 - ・ **産業振興事業**：特産品開発（特産品開発のための調査、研究開発等）
特産品販売促進（特産品のブランド化支援、テスト販売の実施等）
 - ・ **定住促進事業**：定住情報提供（移住希望者への相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供等）
定住環境整備（移住・定住のための研修、防災講習等の実施、避難計画の策定等）（簡易な施設整備を含む）
- **補助対象**：道府県、市町村、民間団体
- **補助率**：道府県、市町村・・・予算の範囲内で事業費の1／2以内
民間団体・・・予算の範囲内で事業費の1／3以内（ただし地方公共団体の負担額と同額まで）

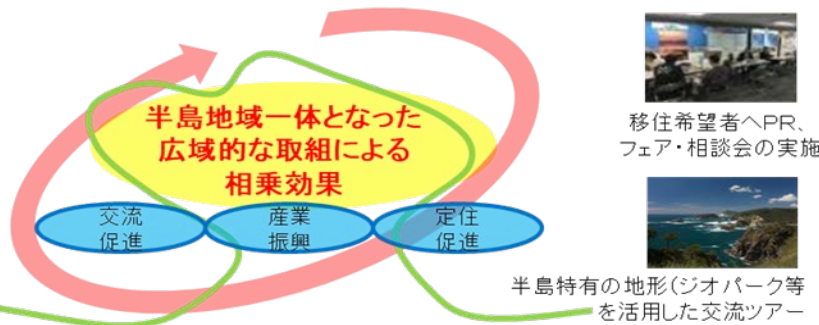
イメージ



半島振興に係る簡易な施設整備



多様な地域資源を活かした特産品開発



申請までの流れ

道府県が事業実施主体として、半島地域における複数の取組主体が行う取組を「半島振興広域連携促進事業計画」にとりまとめ、国へ申請

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

6	スマートアイランド推進実証調査事業	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先	
民間企業・団体等及び 地方公共団体を構成員 に含むコンソーシアム	ハード・ソフト	委託	2月～4月	5月～3月	139	国土交通省 国土政策局離島振興課 03-5253-8421	

企画提案を公募して実施する調査内容

- 各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために検証が必要な事項について、①自立的な実装を実現するための広域的な連携による事業性の確保に特化した実証（広域連携型調査）、②新技術の活用が幅広く、また、島民の日常生活の維持に新技術が直接的に影響を及ぼす小規模離島が有する課題解決に特化した実証（小規模離島型調査）を実施。

※1 広域連携型調査および小規模離島型調査の同時応募は不可とする。

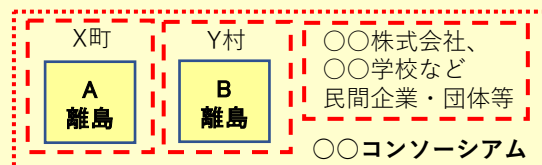
※2 広域連携型調査への応募に当たっては、コンソーシアム等の団体に離島を有する基礎自治体（市町村）を複数で構成されることとする。

- 調査対象となるフィールドは離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興対策実施地域とし、調査にあたっては、現状の課題、課題を踏まえた振興のビジョンを考慮するとともに、調査で得られた結果をもとに他地域への横展開を行うことを念頭に置いて実施するものとする。※広域連携型調査の場合においても、対象となる離島はいずれも離島振興対策実施地域であることを必須とする。
- 調査対象となる分野は、交通・物流、産業振興、医療、教育、エネルギー、防災等、離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げるものとする。

実証調査の調査イメージ

【広域連携型調査】

【コンソーシアムの組成例】



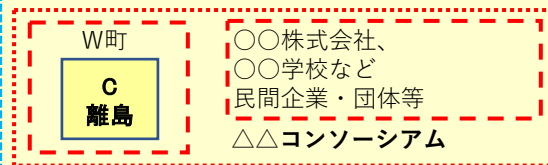
X町（A離島）・Y村（B離島）を含んだコンソーシアム等による応募

【想定される調査のイメージ】

複数離島それぞれで有している機能を集約することによる効率化や、事業規模が小さい単独事業では採算が確保できない、担い手を確保できないといった課題等を解決する技術や体制構築 等

【小規模離島型調査】

【コンソーシアム組成例】



W町（C離島：小規模離島）を含んだコンソーシアム等による応募

【想定される調査のイメージ】

・地域の担い手の確保等が困難な状況に対して、省力化・無人化が図られる技術・体制の構築
・島民にとって、容易に操作が可能とするなど、例えば医療・介護・交通等の分野で、生活利便性の向上が図られる技術や体制構築 等

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりの専門家等の紹介・仲介等)

7	地域活性化伝道師派遣制度	URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村 団体等	ソフト		2月末～4月末 5月～8月中旬		0.7 (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167	

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 330名 <分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農商工連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
121人	21人	81人	11人	55人	121人	27人	131人

○令和4年度実績：地域活性化伝道師5名を全国6地域に派遣

○活用方法

- ① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組に適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりの専門家等の紹介・仲介等）

8	外部専門家（地域力創造アドバイザー） 招へい事業	URL	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

○都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録

○民間専門家(502名)、先進自治体で活躍している職員(28名(組織を含む)) (令和5年4月1日現在 計530名・組織)

○地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

○対象市町村：①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

○財政措置の内容：

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする

■ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

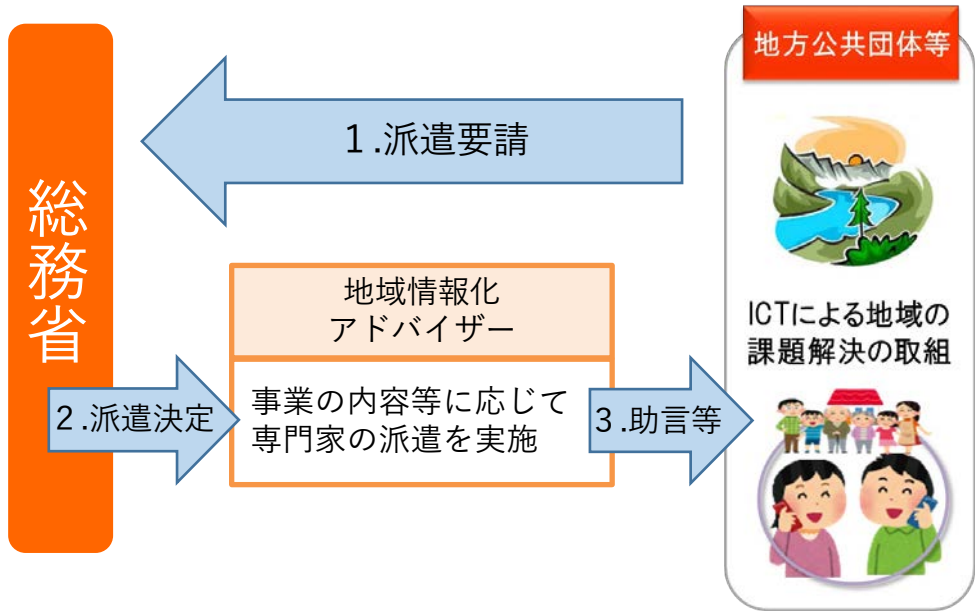
1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりの専門家等の紹介・仲介等）

9	地域情報化アドバイザー派遣制度	URL	HP https://www.r-ict-advisor.jp/ 事例等 https://www.r-ict-advisor.jp/cases-case-good_practices/		 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
地方公共団体等	ソフト		4月～12月頃		104の内数 （百万円）	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 03-5253-5758

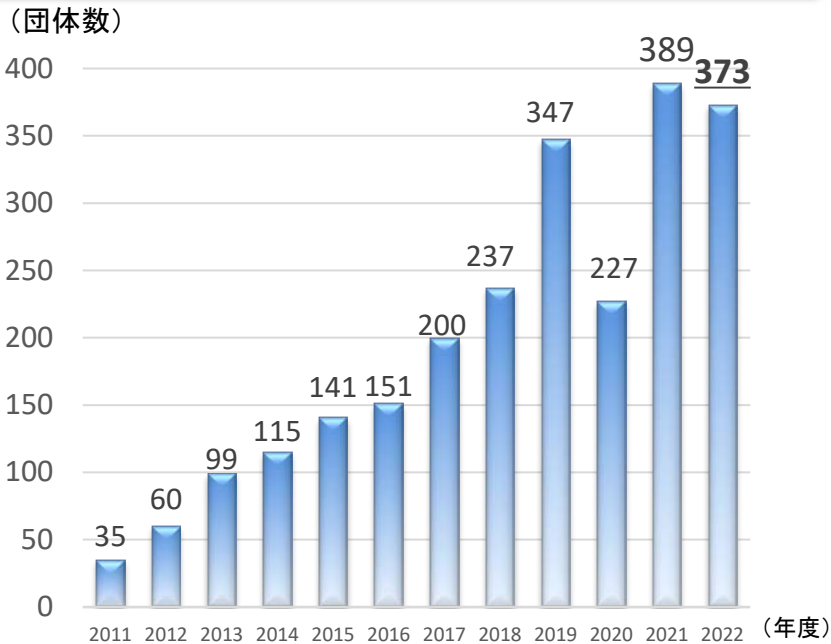
趣旨・目的

情報通信技術（ICT）を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体等からの求めに応じて、ICTの知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域におけるICT利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図る。

派遣の仕組み



派遣団体数



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

10

地域プロジェクトマネージャー

URL

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html



- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠**。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和4年度には70市町村が活用（特別交付税ベース）。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実力があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

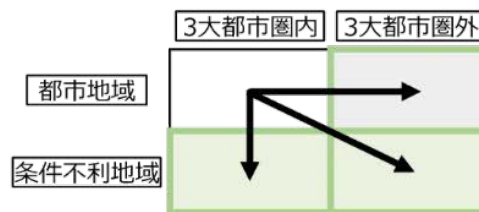
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に必要な経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊OB・OG、地域活性化起業人OB・OGから任用される場合には移住は求めない



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

11	地域活性化起業人	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者 三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体 ①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容(例) 地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興 ○デジタル人材 ○地場産品の開発・販路拡大 ○地域経済活性化 ○移住促進・交流人口の拡大 等

特別交付税措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円/人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体
(派遣元企業に対する事業・PR、協定締結のために必要となる経費)

期 間

6か月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ
⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード 感覚を得ながら取組を展開

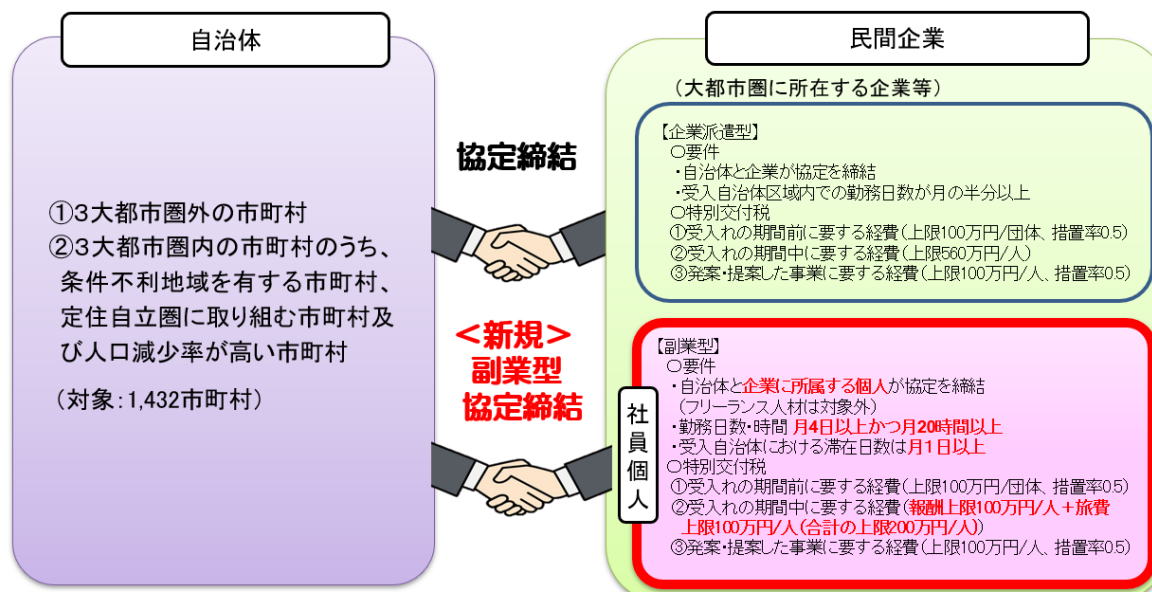
民間企業

社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど
⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)



○ 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）に対する特別交付税措置を創設。



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

12	地域おこし協力隊	URL	HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html 事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyoryokutai_r04.html				 HP  事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			248 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394	

地域おこし協力隊とは

- 制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
 - 実施主体**：地方公共団体
 - 活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
 - 予算**：2.1億円（R5）→ **2.5億円（R6）**
 - 地方財政措置**：＜特別交付税措置：R5→R6＞ **※R6の新規・拡充については赤字**
 - ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
 - ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
 - ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
 - ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：480→**520**万円／人を上限（報償費等：280→**320**万円、その他活動経費：200万円）
 ※報償費等について、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330→**420**万円まで支給可能。その場合も480→**520**万円が上限
 - ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
 - ・地域おこし協力隊員の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
- ※このほか、**JET青年等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、参加につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置



隊員数、取組自治体数の推移 ⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
 ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数を含む。

隊員数の特徴

・隊員の**約4割は女性** ・隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後の隊員の動向（R4.3末調査時点）

- ・令和4年3月31日までに任期終了した隊員の累計は9,656人
- ・任期終了後、**およそ65%が同じ地域に定住**（うち、約4割が起業、約4割が就業、約1割が就農・就林等）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

13	地域運営組織（RMO）	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5533

※RMO：Region Management Organization

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

14	集落支援員	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

○ 過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体（国勢調査における人口集中地区は除く）に対して特別交付税措置を講じる。

対象経費

- ① 集落支援員の設置
- ② 集落点検の実施
- ③ 集落における話し合いの実施
- ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策
（に要する経費）

措置額

集落支援員1人あたりの上限額

専任※ 485万円

兼任 40万円

※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が適当たり15時間30分以上の場合を含む。

配置状況（R4年度）

専任 1,997人

兼任 3,174人
（自治会長などの兼務）

専任の「集落支援員」の属性

約4割が60代
約5割が元会社員・元公務員・元教員
約9割がそれまで暮らしていた自治体で活動

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

15	社会教育主事、社会教育士	URL	HP・事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線3455）	

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

(平成30年12月 中央教育審議会答申) より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」

(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理) より

＜具体的な職務の例＞

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

必要な資質・能力

○人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力

○人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力

○人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

○生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識

○地域課題や学習課題の把握・分析能力

○社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力

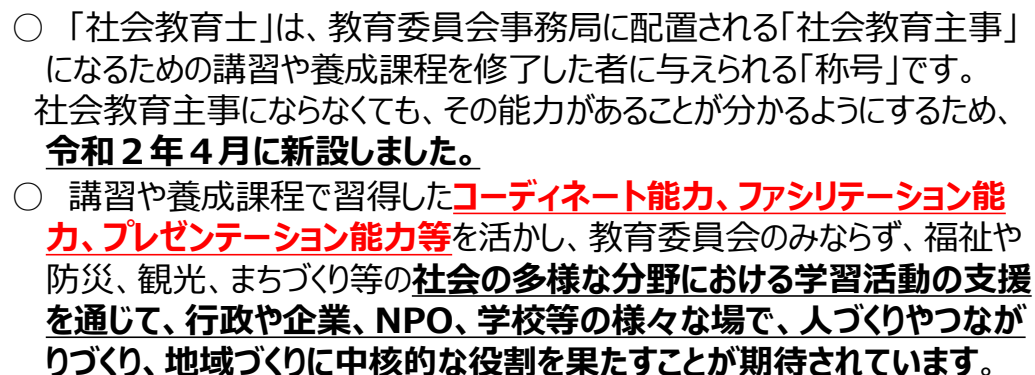
○多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力

○学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力

○地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

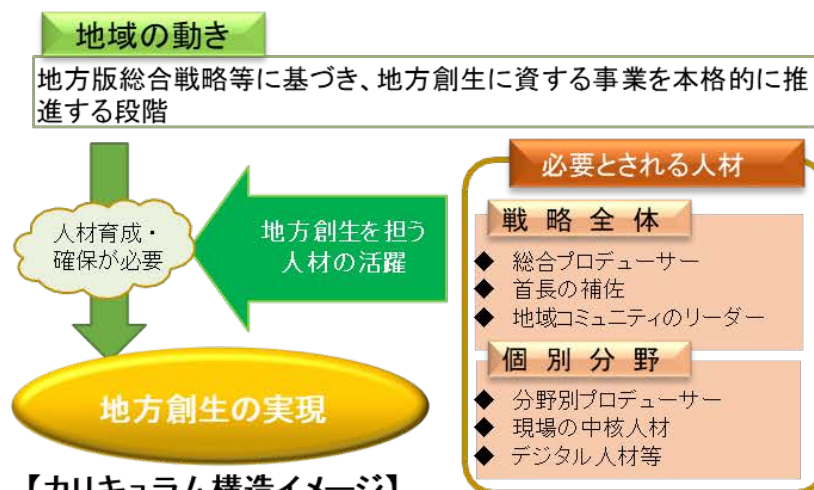
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会)より



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

16	地方創生カレッジ	URL	https://chihouseisei-college.jp/				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
自治体職員・ 民間事業者・学生等	ソフト				166 (百万円)	内閣府 地方創生室 03-6257-1412	

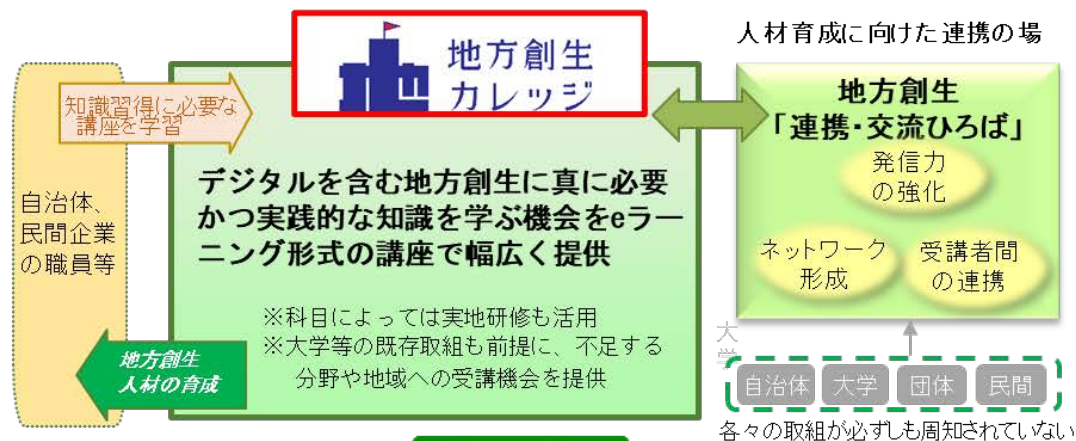
□ デジタルを含む地方創生に真に必要なかつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。



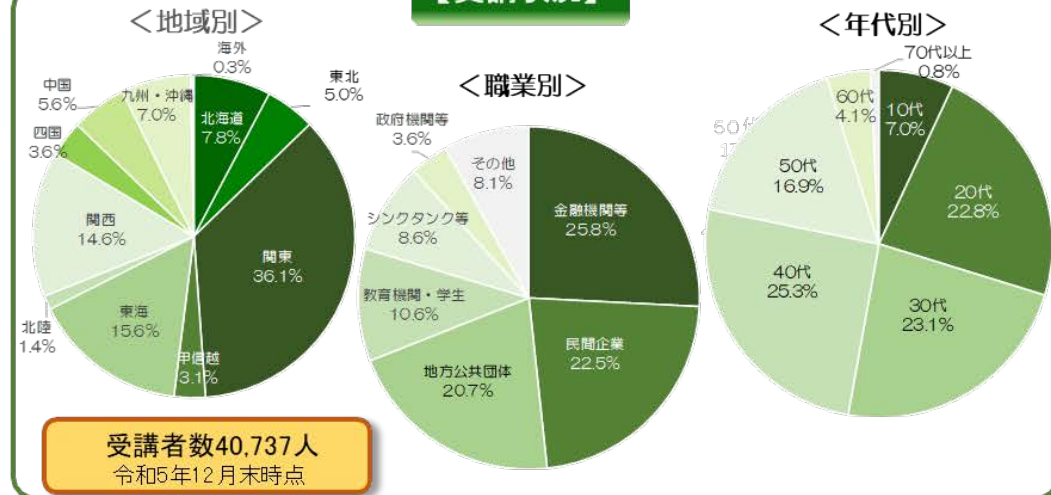
【カリキュラム構造イメージ】



対面・実地 スクーリング/ワークショップ(人材交流・マッチング)



【受講状況】



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

17	農村プロデューサー養成講座	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人	ソフト		5月～6月 ※実践コース		8,389の内数 ※農山漁村振興交付金 (百万円)	農林水産省 農村振興局 農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946	

《事業概要》

- “地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材”『農村プロデューサー』を養成。
- 「入門コース」と「実践コース」で構成。「実践コース」は、オンライン形式（ライブ配信）と対面形式を併用し、“実例を基にした模擬演習”や“研修生自らの実践活動”による現場力アップを重視。さらに修了後は、修了生や講師陣をつなぐネットワークを構築。

入門コース（定員なし）

1. 研修の目標

- ・ 農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

2. 受講対象者

- ・ 地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能
- ・ 実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい

3. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- ・ 地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・ 地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・ チャットを用いた質疑応答
- ・ 全6回（各90分程度）

実践コース（120人程度）

1. 研修の目標

- ・ 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成

2. 受講対象者

- ・ 地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

3. 主な内容

（1）オンライン講義（ライブ配信）

- ・ 地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・ 地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・ チャットを用いた質疑応答
- ・ 2日間（計6時間程度）

（2）対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ ワークショップ形式の演習により、（1）で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また研修生同士の連携も推進
- ・ 2泊3日（全国7会場で開催）

（3）研修生自らの実践活動＋実践【実地研修】

- ・ 研修生が取組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・ 受講生が取組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・ 受講生及び修了者は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで企画・実践
- ・ モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論
- ・ 修了者が実践するモデルケースでは、修了者を対象に実地研修を開催

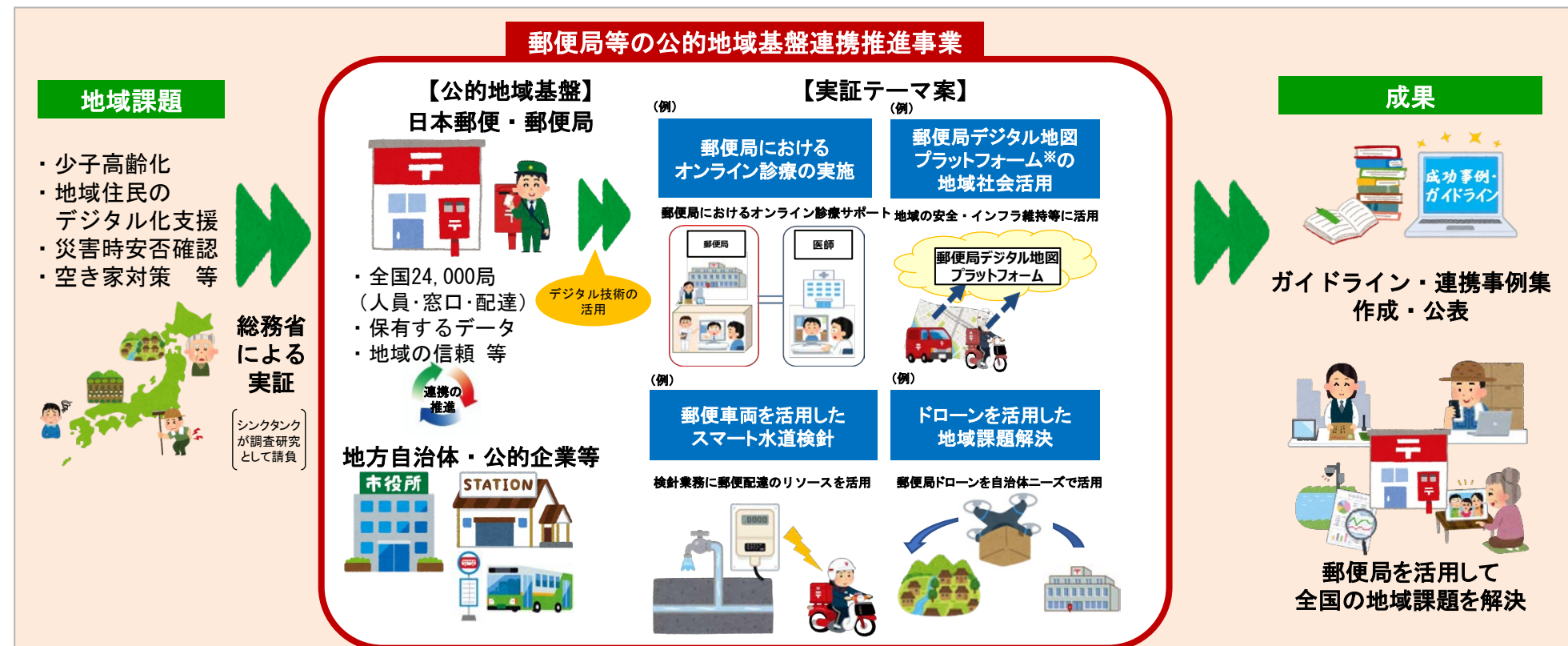
研修修了後のネットワークイメージ



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（郵便局との連携による持続可能な地域・社会課題の解決）

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
郵便局と連携する地方公共団体等の地域の公的基盤	ハード・ソフト	調査研究(請負)			125 (百万円)	総務省 情報流通行政局 郵政行政部企画課 03-5253-5959

- デジタル社会の進展への対応、人口減少などに伴う地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。



(計画年度)

令和4年度～令和6年度

※郵便局デジタル地図プラットフォーム：郵便局が保有する事故頻発地点、アンダーパス冠水頻発箇所、道路損傷箇所等の情報を一元化したデジタル地図を活用するために日本郵便が構築する共通基盤。

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

19	手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう)	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
地域活動団体	ソフト		夏頃			国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 03-5253-8912	
趣旨・目的	全国各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組みを推進する。						
事業内容	「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和6年度で39回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介する。						

募集対象

一般部門

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本*及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果

*原則として国土交通省が所管する分野で、地方公共団体等が整備・管理するものも含む。

大賞部門

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果

※「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰

＜選定にあたっての評価例＞

砂防堰堤を防災施設として捉えて維持する取り組みに留まらず、工夫を凝らして、ライトアップ、そばの実の貯蔵とそば祭りの開催など、多様な活動・イベントにつなげている。こうした取り組みは、地域の子供たちの学習に役立てられるなどの地域貢献の他、観光客の誘致にもつながっていて、砂防施設・防災施設の利活用事例として高く評価できる。 など

受賞事例

砂防堰堤が竣工した事を契機に、地域活性化を目的として砂防施設周辺の利活用の取組を開始。冬期は、当地の名所や氷のオブジェのライトアップを砂防堰堤を含め一体的に行うとともに、堰堤監査廊内にLED装飾を行い、幻想的な空間で、観光客から好評を得ている。また、砂防堰堤監査廊を活用し、蕎麦の実を熟成保存したものを春と秋に開催する蕎麦祭りで提供している。



監査廊内ライトアップの様子



そば祭り開催状況

受賞記念発表会

優れた地域づくり活動を広く紹介することにより、個性的で魅力ある郷土づくりの取組が各地でより一層推進されることを期待し、発表会（交流会）を開催



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

20	地域づくり表彰	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html				
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
地域づくりに関わった団体等(地方自治体、個人含む)		ソフト		毎年2月～4月 (予定)			国土交通省国土政策局地方振興課 03-5253-8404
趣旨・目的		創意と工夫を活かした広域的な地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例を表彰し、それを広く紹介することにより、活力ある地域づくり活動の奨励を図る。					
事業内容		「地域づくり表彰」は、昭和59年度に創設された、地域づくり活動全般を奨励するための表彰制度。各都道府県を經由し募集された、幅広い優れた地域づくり活動の取組事例について、今後の地域づくりのヒントやノウハウにつながるものを表彰し広く紹介するもの。「国土交通大臣賞」「日本政策投資銀行賞」「全国地域づくり推進協議会会長賞」「国土計画協会会長賞」等が設定されている。					

◆令和5年度「地域づくり表彰」受賞団体

国土交通大臣賞（3団体）

保育園留学推進協議会（北海道厚沢部町）
 --- 認定こども園の一時預かり事業と、移住体験住宅による
 ワークーション等を1つのメニューに ---

株式会社 TREE（新潟県三条市）
 --- 若者が地域の過去の取り組みに敬意を持ちながら、
 新しい風を吹き込んでいる事例 ---

特定非営利活動法人 アクア・チッタ（徳島県徳島市）
 --- 従来うち捨てられていた空き倉庫を「可能性のある資源」と捉え、
 立地を活かし魅力あるイベントの開催等で、活気のある賑やかな町に---

●活動概要● 町が有する3つのリソースを、1つのパッケージとして提供
 ①認定こども園でのこどもの「一時あずかり事業」…余剰定員枠を活用
 ②移住体験住宅における「ワークーション」…空き家等を活用
 ③ジャガイモやアスパラの収穫体験など地元の暮らし体験プログラムの3つを「保育園留学」という形で分かりやすく1つにパッケージ化。
 これらを推進するため、認定こども園、地域の地域づくり団体、商工会、観光協会、農協の地域団体等が連携して協議会を形成、相談のワンストップ窓口を設置し、他地域への移転・展開も。
 ▶「住んでみたい・住んで良かった・住み続けたい」を実現するプロジェクト
 ▶問合せは初年度で1400件以上、留学確定数150件、キャンセル待ちも続く
 ▶体験家族の満足度が非常に高い（リピート希望率は97%）
 ▶体験家族の地元消費額を算出すると、年間3,000万円程度の経済効果も
 ▶スマホで出来る「ふるさと納税」である「旅先納税」を活用する家族も

●活動概要● 地元出身の若者の「やってみたい!!」をカタチに
 若者に「なぜこの地域を去ってしまったのだろう?」と聞き取りしたところ、「街に行きたいところがない」「地域で楽しく生きるモデルが見られない」「挑戦できる場がない」といった意見。このため、若者をターゲットに、これまでの地元商店街には無かった魅力的な商品の開発や飲食店の展開、積極的なSNSでの情報発信、創業・起業の伴走支援を行い、地域の未来を創る若者にチャレンジの場を提供。その結果、若者を含む幅広い層の来街者と商店街の新規出店も増加した。
 ▶「腹が減ったら食べたい」「インスタ映えするお店が欲しい」という声を踏まえ、若い人たちをどんどんまちなかに集めるスキームとして、真っ先に飲食店を立上げ
 ▶若い人が来るようになったからと、元々からあった店舗も若者向けの商品開発に着手。新旧の商店が丸となり、ますます若い人が集まりやすい雰囲気に
 ▶若手の発案で「アニメの聖地」としての売り込みも実現
 ▶街が活性化し「TREE」以外の新たな若者グループも立ち上がってきている

●活動概要● 遊休倉庫等を、店舗や事務所に転換し、地域のにぎわいを創出
 「アクア・チッタ」（イタリア語で「水の街」の意味）は、徳島市内中心部にある古い遊休物件となっていた倉庫街「万代中央ふ頭」に、衣食住を備えた「街」をつくることを目的に、この地に魅力を感じた徳島の中小企業オーナーたちが中心となり2005年に設立した団体。
 遊休倉庫などの港湾施設を、飲食店やアパレル、雑貨、家具などの小売店、事務所などへリニューアルすることで、地域のにぎわいを創出。
 埠頭という開かれた立地を活かして、各イベント会場として倉庫や岸壁を提供したり、冬季には高さ約6mの巨大クリスマスツリーを設置しているほか、最寄りの川を運行している水上交通との連携によるイベントを実施。
 ▶各種イベント開催の結果、19棟ある倉庫のうち、13棟に33事業者が入居
 ▶イベント「アクア・チッタ フェスタ」で1万7千人を集客
 ▶大学や建築士会、他のNPOの協力を得て街の「ビジョンづくり」にも着手

全国地域づくり推進協議会会長賞（2団体）

- ・おしゃれ田舎プロジェクト（長野県小諸市）
- ・神明大杉再生検討会議（岐阜県瑞浪市）

国土計画協会会長賞（1団体）

- ・倭文西まちづくり協議会（岡山県美咲町）

日本政策投資銀行賞（1団体）

- ・行田市及び一般社団法人 行田おもてなし観光局
「行田花手水week 及び 希望の光」（埼玉県行田市）

地域づくり表彰審査会特別賞（1団体）

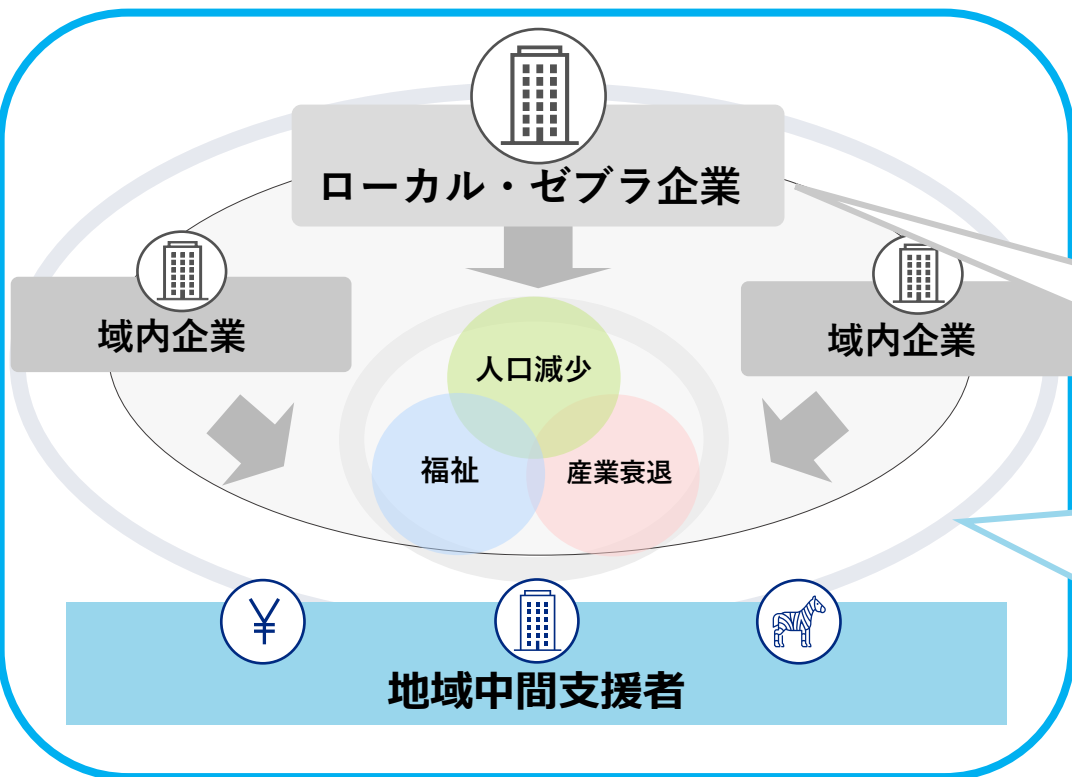
- ・「竹・福・商」連携による大崎町
「竹の資源化」モデル（鹿児島県大崎町）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

21	地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業	URL	① https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/pr/pdf/pr_ippan.pdf ② https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/2024/20240301_01.pdf		 ①  ②	
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間事業者・団体等	ソフト	委託	4月～ 5月頃		600	経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

地域課題解決事業推進に向けた基本指針に則り、ローカル・ゼブラ企業を中心とする地域課題解決事業の地域での実証を実施。事業モデルや社会的インパクトの評価手法等の確立を目指す。

＜採択する体制イメージ＞



調査事務局によるメンター派遣

社会的インパクト測定・マネジメントを支援

ローカル・ゼブラ企業の取組内容

- －IMM等を用いた社会的インパクトの可視化
- －インパクト戦略を踏まえたビジネスモデル策定

地域中間支援者とローカル・ゼブラの取組内容

- －地域ビジョンの策定
- －地域課題を構造分析し、解決策を設定
- －社会的インパクトを用いた連携体制の構築
- －課題解決に必要な実証の場を提供

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

22	農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金	URL	HP 事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s-zirei/zirei.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
市町村、地域協議会、 民間団体等	ソフト	定額	2月～3月	12月頃	780	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2498

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

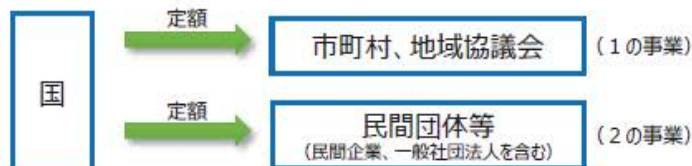
バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用
したビジネス創出
の支援

外部専門家
によるマーケ
ティングに関
する基礎講
習

ビジネスモデ
ル作成に関
する企画コン
ペ形式WS

2. ② 山村振興セミナー支援

2.① 商談会開催支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

23	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策	URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html	HP・事例等 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県、市町村、民間団体、地域協議会、農林漁業者、民間事業者、農林漁業者の組織する団体等	ハード・ソフト	定額、1/2、3/10等	2月上旬～下旬 ほか ※詳細は次ページ		8,389の内数	農林水産省農村振興局 ※詳細は次ページ

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成及び実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

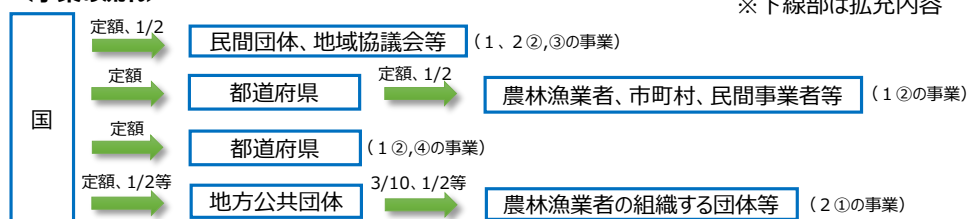
2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

①地域活性化型



②農山漁村発イノベーション創出支援型



③農泊推進型

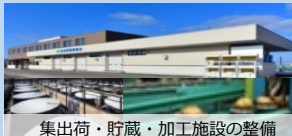


④農福連携型



2. 農山漁村発イノベーション整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



②農泊推進型



③農福連携型



各メニューの
公募時期等

○公募時期

1. 農山漁村発イノベーション推進事業 2月上旬～下旬頃

※②農山漁村発イノベーション創出支援型においては、農山漁村発イノベーション中央サポート事業のみ該当

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（②農泊推進型、③農福連携型） 2月上旬～下旬頃

○事業要望調査時期

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（②農山漁村発イノベーション創出支援型） 1月下旬～2月中旬頃

※農山漁村発イノベーション中央サポート事業を除く

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（①定住促進・交流対策型及び産業支援型）

①定住促進・交流対策型 1月下旬～2月中旬頃

産業支援型 1月下旬～2月中旬頃

各メニューの
問合せ先

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

①地域活性化型のうち

・活動計画策定事業、農山漁村関わり創出事業(※地域づくり人材育成(農村プロデューサー養成講座)以外)、
農山漁村情報発信事業(※優良事例の横展開)) 都市農村交流課 03-3502-5946

・農山漁村関わり創出事業(※地域づくり人材育成(農村プロデューサー養成講座)) 農村計画課 03-3502-6001

・農山漁村情報発信事業(※理解醸成等) 鳥獣対策・農村環境課 03-6744-0250

②農山漁村発イノベーション創出支援型

都市農村交流課 03-6744-2497

③農泊推進型 都市農村交流課 03-3502-0030（2. 農山漁村発イノベーション整備事業の②農泊推進型も同じ）

④農福連携型 都市農村交流課 03-3502-0033（2. 農山漁村発イノベーション整備事業の③農福連携型も同じ）

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型のうち

・定住促進・交流対策型 地域整備課 03-3501-0814

・産業支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

24	地域経済循環創造事業交付金 (ローカル10,000プロジェクト)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市区町村	ハード	原則1/2 (上限2500万円)	毎月10日〆切	毎月	(百万円) 600の内数	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業
- ・地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3、3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・「デジタル技術」 国費9/10
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

・公費による交付額以上

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績（455事業、365億円）

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R5年3月末時点))

※端数処理の都合上合計は一致しない。

- ・公費交付額 129億円
- ・融資額 181億円
- ・自己資金等 54億円

重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費9/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

25

デジタル林業戦略拠点構築推進事業

URL

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html>



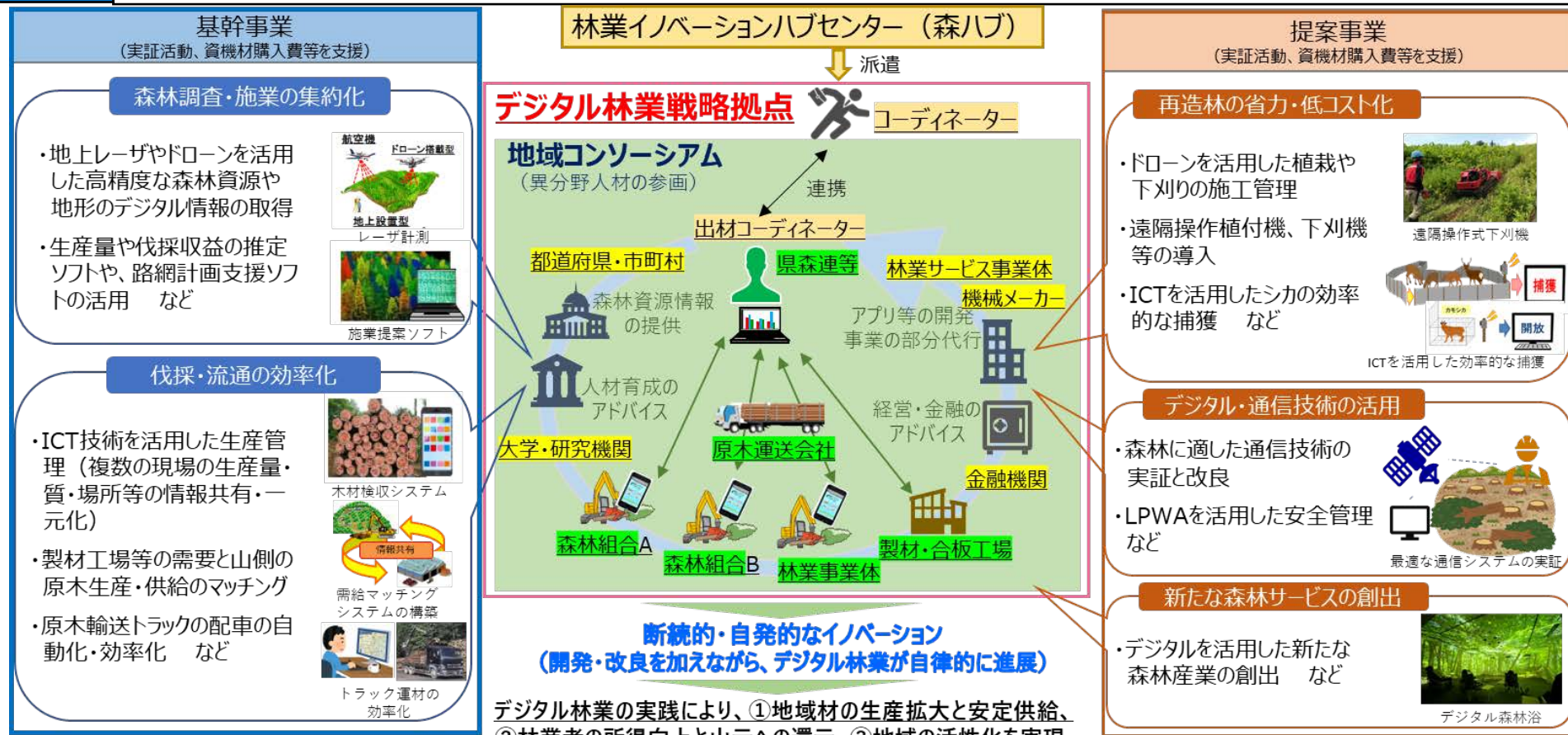
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
地域コンソーシアム	ソフト	定額、1/2	1月下旬～ 3月上旬頃		78 (百万円)	農林水産省 林野庁 研究指導課 03-3501-5025

趣旨・目的

これまで一部の者や分断的な利用に留まっているデジタル技術を、地域全体で森林資源調査、原木の生産・流通、再造林など林業活動にフル活用する「デジタル林業」の実践・定着を進めることが重要。
そのため、異分野を含む多数のプレイヤーが地域コンソーシアムを形成し、地域一体となりデジタル林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の構築を支援する。

事業内容

地域コンソーシアムによる林業のデジタル化の実証活動（以下①～③の取組）を支援する。
①検討会開催 ②森ハブから派遣されるコーディネータの活用 ③実証活動（資源管理、生産管理、造林、通信、森林サービス）



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

26	デジタル水産業戦略拠点整備推進事業	URL	—			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	2月		1,952の内数	農林水産省 水産庁漁政部企画課 03-3592-0731

<事業の内容>

デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援

これまで資源管理、生産、加工・流通・消費の個々に実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組むデジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

デジタル水産業戦略拠点（イメージ）

漁村地域の関係者によるデジタル技術を活用した協業



漁業者



加工業者



流通業者

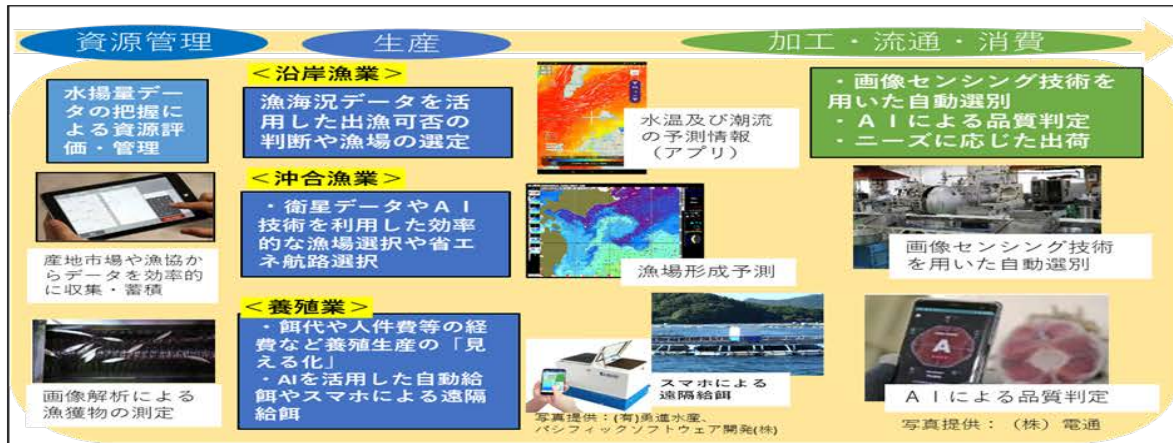


消費者

期待される効果

- 漁村地域の活性化
地域内での相乗効果も含め、水産関係者の所得の向上など、地域の活性化
- 都市住民や外国人観光客も裨益
消費者の安心趣向への対応、食品ロス削減、ワーケーション等によるQOL向上
- 学ぶ場の提供
地域外のスマート水産業に興味のある漁業者や加工流通業者等に学ぶ場を提供

【参考】・資源管理・生産・加工・流通・消費におけるデジタル技術の例

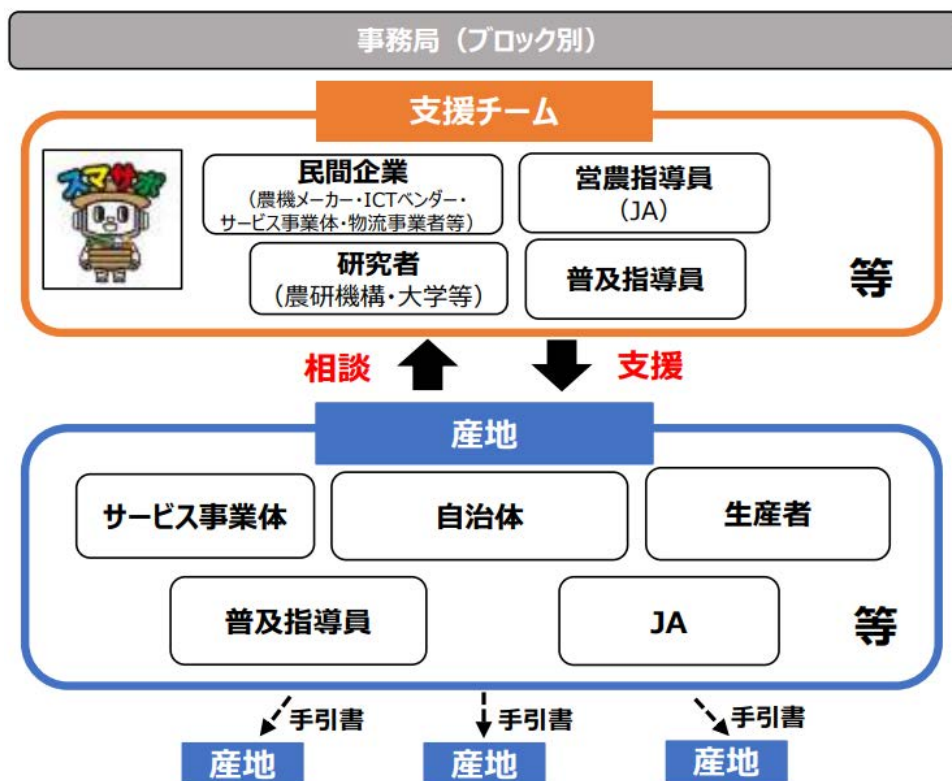


2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

27	スマート農業技術活用産地支援事業	URL	①公募について https://www.naro.go.jp/project/research_activities/laboratory/naro/161441.html ②支援の概要 https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/katsuyo-sanchi-shien/index.html				 ①	 ②
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先		
民間団体等	ソフト	定額	1月下旬～ 3月上旬		3,000の内数（百万円） ※スマート農業技術の開発・ 実証・実装プロジェクト	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 03- 3502-7438		

- 実証プロジェクトに参加して技術・ノウハウを培ったメンバーの中でも、スマート農業技術の普及・実装に積極的に取り組む民間企業、営農指導員、研究者、自治体の普及員等が「スマートサポートチーム（通称：スマサポ）」として活動。
- 令和4年度より、スマート農業技術活用産地支援事業を活用し、スマサポのメンバーを中心とした支援チームが、新技術を積極的に取り入れる他産地への実地指導に取り組む。今後、これらの産地での指導結果に基づいて手引書を作成し、指導人材を育成しつつ、スマート農業技術やデータ活用を推進。

スマート農業技術活用産地支援事業イメージ



事業における取組一覧（上段：R5年度採択、下段：R4年度採択）

	支援チームの代表機関	支援を受ける産地	品目
①	ウォーターセル（株）	北海道	パレイショ、水稻等
②	（株）誠和	埼玉県	イチゴ
③	（株）鈴生	静岡県	レタス、ブロッコリー等
④	（株）レグミン	兵庫県	麦類、タマネギ等
⑤	（株）つじ農園	三重県	水稻、麦
⑥	（一財）浅間リサーチ エクステンションセンター	鳥取県	水稻
⑦	テラスマイル（株）	岡山県	ブドウ
⑧		熊本県	イチゴ
①	（株）スマートリンク北海道	北海道	水稻、小麦等
②	テラスマイル（株）	岩手県	ピーマン
③		富山県	タマネギ、業務用米
④		三重県	茶
⑤	（株）日本能率協会コンサルティング	群馬県	イチゴ
⑥		鹿児島県	キャバツ
⑦	（株）スカイマティクス	千葉県	水稻
⑧	農研機構 北海道農業研究センター	北海道	飼料作物
⑨	石川県農林総合研究センター	石川県	水稻、大豆、麦
⑩	大阪公立大学	三重県	トマト
⑪	（一財）浅間リサーチ エクステンションセンター	宮崎県	かんしょ

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（有機農業）

28	みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち 有機農業新規参入者技術習得等支援事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yosan_yuuki.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	2月～3月頃 予定		（百万円） 650の内数	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

趣旨・目的

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会の開催や研修カリキュラムの内容調査、設計等を支援。

<事業の内容>

1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の講習会の開催や研修カリキュラムの内容調査、設計等を支援します。**

<事業イメージ>



<事業の流れ>



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（有機農業）

29	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業産地づくり推進		URL	HP・事例等 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html			
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
市町村等		ソフト	定額、1/2		1月中旬～2月中旬予定 (状況に応じ随時)	(百万円) 650の内数	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114
趣旨・目的		地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、販路拡大等、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで有機農業を推進する取組の試行や体制づくりへの支援、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出。					

<事業の内容>

1. 有機農業産地づくりの推進

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく、**産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組**を支援します。

2. 飛躍的な拡大産地の創出

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「**新たな有機農業実施計画**」の実現に向けて、**他の行政区や事業者との連携、輸出を視野に入れた取組**により域外の販路確保に取り組みつつ、高効率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

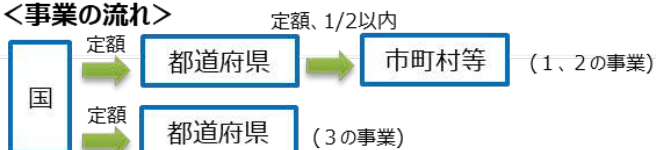
3. 展開・普及の促進

都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の**勉強会**や**検討会の開催**等の取組を支援します。

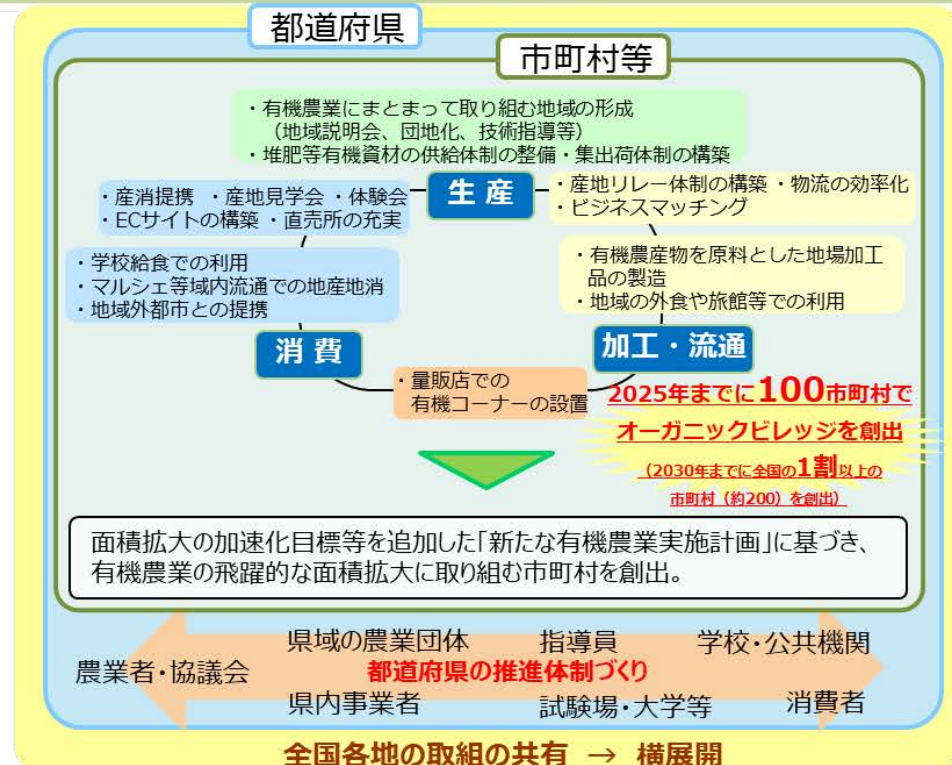
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている場合
- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が**みどり認定**等を受けている場合
- ・地域計画が策定されている又は策定に向けた協議が実施されている場合
- ・輸出促進法に基づく**輸出事業計画の認定**を受けた産地において取組を行う場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（有機農業）

30	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系への転換サポート	URL	HP https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html 事例等① https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/attach/pdf/index-53.pdf 事例等② https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/attach/pdf/index-54.pdf				  
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
協議会、都道府県 市町村、農業協同組合		ソフト	定額 1/2以内		1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)	650の内数 (R5補正予算 2,706の内数)	農林水産省 技術普及課 03-6744-2218

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、各産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

事業内容 農業生産における環境負荷低減の取組を推進するため、各産地におけるグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援

- ① 産地に適した環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の検証
- ② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入
- ③ ①と併せて行う環境に配慮した農産物に対する消費者の理解醸成
- ④ グリーンな栽培体系の実践・普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定
- ⑤ 栽培マニュアル・産地戦略の関係者への情報発信（HP掲載等）

環境にやさしい栽培技術

化学農薬の使用量の低減

化学農薬のみに依存しない総合防除 など

化学肥料の使用量の低減

堆肥や有機質資材の活用 など

有機農業の取組面積の拡大

有機農業のための土づくりや防除法 など

水田からのメタンの排出削減

中干し期間の延長、秋耕 など

バイオ炭の農地施用

果樹選定枝のバイオ炭、籾殻くん炭 など

バイオ炭の農地施用

果樹選定枝のバイオ炭 など

石油由来資材からの転換

バイオマス由来成分を含む生分解性マルチなど

プラスチック被覆肥料の被覆殻対策

プラスチック被覆肥料の代替技術

被覆殻の流出防止技術

省資源化

耐用年数の長い資材への切替え など

その他温室効果ガスの排出削減に資する技術

省力化に資する技術

慣行の栽培体系と比べて
省力化される技術

環境にやさしい栽培技術
の省力化を図る技術



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（都市農業）

31	農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策	URL	HP 事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_gaiyou.html https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_jirei.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
民間団体・地域協議会・ 市区町村・JA NPO法人等	ソフト	定額	2月下旬～ 3月上旬頃		8,389の内数 ※農山漁村振興交付金 (百万円)	農林水産省 農村振興局 農村政策部農村計画課都市農業室 03-3502-5948
趣旨・目的	都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先する。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援する。					

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成・効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

- ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組
- イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組
- ウ 防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② モデル支援型

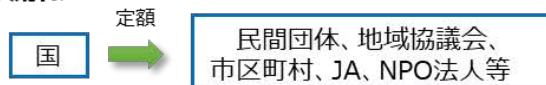
国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

●地域支援型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

●モデル支援型



農地ファンの拡大



防災機能の強化

<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。



●都市農地創設支援型

老朽化した駐車場を農地等への整備



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点点により優先。



貸借



都市農業者（担い手）

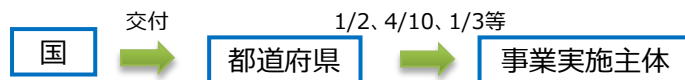
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

32	浜の活力再生・成長促進交付金のうち 水産業強化支援事業	URL	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 漁業協同組合等	ソフト・ハード	定額（1/2、 4/10、1/3等）			（百万円） 1,952の内数	農林水産省水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 03-6744-2391
趣旨・目的	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため。					
事業内容	浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について支援する。					

< 事業の内容 >

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、産地市場の電子化や作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備**、**産地市場の統廃合に必要な施設の整備**とそれに伴う既存施設の撤去、**種苗生産施設や養殖関連施設の整備**、**漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

<事業の流れ>



< 事業イメージ >

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



津波避難タワー

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

33	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうち地域資源活用展開支援事業		URL	HP			
				事例等	https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/kanbo/240209_302-1.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/seminar.html		
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
民間団体等		ソフト	定額	2 月初旬～3 月初旬		(百万円) 650の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6738-6478

<事業の内容>

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援します。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援します。

2. バイオマス活用展開調査型

バイオマスのフル活用に向けて、把握できていないバイオマスについて賦存量や利用量・用途の検証、バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援します。

4. 農村地域におけるGX実現モデル調査型

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）による営農型太陽光発電や、国産SAFの原料となる資源作物など、農村地域におけるGX実現に向けた調査等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 専門家によるワンストップ対応型および支援普及型



2. バイオマス活用展開調査型



3. 先進事例の情報普及型



4. 農村地域におけるGX実現に向けたモデル調査型



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

34	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマスの地産地消	URL	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 民間事業者等	ハード・ソフト	定額 (1/2以内)		3月中旬～4月下旬	(百万円) 650の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6738-6479

<事業の内容>

1. 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

3. バイオ液肥の利用促進

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥の肥料効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会等により、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用拡大を図る（普及啓発）。

4. バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証支援

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

事業化の推進（調査・設計）



バイオ液肥の利用促進

- ① 散布実証
- ② 肥効分析
- ③ 普及啓発

効果促進対策

- 【検証】
- ・災害時稼働実証
 - ・電気と熱の多面的利用（農業用ハウスへの熱供給等）
 - ・発電効率の改善、原料の多様化 等
- 施設の導入効果を高めるための活動を支援。

検討会開催

バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証支援

荒廃農地等を活用した栽培実証

栽培体系の分析

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

35	林業・木材産業循環成長対策のうち、木質バイオマス利用促進施設整備	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村・民間事業者等	ハード	1/2、1/3、15/100	随時	交付窓口である都道府県林務担当課に随時ご相談ください。	6,410の内数	交付窓口である都道府県林務関係部局へご相談ください

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※⁵

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

<補助対象>

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

36	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち、木質バイオマス利用環境整備事業	URL	—			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	1月下旬～3月上旬頃		108 （百万円）	農林水産省 林野庁木材利用課 03-6744-2297

< 事業の内容 >

1. 林地残材等利用環境整備事業（新規）

増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業

（1）「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。ESCO事業※など、**熱利用の普及加速に資するテーマに取り組む地域を優先的に支援**します。
- ②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

（2）「地域内エコシステム」リビングラボ事業

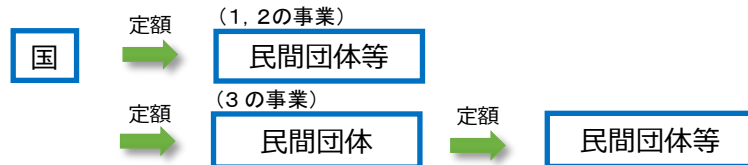
- ①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

※ESCO事業:エネルギー供給事業者が省エネ効果が見込まれるシステムを提案し、ボイラー等の設置から維持・管理までを含む包括的なサービスを提供する事業

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

林地残材の利用促進に向けた環境整備

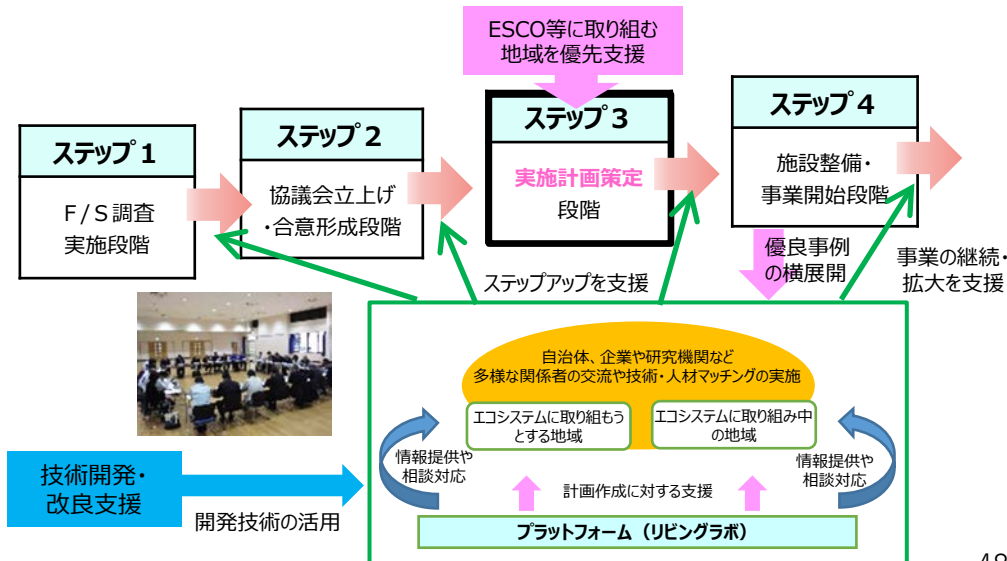


林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証



林地残材の利用促進

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

37	地域経済循環創造事業交付金 (分散型エネルギーインフラプロジェクト)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県 市区町村	ソフト	原則1/2	年度上半期 ※上記以外でも 随時相談	年度上半期	(百万円) 600の内数	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523
趣旨・目的	地域資源を活かした地域エネルギー事業の事業化に向けたプロジェクト推進計画（マスタープラン）の策定に要する経費を交付することにより、地域経済循環を創造する。					
事業内容	地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。					

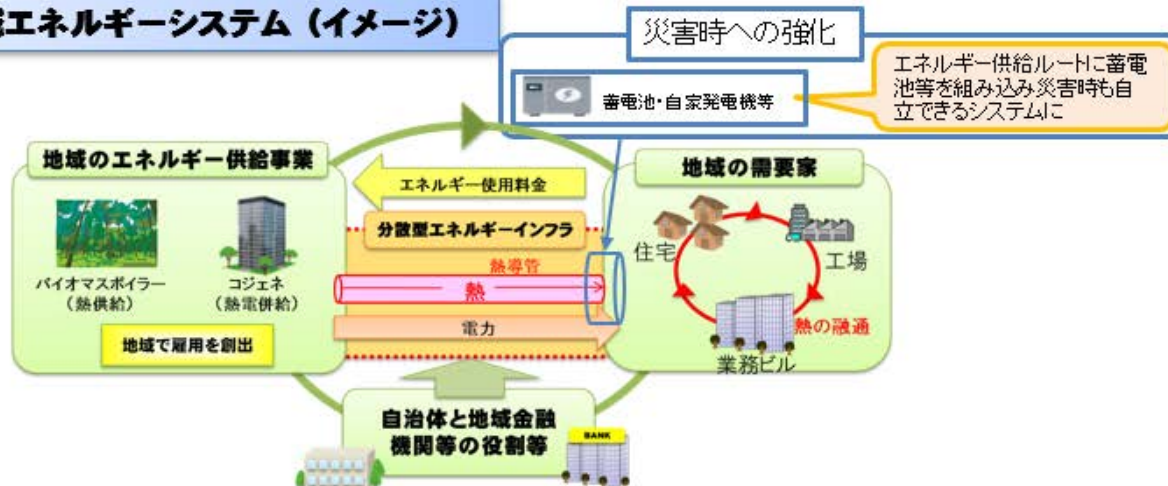
＜補助対象＞ マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

＜補助率＞ 策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は3/4）

＜実績＞ これまでに70の団体が策定（平成26年度～令和4年度）

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム（イメージ）



一般的なエネルギーシステム

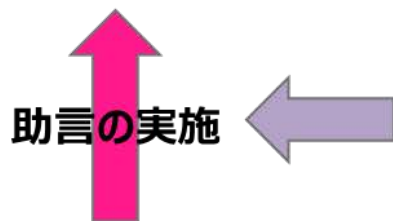


2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

38	地域経済循環創造事業交付金 (人材面からの地域脱炭素支援)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市区町村	ソフト	1/2	年度上半期 ※上記以外でも 随時相談	年度上半期	600の内数	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523
趣旨・目的	脱炭素社会の実現に資する専門人材を招へいする場合において、その招へいに要する経費の一部を支援することにより、地域における脱炭素社会の実現に資する。					
事業内容	関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介するほか、外部専門家を招へいする際の費用を支援する。					



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、
自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助
 - ※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)
 - ※2 補助率：補助対象の1/2



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

39	GXアドバイザー (経営・財務マネジメント強化事業)	URL	https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県 市区町村	ソフト		複数回公募 を実施		地方公共団体金融機構 が負担	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523	
趣旨・目的	地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣し、地域における脱炭素社会の実現に資する。						
事業内容	総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」にGX分野を設け、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣する。						

支援分野

○課題対応アドバイ事業

地域脱炭素に取り組む市区町村に対して、下記の分野において支援を実施。

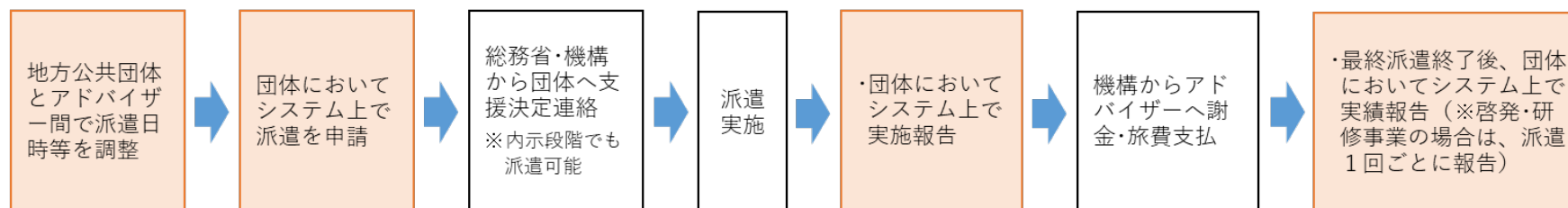
＜地域脱炭素ロードマップの重点対策＞

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

○啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

○アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。(謝金単価は原則、1時間あたり6,000円)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

40	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業	URL	HP https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372561.htm 事例等① https://www.mext.go.jp/sports/content/20230901-spt_stiiki-300000925-1.pdf ② https://www.mext.go.jp/sports/content/20230901-spt_stiiki-300000925-2.pdf			 HP	 事例等①	 事例等②
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算
都道府県・市町村	ソフト	定額	2月～3月頃(委託)・ 3月～5月頃(補助)		(百万円) 189	文部科学省スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 03-5253-4111（内線3929）		

事業内容

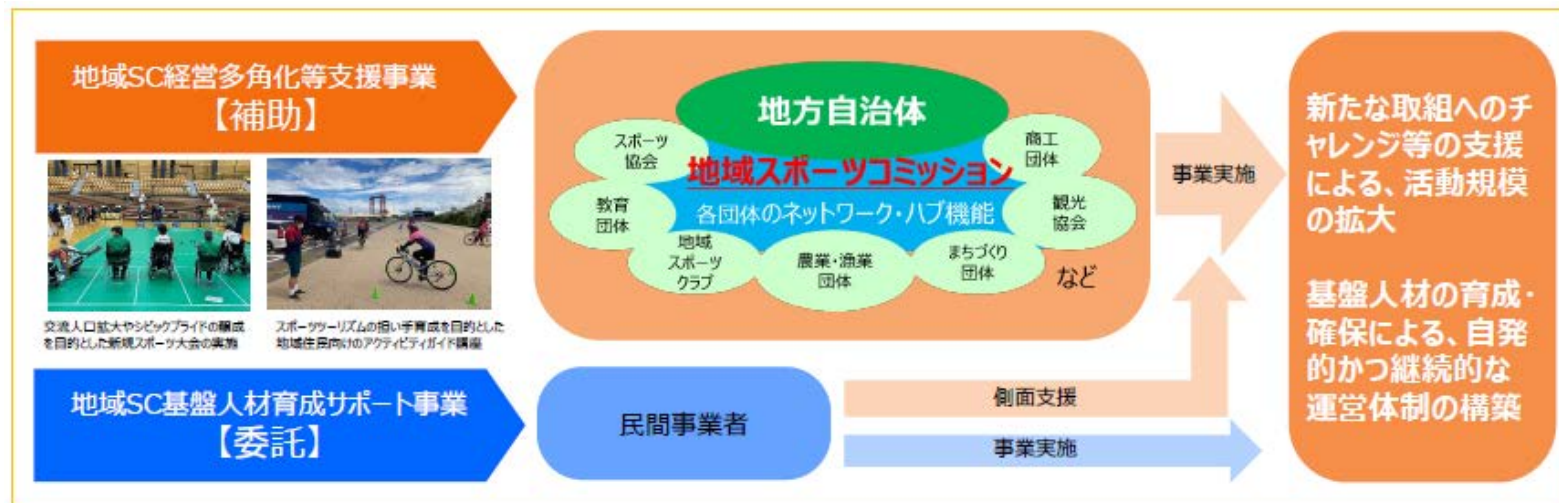
スポーツツーリズム等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（質的な向上）に向け、①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を促進する。

地域SC経営多角化等支援事業 1.2億円

- ・アクティビティコンテンツの開発やガイドの育成など交流人口拡大に資する持続性のある事業（アウター事業）や、住民の外出や交流を促す地域住民向けの事業（インナー事業）、それらの担い手として副業兼業人材等を活用するなど、多角的な事業展開へのチャレンジを支援する。
- ・地域を挙げた取組を一層後押しするため、地域SCの新設に必要な費用を支援する。

地域SC基盤人材育成サポート事業 0.6億円

- ・地域SC経営多角化等支援事業に対し、個別にコンサルティングを実施し、補助事業の効果を最大化する。
- ・研修講座等の人材育成サポートを本格実施へ移行する。
- ・人材確保に向けたマッチングをモデル的に実証する。



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

41	スポーツによる地域活性化・まちづくり コンテンツ創出等総合推進事業	URL	HP https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/ list/detail/1387682.htm 事例等 https://sporttourism-japan.com/		 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・ 民間団体	ソフト	委託	2月～3月頃(事務局)・4月～5月頃 (モデル事業者)		(百万円) 179	文部科学省スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 03-5253-4111（内線3931）

事業内容

事業実施期間 平成29年度～

スポーツと地域資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じ、交流人口の拡大、地域・経済の活性化を推進するため高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援するほか、インバウンドの回復を踏まえたスポーツツーリズム・ムーブメント創出を積極的に推進する。

①スポーツツーリズムコンテンツ創出事業 0.8億円

○重点テーマの「武道（デジタル技術の活用を含む）」、「アウトドアスポーツ」を含めたテーマ別に地域スポーツ資源を活用した実証モデルの実施、効果検証等を行う。

（取組事例）国内外旅行者から選ばれる優良コンテンツを創出。地域の魅力向上や消費額拡大、地方部での長期滞在※に資する取組

※ワーケーション、検定や資格の取得、コンディショニング等

1. 武道ツーリズム

（デジタル技術の活用を含む）

日本発祥の武道と歴史・文化等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出



2. アウトドアツーリズム

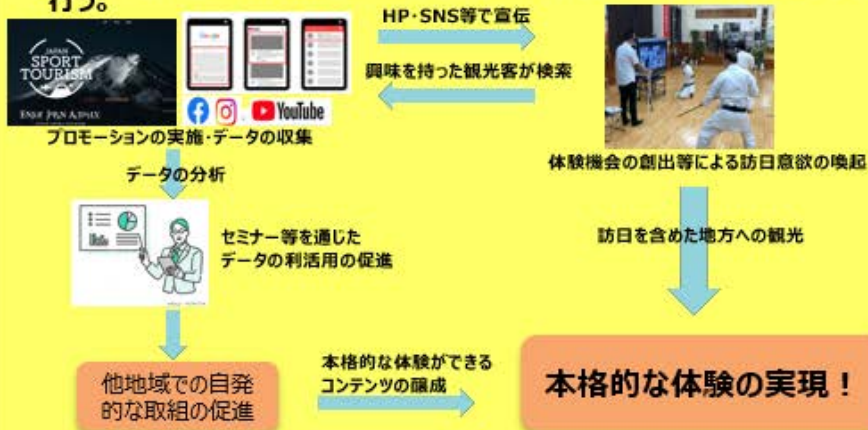
「スノースポーツ」、「登山・ハイキング・トレッキング」、「ウォーキング」など、景観や自然環境、地域の生活等を有機的に連携させた、広域コンテンツを創出



②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（拡充） 0.9億円

○ホームページ等を通じデジタル技術を活用したプロモーションを実施し、基礎的データの収集・分析、セミナー等を通じた、データ利活用、他地域での自発的な取組を促進。

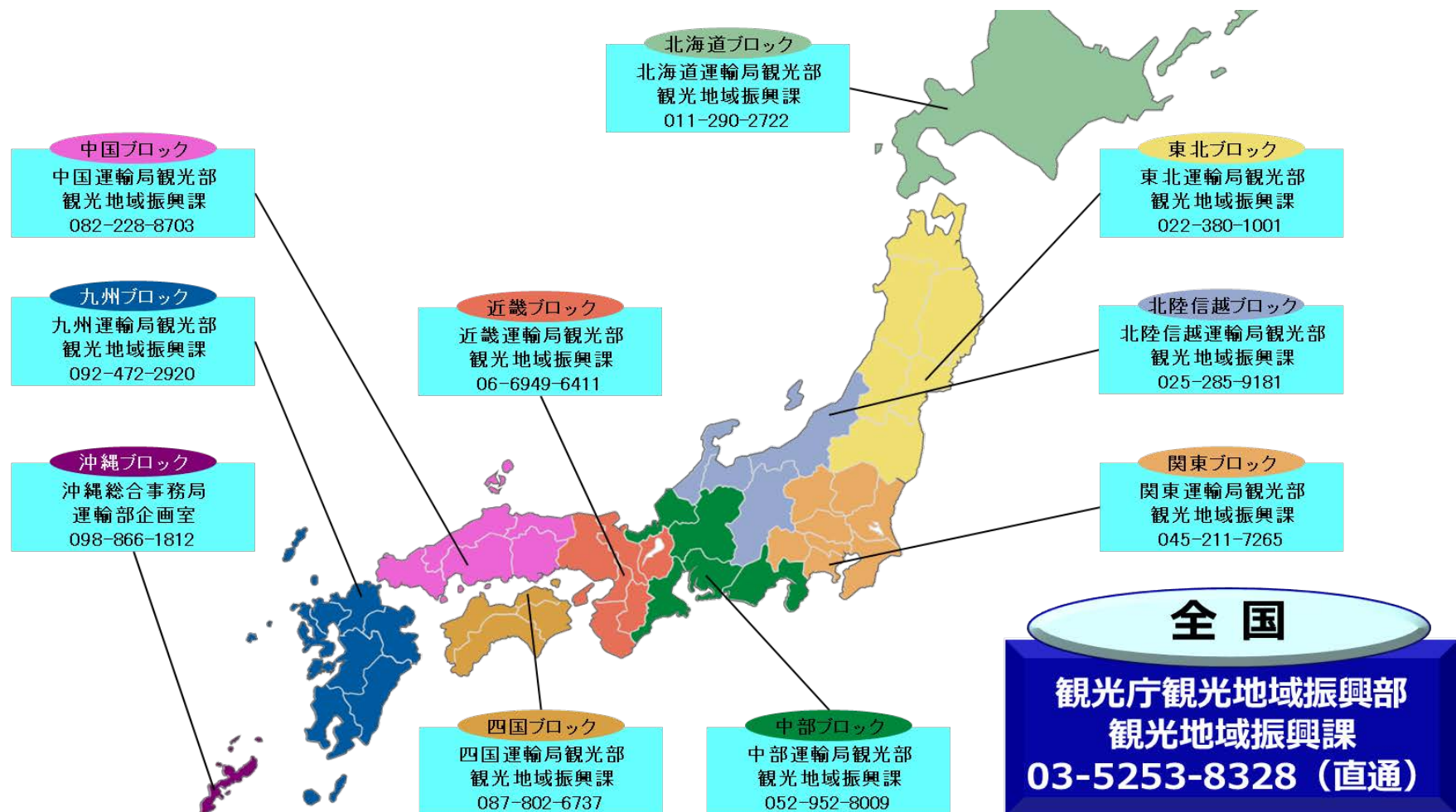
○人口集積地やオンラインでの体験機会の創出による武道を中心としたスポーツツーリズムの認知拡大を通じ、訪日意欲の喚起、地方誘客の促進を行う。



スポーツによる地方創生・まちづくりへ

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

42	観光地域づくり相談窓口の設置	URL	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
下図参照	ソフト					国土交通省観光庁 観光地域振興課 03-5253-8328



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

43	地域一体型ガストロノミー ツーリズム推進事業	URL	①ソフト公募 https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000306.html ②ハード公募 調整中				 ①
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	ハード・ソフト	ハード 1/2	【ソフト】 3月上旬～4月中旬 【ハード】 4月以降で調整中		(百万円) 200	国土交通省観光庁観光資源課 文化・歴史資源活用推進室 03-5253-8925	

事業内容

1) 調査事業

先進的な観光地域創出に向けて、食のコンサルタント、料理人含む食の専門家による視察や磨き上げ等伴走支援を実施し、各類型においてガストロノミーツーリズムの推進を図る。

①戦略策定②メニュー開発③イベント実施④コンテンツ造成⑤インバウンド対応整備等

2) 補助事業

ユニークベニュー活用のための施設整備やガストロノミー類型に係るコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。

アクティビティ拠点整備

①施設整備②コンテンツ造成③販路形成 等

○ガストロノミー類型

- ユニークベニュー型
- 高付加価値化型
- ナイトタイム型
- 国際認証型

事業スキーム

- 事業形態：1)直轄事業
2)直接補助事業（補助率 1/2、補助上限50百万円）
- 補助対象：都道府県、市町村、DMO、民間事業者等
- 事業期間：令和6年度～

事業イメージ

高付加価値化型：長野県木曽郡南木曽町（Zen Resorts）



妻籠宿を舞台に宿場町や伝統工芸、中央アルプスのジビエ等を楽しむコンテンツを提供。伝統的な食文化や食材を表現する“スローフード”は、ここでしか味わえない特別な体験となる。

ユニークベニュー型（富裕層向け）：神奈川県三浦市



相模湾越しの富士山を臨む景観や豊かな食を含む文化を活用し、国内外の富裕層をターゲットとした新たな食文化を具現化。国家戦略特区を活用し国際的な経済活動拠点形成を目指す。

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

44	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html 			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
下図参照	ソフト	下図参照	事業計画(案)募集期間：令和5年9月～10月 事業計画募集期間：令和5年11月～12月		563	国土交通省観光庁 観光地域振興課 03-5253-8327

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



訪日外国人旅行者の増加

地方部へ誘客

支援



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備	⑤情報発信・プロモーション
データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。	二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。	旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。	WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。
 マーケティング調査	 滞在コンテンツの造成	 観光地の案内アプリの整備	 商談会への参加	 SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

45	地域の魅力を後世に繋ぐサステナブル ツーリズムコンテンツ高度化事業	URL	HP 事例等	① https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000313.html ② https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000279.html https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000315.html	 HP①	 HP②	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
地方公共団体 DMO 民間事業者等	ハード・ソフト	【調査事業】 定額、上限額2,000万円/件 【補助事業】 1/2、上限額500万円/件	【調査事業】 3月～4月 【補助事業】 5月～6月		(百万円) 1,986の内数	国土交通省 観光庁観光資源課 03-5253-8925	

趣旨・目的

世界的に持続可能な観光への関心が高まる中、我が国の地域に根付く自然・文化・歴史・産業等を活用し、サステナブルへの関心が高い層へ訴求する「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る取組を支援する。

事業内容

①サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業（調査事業）

質の高い専門ガイドの確保・育成等による総合的なサービス水準の向上（商品魅力向上・品質管理・安全対策強化等）、地域が一体となった自走可能なビジネスモデルづくり等
（一件あたり上限20百万円（自然・文化・歴史・産業等））

②サステナブルな観光コンテンツの造成に必要な受入環境整備（補助事業）

（一件あたり上限5百万円（施設改修・整備、設備導入・物品購入））

イメージ

地域の経済・社会・環境の 持続可能性の向上のサイクルを加速化

- ・地域経済や保全への還元
- ・人的交流・地域のファンの増加

好循環の仕組みづくり

- ・地域資源の保全
- ・地域の魅力を伝えるガイドの確保
- ・地域経済への貢献
- ・シビックプライドの醸成

旅行者

受入地域

- ・本物の体験・滞在を実感できる魅力的なコンテンツの提供



専門ガイドの高度化



受入拠点の改修

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

46	歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業	URL	ソフト ハード	https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000301.html https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000311.html	 ソフト	 ハード
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	ハード・ソフト	ハード 1/2	【ソフト】 3月上旬-4月中旬 【ハード】 2月中旬～3月下旬頃		1,986の内数	国土交通省観光庁観光資源課 文化・歴史資源活用推進室 03-5253-8925

事業内容

○古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進するため、城や寺社および周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図る。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

- ①調査事業
 - └ 初動事業化
 - └ 地域経営モデル
- ②補助事業
 - └ 受入環境整備
 - └ 大規模改修（令和6年度新規（拡充）内容）



専門家による伴走支援



保存・活用が進む歴史的街並み

事業スキーム

- ・事業形態：①直轄事業
- ②間接補助事業（受入環境整備：補助率 1/2、上限20百万円）
（大規模改修：補助率 1/2、上限200百万円）
- ・補助対象：国→民間事業者→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・事業期間：令和元年度～

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

47	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	URL	https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
民間事業者・団体・都道府県・市町村	ハード・ソフト	定額、2/3、1/2等	未定		15,661 (百万円)	環境省 自然環境局国立公園課 03-5521-8278	

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容 *：国際観光旅客税を活用した事業 +：R5年度補正事業

国立公園訪日外国人利用者数は2019年に約667万人まで増加。しかし、**新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光客が大幅に減少**し、国立公園の観光地では大きな打撃が生じた。これを踏まえ、改正自然公園法を活用しつつ自治体・民間団体等との連携を促進し、**国内利用客の早期回復、ゼロカーボンパーク推進を含むサステナブルな観光地の形成、インバウンドの受入環境向上と段階的回復**に向けた取組を図る。

- ・滞在環境上質化**／多言語化*：廃屋撤去等の景観改善、多言語解説の整備・充実等
- ・滞在体験魅力向上・感動体験創出**：各種計画の策定、地域協働実施体制の構築、アドベンチャー・トラベルの展開、ネイチャー・ポジティブ・ツアーの造成等
- ・基盤的な利用施設の整備*／長寿命化+：ビジターセンター・登山道の再整備、デジタル展示*等
- ・国立公園の魅力発信*：誘客促進プロモーション等
- ・受入環境・体制の充実／脱炭素型公園づくり／山小屋支援：広域周遊、自治体・民間団体等との連携促進、利用者負担の仕組みづくり／計画検討／環境配慮型トイレ導入等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／交付金／補助金
- 請負先・交付対象 民間事業者・団体／都道府県・市町村
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



・ビジターセンター等の整備



・廃屋撤去等の景観改善



・アドベンチャー・トラベルの展開



・各種計画の策定、サウンディング調査



・利用者負担の仕組みづくり



・デジタル展示の導入

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

48	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	URL	https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域協議会等	ソフト	交付金(1/2)	1月下旬～ 2月下旬頃		20	環境省自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 03-5521-8271

地域主体で取り組むエコツーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

・国立公園等においては、ツーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。

・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり
（安全管理、環境への配慮含む）

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
民間団体、都道府県、市町村	ハード	1/2 or 45/100		・6月頃 ・11月～12月頃	（百万円） 8,235の内数	環境省自然環境局 自然環境整備課 03-5521-8281

49

自然公園等事業等

URL

<https://www.env.go.jp/nature/park/pamph.html>

自然公園等事業等



【令和6年度予算（案） 8,235百万円（8,235百万円）】



環境省

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ②国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、
標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

50	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月頃		(百万円) 24,598	文部科学省文化庁 文化資源活用課 075-451-4111(内線9659)	
趣旨・目的	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。						
事業内容	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。						

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,438百万円（11,438百万円）

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円（11,334百万円）等

◆美術工芸品の保存修理等 1,085百万円（1,085百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円（1,567百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 9,106百万円（9,554百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 5,057百万円（5,311百万円）等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,240百万円（1,244百万円）

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を行うために必要な支援を行う。



<建造物半解体修理の様子>
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)



<史跡及び名勝整備の様子>
史跡及び名勝「三徳山」の庭園
(鳥取県正善院)

等

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

51	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月頃		(百万円) 2,314	文部科学省文化庁 文化資源活用課 075-451-4111(内線9673)
趣旨・目的		国指定文化財の防火対策や耐震対策を行う。				
事業内容		国指定等文化財の所有者等が防災対策を行うために必要な経費を補助する。				

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



（R型受信機）

高機能な自動火災報知施設を設置し、迅速に初期消火へ



（光電分離式煙感知器）

初期消火



（易操作性1号消火栓）

初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等

延焼防止



（放水銃）

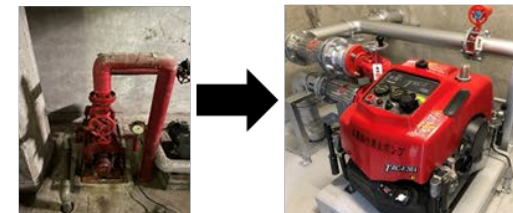
近隣火災から護るための**放水銃、ドレンチャー**等

耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強

老朽化対策



老朽化した消火ポンプの更新

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

52	地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r06_sogokatsuyo/ 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	定額	10～12月		(百万円) 247	文部科学省文化庁 文化資源活用課 075-451-4111（内線9667）
趣旨・目的	地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成するための取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。					
事業内容	「文化財保存活用地域計画」等の作成に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施する。					

■地域の歴史や文化を踏まえて、多様な文化財を俯瞰し、地域の特徴をいかした、文化財の保存と活用を図るためのマスタープラン且つアクションプランである文化財保存活用地域計画を作成する市区町村への支援を実施する。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 文化財保護におけるビジョンの共有
- 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- 住民、関係団体、庁内各課、他地域などの連携強化
- 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
- 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- 補助率加算などの国庫補助事業における優遇

地域計画認定市町村へのアンケート（2020年10月）より

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

53	地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r06_sogokatsuyo/ 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
実行委員会	ハード・ソフト	定額	11月～1月		1,021 (百万円)	文部科学省 文化庁参事官 (生活文化創造担当) 075-451-4111（内線：9563）

趣旨・目的	地域文化遺産を核とした地域活性化に資する取組や、地域伝統行事や民俗芸能等の基盤整備に係る取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。
-------	--

事業内容

地方公共団体が策定した実施計画に基づく、地域文化遺産を活用した普及啓発等や地域伝統行事・民俗芸能等の用具等整備等の取組を支援する。

【地方公共団体】

実施計画を策定（本事業により実施される取組を手段をして、目標を設定

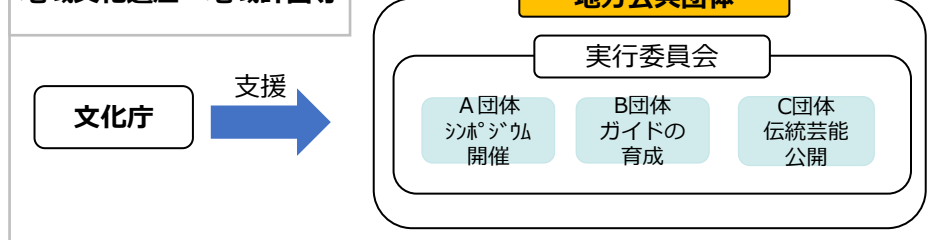
【補助事業者】

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

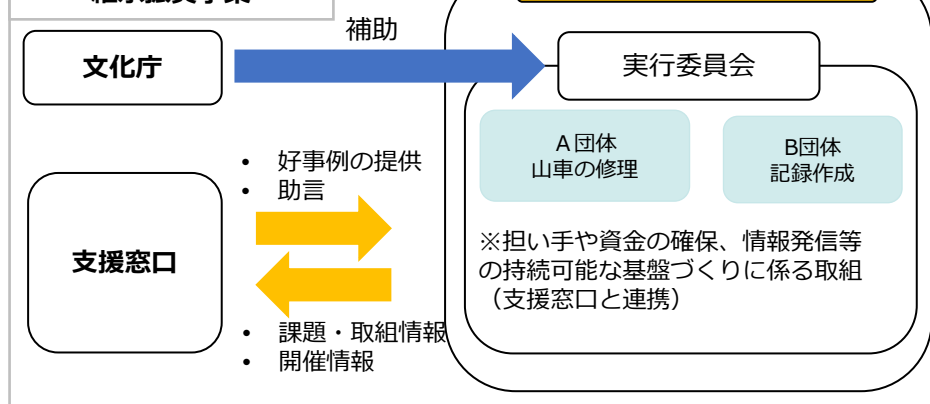
【補助対象事業】

- 地域文化遺産・地域計画等
 - ・人材育成（ボランティアガイド等の育成）
 - ・普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）
- 地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業
 - ・用具等整備（山車の修理や衣装の新調等）
 - ・後継者養成（保存会会員等を対象とした技術練磨等）
 - ・記録作成・情報整備（記録の作成・発信やデジタル化等）

地域文化遺産・地域計画等



地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

54	文化芸術創造拠点形成事業	URL	https://www.chiikiglocal.go.jp/				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	1/2を上限	1月～2月		1,073	文部科学省 文化庁参事官 （生活文化創造担当） 付 075-451-4111(内線9570)	

事業内容

- 我が国の文化芸術の基盤となる多様で特色ある地域の文化芸術の振興を図るため、地方公共団体が主体となつて行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組や地域を拠点にしたアーティストと地域住民等との協働を一体的に実施することにより、文化芸術による地域課題の解決を促進し、ひいては地域の活性化にも寄与する。

1. 文化芸術創造拠点形成事業 1,073百万円（1,086百万円）

- 地方公共団体における地域文化振興に係る機能強化を図るため、専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援（自治体補助1/2、48事業程度）。

[長野県]地域アーツカウンシルの機能強化



信州アーツカウンシル キックオフイベント

[札幌市]札幌国際芸術祭を核とした「メディアアーツ都市・札幌」推進事業



Creative Knock2022-
ゼロからはじめるCG制作-
ワークショップ



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（教育・体験活動）

55	消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進)	URL	HP 事例等	https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r6.html https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi2.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
民間団体等 (都道府県、市町村を含む)	ソフト	定額 1/2以内	事業ページ 参照	事業ページ参照	(百万円) 1,720の内数	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課 03-3502-5723

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

5. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。

6. 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

(注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム等の開催、食育の課題解決に向けた交流会、セミナー等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

目標（食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承

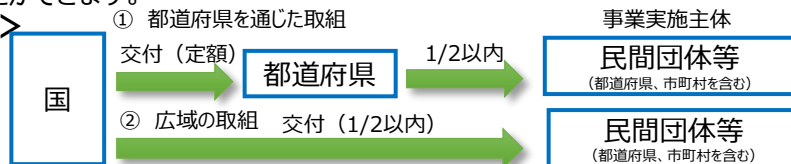


- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

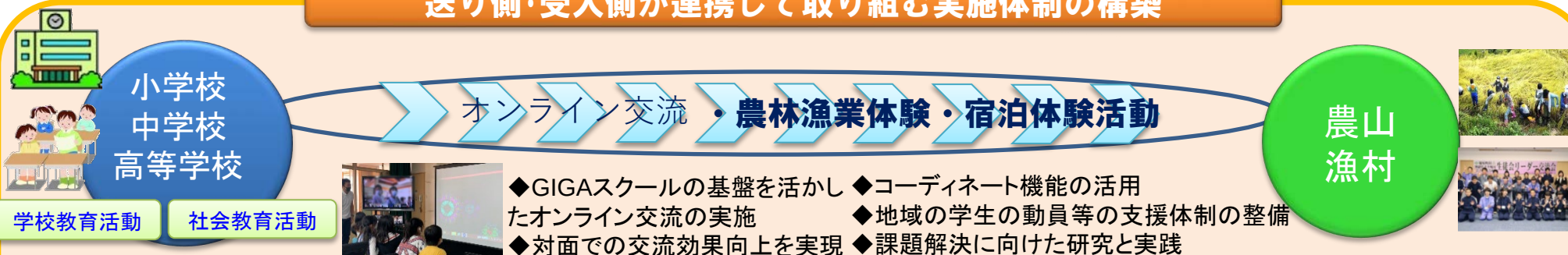
< 事業の流れ >



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（教育・体験活動）

56	子供の農山漁村体験 (通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	URL	HP 事例等	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html https://www.soumu.go.jp/main_content/000736875.pdf	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税 措置(措置率 0.5)			18	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（教育・体験活動）

57	（日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち、）国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業			URL	—		
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
民間事業者		ソフト	交付金 (1／2)			5 (百万円)	環境省自然環境局国立公園課 国立公園利用推進室 03-5521-8271

国立公園等において子どもの自然体験活動を推進し、子どもの生きる力・豊かな人間性の形成につなげます。

1. 事業目的

- ① 国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制や自然体験プログラムの充実、受入体制の強化
- ② 子ども自然体験活動の受入に伴う交流人口の増加、地域活性化
- ③ 子どもの生きる力、豊かな人間性の形成

2. 事業内容

・子どもたちが自然とふれあう機会の創出は、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識するとともに、生きる力を育むことにつながる。

・国立公園等における子ども自然体験活動の推進体制及び受入体制の強化を図るために、地域住民や自然学校等民間事業者と協力し、以下の取組を推進。

- 地域の自然体験フィールドの調査・整理
- 持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化
- 地域の子どもたちを対象にした自然体験プログラムの提供・充実

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



地域ならではの自然や風習を生かした自然体験フィールドとしての「遊び場」を調査・整理



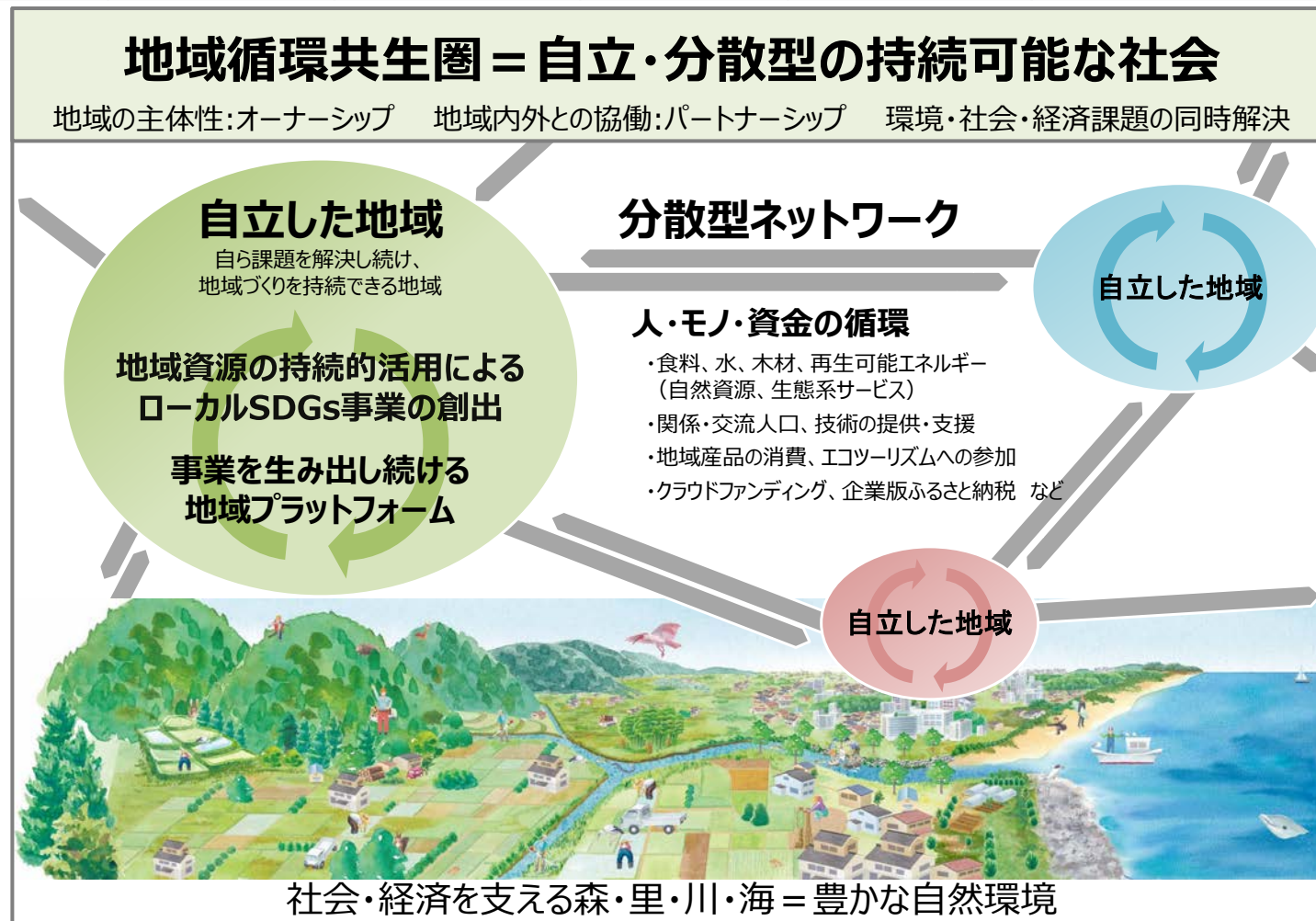
持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化



地域の子どもたちを対象に、自然アクティビティや農林漁業体験などの自然体験プログラムを実施。（子ども農山漁村プロジェクト）

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（地域循環共生圏づくり）

58	地域循環共生圏創造事業（地域循環共生圏づくり支援体制構築事業）	URL	http://chiikijunkan.env.go.jp/ 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村 民間事業者・団体	ソフト	200万円（税込、採択1～2年目）、 400万円（税込、採択3年目）	前年度1月		350の内数 ※地域循環創造事業費	環境省 地域政策課 03-5521-8328



3. 地域の保全・管理に関する施策（市町村管理構想、地域管理構想の検討・策定）

59	市町村管理構想・ 地域管理構想策定推進対策	URL	HP 事例等	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村・地域	ソフト		3月～ 4月頃		19	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359

■背景、目的

人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、令和3年6月に策定した「国土の管理構想」に基づき、市町村や地域において、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法等を検討し、土地の管理の在り方を示す「市町村管理構想」「地域管理構想」の策定を推進する。

■調査内容

- 市町村管理構想、地域管理構想のモデルとなる先進事例を形成するとともに、得られた知見を整理して人材育成を行う。さらに、事例形成や研修等の成果や課題等を整理し全国展開に向けた方策検討を行う。

- ① 基礎情報※1を収集・分析・整理し、市町村職員や地域住民等によるワークショップ等を開催し、管理構想の検討を実施（2年程度での策定を想定）

※1 人口・年齢、地域資源、農地・森林・宅地の分布・管理状況、災害リスク等

- ② 市町村や地域で管理構想づくりを進められる人材育成研修を実施

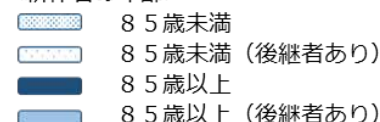
- ③ 事例形成や研修等で得られた成果や課題等を整理し、更なる展開に向けた方策を検討

■地域管理構想の作業・成果イメージ

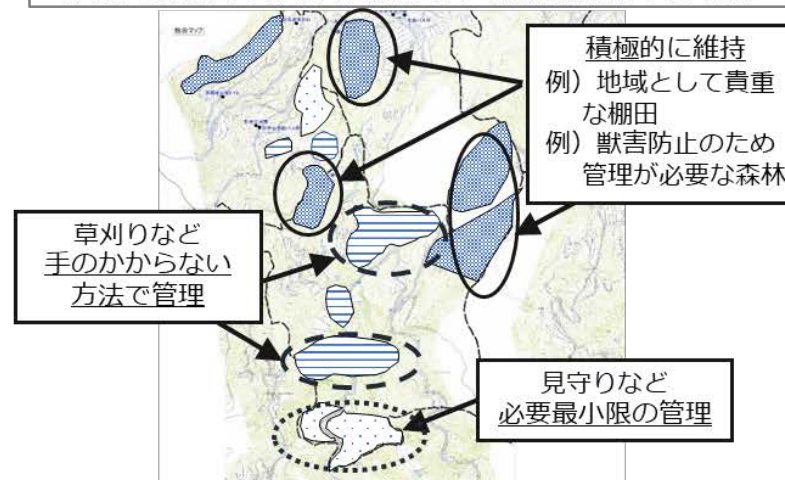
現況図及び将来予想図の作成



<耕作者の年齢>



地域管理構想図の作成（国土管理の取組の優先度の明確化）



3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等	随時	10月頃（随時）	（百万円） 8,389の内数	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665

60

農山漁村振興交付金のうち
最適土地利用総合対策

URL

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

< 事業の内容 >

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想図を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみの話し合い】 【土地利用構想の概定】 【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【土地利用構想図の策定】 【粗放的利用のための条件整備】 【農用地保全に資する基盤整備】 【農業用ハウスの整備】

【鳥獣緩衝帯】 【蜜源作物の作付け】 【計画的な植林】 【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

61	中山間地域等直接支払交付金	URL	HP 事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
農業者の組織する団体等	ソフト	定額	～6月		26,100（百万円）	農林水産省農村振興局地域振興課 03-3501-8359
趣旨・目的	農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を支援することにより、多面的機能の発揮を図る。					

<事業の内容>

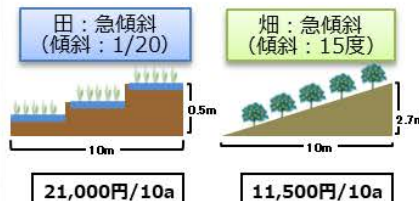
1. 中山間地域等直接支払交付金

25,800（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	14,000円 （田・畑）
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	6,000円 （田・畑）
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	3,000円 （地目にかかわらず）
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

62	多面的機能支払交付金	URL	HP 事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/jirei_syu.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
農業者等の組織する 団体	ソフト	定額	～6月	1月～2月	48,589	農林水産省農村振興局 農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、
①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、
②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】

(円/10a)

	項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400	320

< 事業の流れ >



3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

63	森林・山村地域振興対策のうち、 森林・山村多面的機能発揮対策	URL	HP・事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域協議会	ソフト	1 定額、1/2、1/3以内 上限額：1活動組織当たり 500万円/年 2 委託	地域協議会 ごとに実施	地域協議会 ごとに実施	851	農林水産省林野庁 森林利用課 03-3502-0048

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

840 百万円

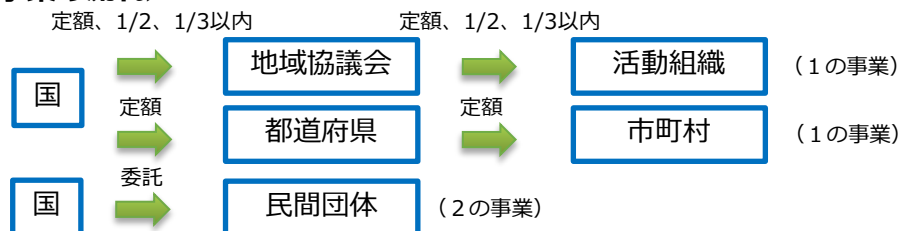
- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業

11 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

<事業の流れ>



①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 里山林の機能を維持するための活動 最大12万円/ha	 侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha
 しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha	

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化等
- ・関係人口の創出・維持等の活動
- ・機材及び資材の整備

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施

評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

地域協議会
都道府県・市町村

・活動組織への支援等

3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

64	森林整備事業	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・森林所有者等	ハード・ソフト	1/2、3/10等		11月頃	125,370 (百万円)	農林水産省林野庁整備課 03-6744-2303

<事業の内容>

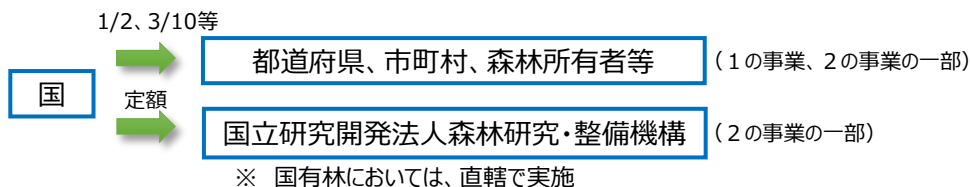
1. 間伐や再造林、路網整備等

- 花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めます。
- 林業適地等における林道の開設・改良等を支援します。
- 林道整備と併せて行う幅員が狭い農道の一体的な改良を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- 防災上重要な幹線林道の開設・改良や林道施設の老朽化対策を支援し、林道の強靱化を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>

低コスト造林による
再造林面積の確保

路網整備の推進に
より再造林等を後押し



森林資源の
適正な管理



公益的機能の持続的発揮

●花粉発生源対策

スギ人工林において伐採・植替えの一貫作業等を支援



一貫作業の実施



●林道整備と併せて行う農道改良

大型トラック等が通行できない林道手前の農道を、林道整備と併せて改良



豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道の開設・改良等による林道の強靱化



【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

3. 地域の保全・管理に関する施策（藻場・干潟等の保全・管理）

65	水産多面的機能発揮対策事業	URL	HP 事例等	https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html https://hitoumi.jp/	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域協議会 都道府県 市町村等	ソフト	・補助率：定額 ・上限額：1活動 組織当たり 国費2,000万円			1,452	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部計画課 03-3501-3082

趣旨・目的

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。

< 事業の内容 >

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

1. 環境・生態系保全

① 水域の保全

藻場の磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等の活動を支援します。

② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記 1 及び 2 に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



藻場の保全（ウコの駆除）



藻場・干潟等の保全
（流域における植林）



ヨシ帯の保全



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利活用）

66	鳥獣被害防止総合対策交付金	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県 地域協議会 民間団体等	ハード・ソフト	定額 (1/2以内等)	3月中旬～ 4月中旬	1月中旬～ 2月中旬	(百万円) 9,900	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958	

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。
また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進**や**国有林野におけるシカ捕獲等**を実施します。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900（9,603）百万円

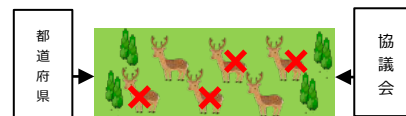
〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕

- 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化**、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組**等を支援します。
- シカ特別対策**【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。



〔捕獲等の強化〕

- シカの個体数減少に向けた取組**
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】



- 効率的な柵の設置に向けた支援**
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化【令和5年度補正予算含む】



〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

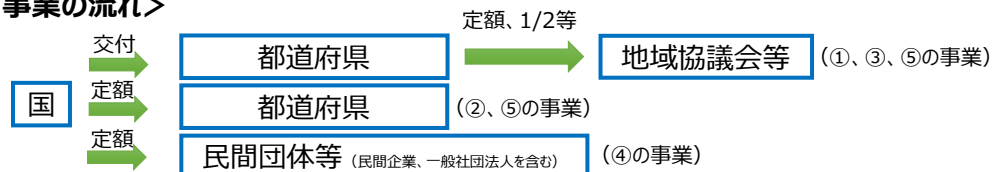
- 広域搬入の推進**
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



- ジビエの情報発信強化**【令和5年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化



< 事業の流れ >



3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

67	シカ等による森林被害緊急対策事業のうち シカ等森林被害総合対策	URL	事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県等 民間団体等	ソフト	定額・委託	4月～5月	1月～2月	42	農林水産省林野庁研究指導課 03-3502-1063	

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進**や**先進技術による調査等を支援**するとともに、**再造林時の効果的な防護資材の活用方法等を検証**します。

シカ等森林被害総合対策

- 林業関係者等が猟友会等の捕獲者と連携しながら、組織的にシカ捕獲に参画する体制をモデル的に構築し、横展開を図ります。
ア 捕獲に係る業務フローや安全規定の整備等に対して支援します。
イ ドローンやGISなどの先進技術を活用した生息状況調査等を支援します。
上記ア、イの実施について、
ウ 専門家の派遣やアドバイス、講習会等による**伴走支援**を実施します。
- 複数市町村にまたがる森林で、都道府県が行うシカの**広域捕獲戦術の策定等**を支援します。
- 再造林時の鳥獣被害を効果的に防護するための**資材の適切な活用方法や維持・管理コスト等の検証**を実施します。

〔シカ等森林被害総合対策〕

①事業

✓ 林業関係者等と猟友会等の捕獲者の連携体制を構築するため、捕獲に係る業務フローの整備、作業に必要な安全規定の整備等を支援します。
(3地域程度でモデル的に実施)



✓ 林業関係者等が先進技術を活用したシカ生息状況調査、わな見回り等の役割を担う姿を実現します。



✓ 伴走支援
・専門家派遣
・アドバイス
・講習会実施
・ノウハウ収集・整理

全国へ横展開

上記のほか、②都道府県が行う広域的な捕獲を推進する取組等への支援、
③適切な防護柵設置等による鳥獣被害リスクを軽減させる手法等の検証を実施します。

<事業の流れ>



3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

68	指定管理鳥獣捕獲等事業費	URL	https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・協議会	ソフト	交付金(補助率1/2、2/3、定額)		1月～2月頃	200 (百万円)	環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室 03-5521-8285

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

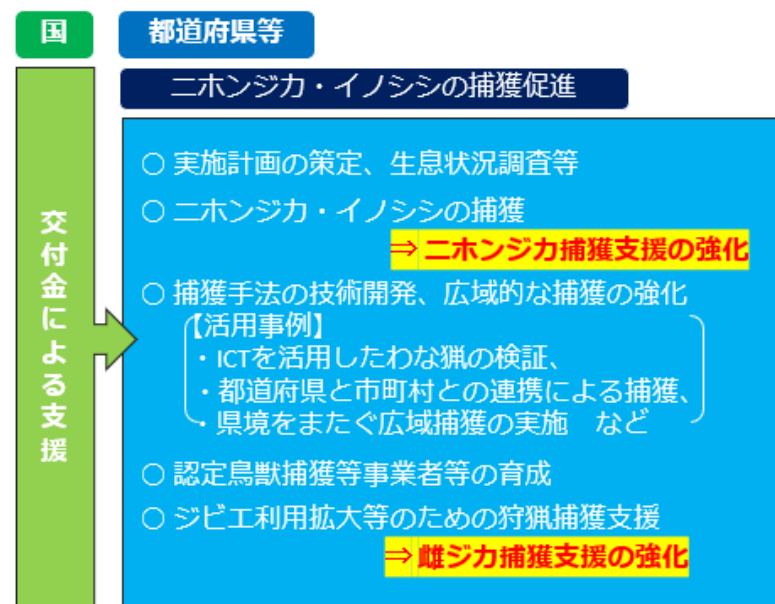
ニホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する（特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要）。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援・捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



半減目標の達成



3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

69	景観・歴史を大切にしたまちづくり (歴史まちづくりの推進)	URL	HP 事例等	https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000002.html https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001480763.pdf	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
歴史的風致維持向上 計画の認定都市等	ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	社会資本整備総合交付金 5,065億円の内数ほか	国土交通省都市局 公園緑地・ 景観課 03-5253-8954
趣旨・目的	歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与する。					
事業内容	歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、当該計画に基づく市町村の取組に対し各事業により重点的に支援する。					

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象

⑥Living History(生きた歴史体感プログラム)事業

- 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援
- 補助率5%加算



※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

70	景観改善推進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html				
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
市区町村		ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	58.2 （百万円）	国土交通省都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954
趣旨・目的		歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を支援する。					
事業内容		景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。					

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

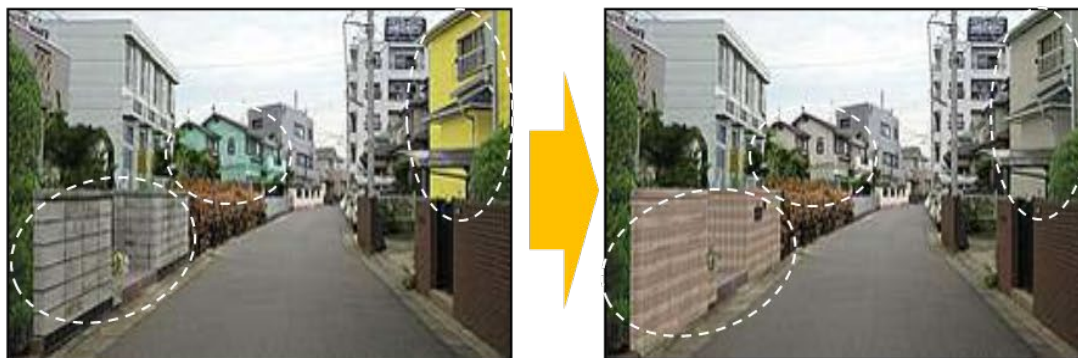
- 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 1 / 2
- 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3
- 上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

71	空き家対策総合支援事業	URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市区町村・所有者・NPO・民間事業者等	ハード・ソフト	1/2、2/5、1/3、定額	随時	随時	5,900	国土交通省住宅局 住宅総合整備課住環境整備室 03-5253-8508	

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

R6拡充

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率 調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

72	街なみ環境整備事業	URL	HP 事例等	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478281.pdf https://www.mlit.go.jp/common/001017215.pdf	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・ 法定協議会	ハード・ソフト	1/2、1/3		1月	社会資本整備総合交付金 5,065億円の内数 (百万円)	国土交通省住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8517
趣旨・目的	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。					
事業内容	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。					

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

(外観の修景の整備)

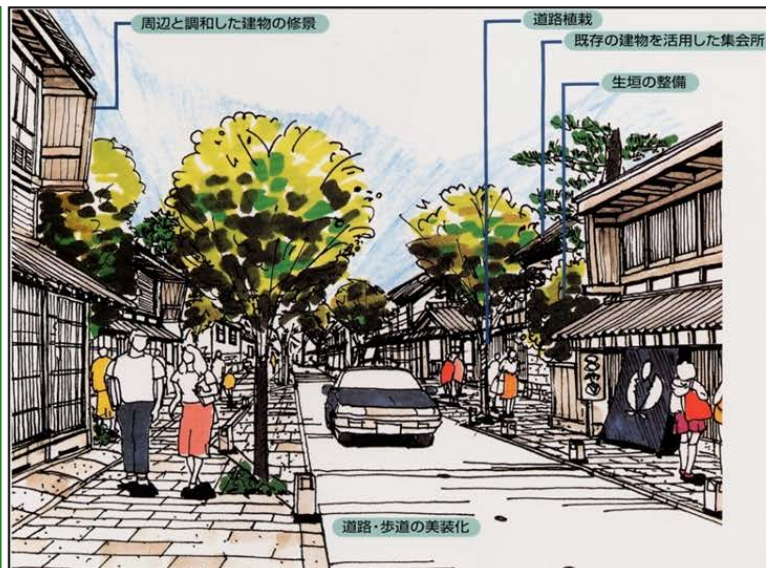


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)



4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

73	土地改良施設維持管理適正化事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-36.pdf 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
土地改良区等	ハード	30%、50%		4～8月頃	（百万円） 4,450	農林水産省整備部 土地改良企画課 03-3502-6006

<事業の内容>

1. 整備補修事業

施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修（原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修）

2. 施設改善対策事業

水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修（漏水防止のための水路の整備補修）

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス、通行止門扉等）の整備

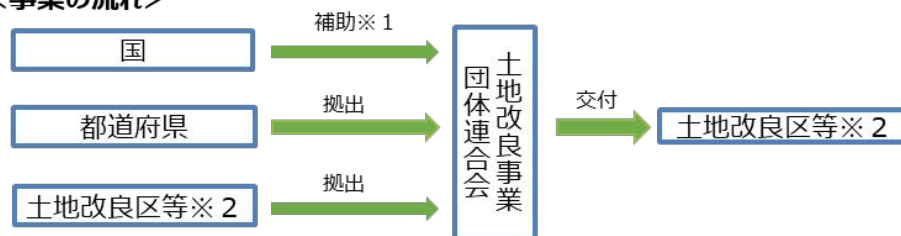
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

<事業の流れ>



※1 1～4は30%、5は50%

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

<事業イメージ>

整備補修事業



原動機の分解補修、塗装

防災減災機能等強化事業

防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備



排水門の電動化

施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新



進相コンデンサの設置

施設管理の省力化



監視装置の設置



水位計の設置

4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

74	農山漁村地域整備交付金	URL	https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
都道府県、市町村等	ハード	定額(1/2等)		4月～10月頃	76,999	（農業農村分野） 農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200 （森林分野） 林野庁計画課 03-3501-3842 （水産分野） 水産庁防災漁村課 03-6744-2392

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

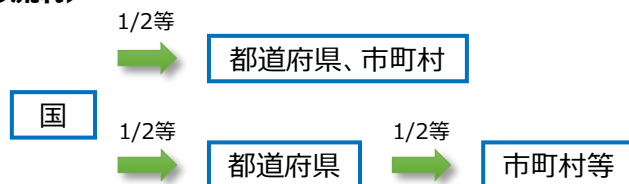
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに**交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

< 事業の流れ >



交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

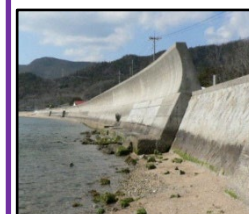


林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

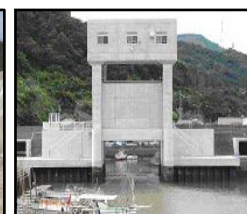


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

75	農村整備事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/nousonnseibi.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県、市町村等	ハード	定額(1/2等)		4月～10月頃	6,866 (百万円)	農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200	

< 事業の内容 >

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

（施設の整備・更新に当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を達成することを目標として定めた場合に、調査計画策定費を定額で支援します。）

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要なる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

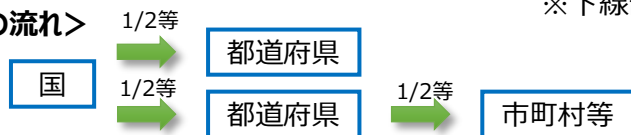
（電力供給対象施設に温室や農機具格納庫等スマート農業に資する農業用施設を追加します。）

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



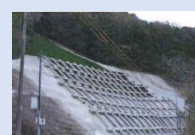
農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化

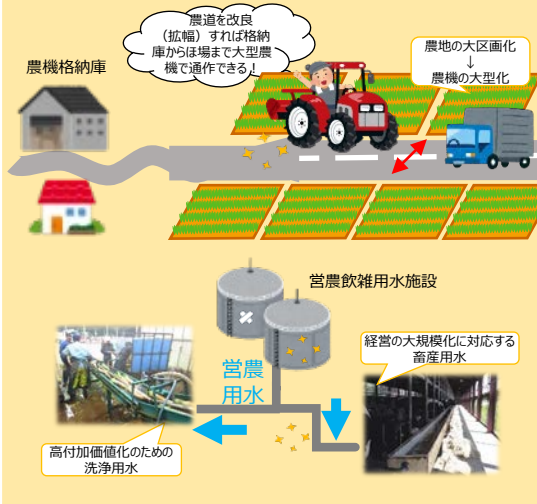
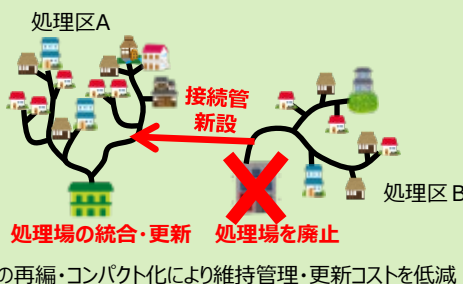
生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



浸水対策



停電対策



4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

76	中山間地域農業農村総合整備事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 協議会	ハード	55%等		4月～10月頃	（百万円） 4,534	農林水産省 農村振興局 地域整備課 03-6744-7625

< 事業の内容 >

1. 農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

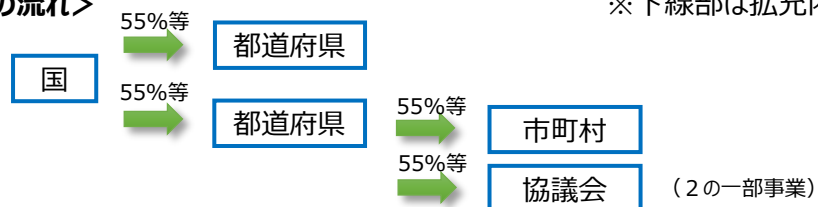
【実施要件】

- ・ 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- ・ 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- ・ 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で実施する場合は5ha以上）
- ・ 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

※下線部は拡充内容

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

77	農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 土地改良区等	ハード・ソフト	1/2等 定額	随時	前年度4月、7月、 10月、1月を予定	（百万円） 8,389の内数	農林水産省農村振興局 地域整備課 03-6744-2209

< 事業の内容 >

1. 計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

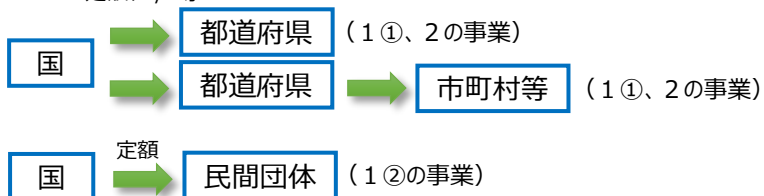
2. 施設整備事業

① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2等



< 事業イメージ >



4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

78	高度無線環境整備推進事業	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
下図参照	ハード	下図参照	1月中旬～ 2月中旬	随時	4,504	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課 03-5253-5866	

趣旨・目的 高速・大容量の無線通信の前提となる伝送路設備の整備等を推進し、電波の能率的な利用の確保を図る。

事業内容 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合:

(自治体の場合)

【離島】*

国 4/5	自治体 1/5
----------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1) 1/2	自治体 1/2
--------------	------------

(※1) 財政力指数0.5以上の自治体は
国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※2)(※3) 4/5	3セク・民間 1/5
------------------	---------------

(※2) 海底ケーブルの敷設
を伴わない新規整備の
場合、2/3

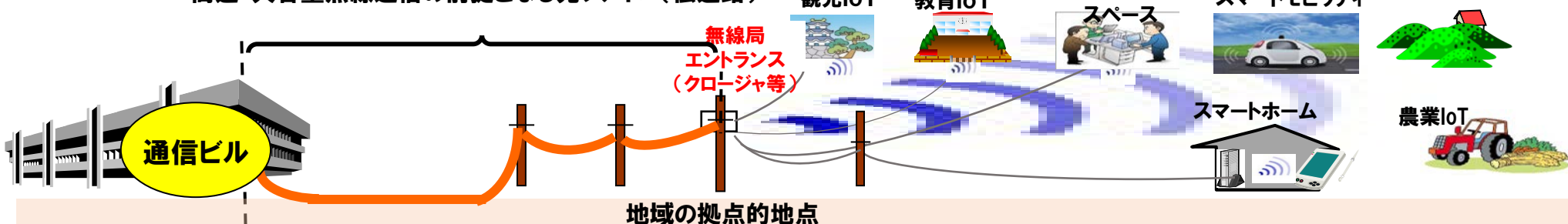
【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

(※3) 高度化を伴う更新を
行う場合、1/2

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。
(いずれの場合も高度化しない更新は対象外)

4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

79	携帯電話等エリア整備事業	URL	https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/ 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
地方公共団体 無線通信事業者等	ハード	1/3、1/2、 3/5、2/3、 3/4、4/5		4月～6月頃 （翌年度事業の要望 調査）	2,300 （百万円）	総務省 移動通信課 03-5253-5894

	事業名	事業内容	事業主体	補助率						
I	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助 ※既エリア化地域も整備対象 ドローン航路分含む	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者等 ※1	事業主体：地方公共団体 【1社整備の場合】 <table><tr><td>国※2 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村※3 3/10</td></tr></table> 【複数社整備の場合】 <table><tr><td>国※2 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村※3 1/5</td></tr></table> ※2：不感地域の1社整備は1/3（令和6年度迄の時限措置）、離島地域の1社整備は3/5、複数社整備は3/4。 ※3：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担 事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等※4	国※2 1/2	都道府県 1/5	市町村※3 3/10	国※2 2/3	都道府県 2/15	市町村※3 1/5
国※2 1/2	都道府県 1/5	市町村※3 3/10								
国※2 2/3	都道府県 2/15	市町村※3 1/5								
II	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助 自動運転区間分含む	【1社整備の場合】 <table><tr><td>国※2 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数社共同整備等の場合】 <table><tr><td>国※2 2/3</td><td>無線通信事業者等 1/3</td></tr></table> ※4：基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村	国※2 1/2	無線通信事業者 1/2	国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3			
国※2 1/2	無線通信事業者 1/2									
国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3									
III	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者等 ※1	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 <table><tr><td>国※2 1/2</td><td>無線通信事業者等 1/2</td></tr></table> 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 <table><tr><td>国※2 2/3</td><td>無線通信事業者等 1/3</td></tr></table>	国※2 1/2	無線通信事業者等 1/2	国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国※2 1/2	無線通信事業者等 1/2									
国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3									
IV	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table><tr><td>国 3/4 ※5</td><td>離島市町村 1/4</td></tr></table> ※5：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国 3/4 ※5	離島市町村 1/4				
国 3/4 ※5	離島市町村 1/4									

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者等とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者（インフラシェアリング事業者）及び同インフラシェアリング事業者との連携主体（無線通信事業者を除く）を指す。
 ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の補助率は3/4。
 ドローン航路の通信環境整備を目的とした基地局整備は、条件不利地域の内外を問わない。 注：下線部分は令和7年度までの時限措置



4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

80	地域デジタル基盤活用推進事業	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R5年度補正予算	問合せ先
地方公共団体 民間団体等	ハード・ソフト	③：1/2	2～3月 複数回公募の 可能性あり		（百万円） 4,750	総務省地域通信振興課 デジタル経済推進室 03-5253-5757

① 計画策定支援

導入計画策定のコンサルティング

何から着手
すれば良いか
わからない…



DXを進めていく
ための計画書
を作成したい…



地域課題の
洗い出し、
優先順位を
整理したい

デジタル実装に必要な地域課題の
整理、導入・運用計画の策定等を
専門人材が支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体（※1）
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
- ※1 財政力指数1以上の地方公共団体は対象外

② 実証事業

先進的ソリューションの実用化支援



新しい通信技術（ローカル5G、
Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E／7等）
を活用して地域課題の解決を図る
先進的ソリューションの実用化に
向けた社会実証を支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
 - ・企業・団体等（※2）
- ※2 当該企業・団体等によりのみ利益がある取組ではなく、
地域課題の解決に資するものであること

③ 補助事業

地域のデジタル基盤の整備支援



通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、
LPWAなど）の整備を伴う、デジタル
技術による地域課題解決の取組を
支援します。

補助率 1 / 2

【支援対象】

- ・地方公共団体
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
 - ・企業・団体等（※3）
- ※3 採択候補に決定後、交付申請までに地方公
共団体を1以上含むコンソーシアムを形成している
こと

4. インフラの整備に関する施策（一般廃棄物処理施設の整備）

81	一般廃棄物処理施設の整備	URL	—			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
市町村等	ハード・ソフト	交付金、 間接補助事業 (補助率1/3、(一部 1/2)、定額)	4 月	前年度の 1 2 ～ 1 月	(百万円) 49,518	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の弾力化を図る必要がある。

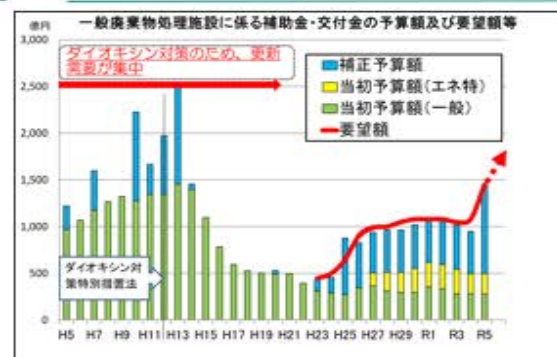
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1／3（一部1／2等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



＜老朽化施設等の更新＞



＜被災時のリスク対策＞



4. インフラの整備に関する施策（浄化槽の整備）

82	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽の整備)	URL	https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/koufu/koufu.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ハード・ソフト	交付金(補助率 1/3(一部1/2))		前年度の12～1月	8,613	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155	

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金等により支援する。

※令和5年度補正・令和6年度予算では支援対象に下線部分を追加。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞
污水处理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用

○公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業（BTO,BOO,BOT方式）への支援

○公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

○浄化槽整備効率化事業

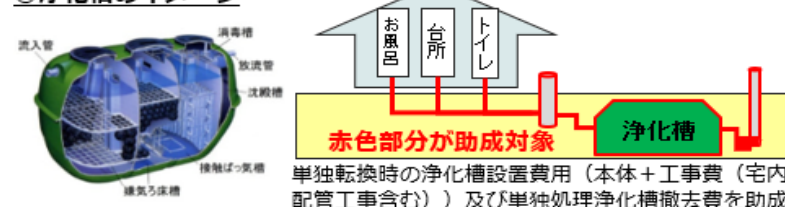
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要の情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）

費用負担（6割）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

○公共浄化槽等整備推進事業

3/30 費用負担	17/30又は12/30 市町村	10/30又は15/30 国
--------------	---------------------	-------------------

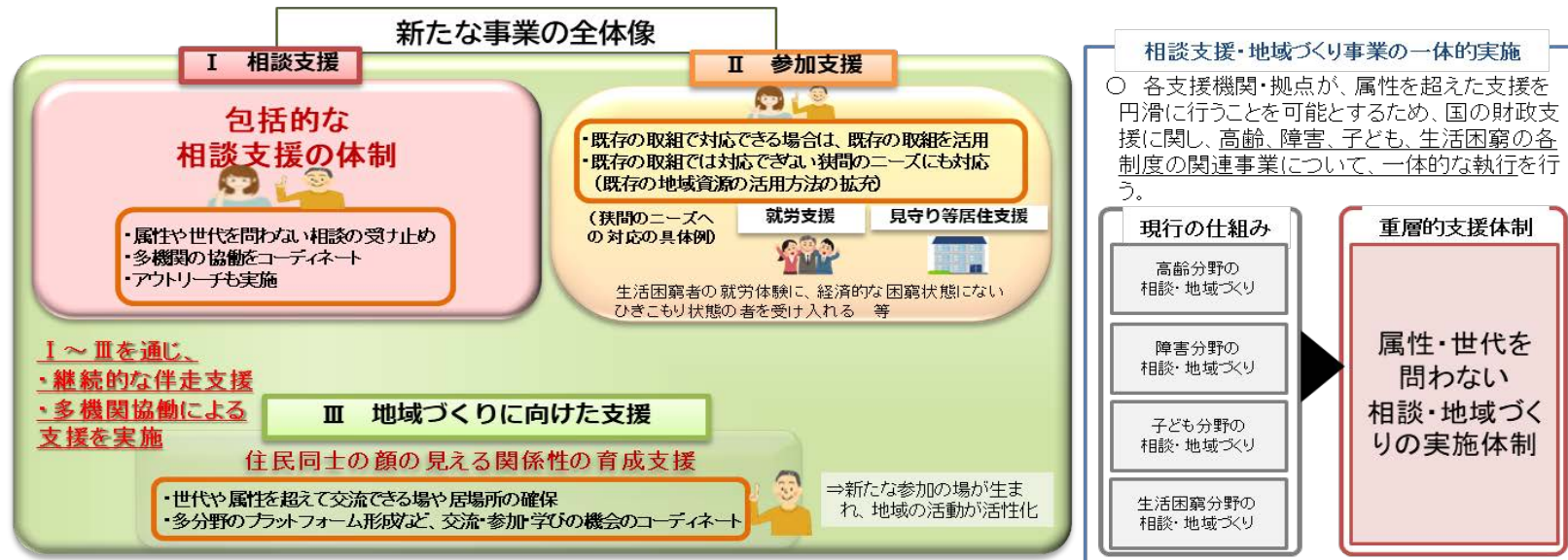
○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

費用負担（5割）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

83	重層的支援体制整備事業	事業URL	HP事例等	https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/ https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jirei/				HP事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和6年度当 初予算	問合せ先		
市町村	ソフト	下記の事業うち、 ・①⑦ 38.5/100 ・②⑧ 50/100以内 ・③ 2/3 ・④⑤ 3/4 ・⑥ 25/100 ・⑨ 1/3 ・⑩⑪⑫⑬ 1/2			54,281	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289		
趣旨・目的	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性別の支援体制では困難な複合課題や狭間のニーズに対応するとともに、地域づくりに向けた支援を行い、地域において誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げることで重層的なセーフティネットを築き、地域福祉の増進に努める。							
事業内容	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性（高齢、障害、子ども、生活困窮）を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。 ①地域包括支援センターの運営 ②基幹相談支援センター等機能強化事業等 ③利用者支援事業 ④自立相談支援事業 ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業 ⑥地域介護予防活動支援事業 ⑦生活支援体制整備事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ⑪多機関協働事業 ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑬参加支援事業							



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の相談・地域づくり

障害分野の相談・地域づくり

子ども分野の相談・地域づくり

生活困窮分野の相談・地域づくり

➡

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

I～IIIを通じ、

- ・継続的な伴走支援
- ・多機関協働による支援を実施

5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

84	地域公共交通確保維持改善事業	URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
協議会・事業者等	ハード・ソフト	1/2以内・ 1/3以内 等	随時	随時	(百万円) R6予算：20,805 (R5補正予算：27,900)	国土交通省 総合政策局 地域交通課 03-5253-8396	
趣旨・目的	地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。						
事業内容	多様な関係者の連携により、地方バス路線・離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。						

地域公共交通確保維持改善事業

1. 地域公共交通のリ・デザインの加速化

● 共創・MaaSプロジェクト

- ・AIオンデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ、農業・商業、環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3類型（A・B・C）に応じて支援
- ・モビリティ「人材」（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援

- A 中小都市、交通空白地など
- B 地方中心都市など
- C 大都市など

● 自動運転社会実装推進事業

- 2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援



● ローカル鉄道の再構築支援

- ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

2. バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策

● 旅客運送事業者の人材確保

- ・2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行う取組を支援
- ・女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進等「タクシー不足に対応する緊急措置」の推進

● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

- 地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保に資する取組に対して支援
- ・キャッシュレス・配車アプリ、運行管理システム、EVバス・タクシー導入 等

3. 既存の地域交通に対する支援

- ・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化
- ・公共交通におけるバリアフリー整備
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化
- ・車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進

5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

85	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （自動運転社会実装推進事業）	URL	https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000066.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
地方公共団体	ハード・ソフト		4月～ 5月頃		20,805の内数	国土交通省 物流・自動車局 技術・環境政策課 03-5253-8592

- 地域づくりの一環として行うバスサービス等について、自動運転レベル4の社会実装・事業化を後押しするため、地方公共団体が実施する自動運転の取り組みを支援。

<対象事業者（イメージ）>

地方公共団体（都道府県・市町村）及び道路運送事業者等

- ※ 将来的に「レベル4」の自動運転移動サービスの
実現が見込まれる者であること。



○事業のポイント

- ・ 自動運転による地域モビリティの構築、及び社会受容性の向上
- ・ 地域に根ざした自動運転の通年運行
- ・ レベル4の実現に向け、運転者が不在となることを前提とした技術の磨き上げ 等



自動運転・隊列走行BRT イメージ
（ソフトバンクHPより）

<対象事業のイメージ>

- ・ 専用道などを用いたBRT自動運転移動サービス
- ・ 定時定路線型の自動運転移動サービス
- ・ 特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等

<補助対象経費>

- ・ 車両改造費
- ・ 自動運転システム構築費
- ・ リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等

5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
企業・団体等	ハード・ソフト	委託金	4月上旬～ 5月上旬	7月～3月	4,900の内数	経済産業省 自動車課 モビリティDX室 03-3501-1690

86

地域新MaaS創出推進事業

URL

HP
事例等
<https://www.meti.go.jp/policy/automobile/caseyosan.html>
<https://www.meti.go.jp/policy/automobile/r5sumamobigaiyou.pdf>


HP



事例等

移動課題の解決や地域経済の活性化につながる新たなモビリティサービスについて、①毎年10件程度の先進事例の実証支援を行うとともに、②全国各地におけるシンポジウムの開催等を通じた事例の横展開を図る取組、を推進。

<①先進事例の実証支援> 三重県大台町・度会町

- 大台町の診療所において、医療MaaSの人的・運行コストの削減に向けた新たな車両・搭載機器の実証実験を実施。
- 度会町においては、町内の公民館等に、各種サービス機能を備えた車両等を集めて一時的なサービス拠点を形成する実証実験を実施。

①移動サービス×医療（医療MaaSの更なる深化）



②移動サービス×地域サービス拠点（中山間地域の移動課題解消）

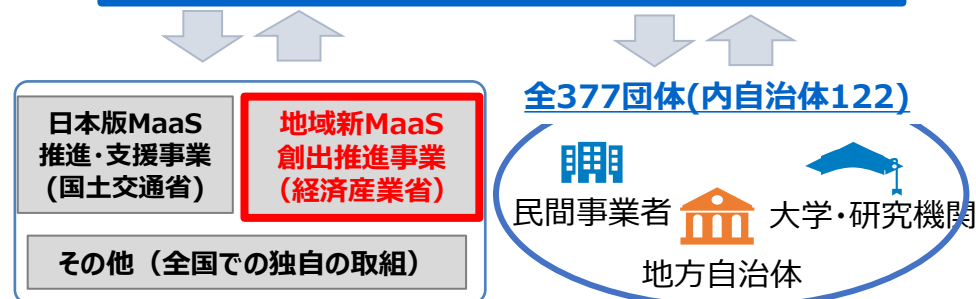
公共施設等を中心とした地域拠点



<②横展開> スマートモビリティチャレンジ推進協議会

- 地域と企業の協働による意欲的な挑戦を促す「スマートモビリティチャレンジ」プロジェクトを開始。会員数は377団体。
- MaaSに関する情報発信や会員同士のマッチング、シンポジウム開催などの地域・企業等の連携強化を促進する取組を実施。

「スマートモビリティチャレンジ推進協議会」



5.生活サービスに関する施策（物流・配送）

87	ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン	URL	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000603.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
ドローン物流事業を計画する者 （民間事業者、地方公共団体等）	ソフト					国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

第1部 社会実装編

第1章 利用者視点を踏まえた事業コンセプトの構築

- 1.1 ドローンを活用した荷物等配送サービス提供の流れ
- 1.2 地域が抱える課題の整理
- 1.3 課題解決方策としてのドローンの有効性の確認
- 1.4 活用方策の具体化
 - ・活用方策の具体化、事業コンセプトの構築、事業形態毎の課題

第2章 検討・実施体制の整備

- 2.1 サービス利用者の明確化
 - ・サービスの対象となる利用者やそのニーズを特定
- 2.2 サービス提供体制の構築
 - ・運航に関する業務を行う者（運航事業者、物流事業者 等）、荷物等を提供する者（商店、薬局 等）、配送先における配達人等
- 2.3 地元地方公共団体、住民の理解と協力の確保
 - ・社会受容性の醸成
- 2.4 プロジェクトマネージャーの選定
 - ・多くの関係者の利害等を取りまとめ、事業を円滑に推進
プロジェクトマネージャーを中心とする体制の重要性

第3章 サービス内容、採算性確保

- 3.1 ユースケースに応じた機材の選定
 - ・回転翼型、固定翼型、VTOL型
- 3.2 離着陸場所、飛行ルート及び運航頻度
 - ・電波状況の調査、地図には現れない送電線や鉄塔の有無 等
- 3.3 利用者インターフェイス
 - ・利用者が利用しやすい注文、受付方法の検討
- 3.4 荷物等の管理・配送
 - ・過積載の防止、適切な温度管理、荷物の受取方法 等
- 3.5 保険への加入
 - ・保険期間、保険金額、事故発生時の対応
- 3.6 収支改善方策の検討
 - ・省人化、収入増加（稼働率向上、帰り荷の確保）、支援措置

第4章 安全の確保

- 4.1 飛行マニュアルの整備
 - ・航空局標準マニュアルを参照（ドローンの点検・整備の方法 等）
- 4.2 離着陸場所、飛行ルート
 - ・落下リスクの小さい場所の選定
- 4.3 運航管理手法
 - ・他の有人機・無人機や気象等のモニタリング、飛行前における運航判断、操縦方法、第三者の立入管理
- 4.4 安全対策、事故時の対処方針
 - ・責任者の選任と連絡体制、対処方法を記載したマニュアルの整備など

第5章 PDCAサイクルによる事業継続性の確保

第2部 法令編（航空法に基づく安全の確保 その他関係法令 等）

事例集

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

88	モーダルシフト等推進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者	ソフト	定額 1/2以内 2/3以内	5月～6月		40.6	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

支援対象となる取り組み		計画策定経費補助	運行経費補助
大量輸送機関への転換	モーダルシフト	補助率:定額 上限200万円 ※1	補助率:1/2以内 上限500万円 ※2
トラック輸送の効率化	幹線輸送の集約化		補助率:1/2以内 上限500万円 ※2 (過疎地域のみ)
	共同配送		
	貨客混載		
その他のCO ₂ 排出量の削減に資する取り組み			対象外

過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の取組の促進

物流分野における担い手不足が深刻化する中、過疎地域における物流機能の維持はユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題である。このため、**過疎地域において実施される共同配送や貨客混載といった物流効率化の取組についても、運行経費補助の対象**とすることで、過疎地域における物流効率化の取組を促進する。

- ・路線バスや鉄道等を活用した貨客混載
- ・複数の宅配事業者の荷物を拠点で集約し、共同配送

省人化・自動化への転換・促進を支援

上記※1、※2の経費補助に該当する取組のうち、**省人化・自動化**に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、**補助額上限の引き上げ等**を行う。

計画策定経費補助

省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合

省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率: 1/2以内)	上限総額 500万円
計画策定経費補助 上限200万円 (補助率: 定額)	

運行経費補助

省人化・自動化に資する機器を用いて運行した場合

省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率: 2/3以内)	上限総額 1,000万円
運行経費補助 上限500万円 (補助率: 1/2以内)	

省人化・自動化機器の導入例

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積み付け



無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

～ 取り組み実施に向けた主な流れ ～

- 協議会の立ち上げ
 - ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有

2 協議会の開催

- ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等

3 総合効率化計画の策定

- ・協議会の検討結果に基づく総合効率化計画の策定

4 計画の認定・実施準備

5 運行開始

計画策定経費補助

運行経費補助

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

89	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業	URL	調整中			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、 民間事業者・団体等	調整中	調整中	調整中	調整中	1,165の内数	国土交通省 物流政策課 03-5253-8799

運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（国土交通省 連携事業）



【令和6年度予算（案） 1,165百万円（新規）】



運輸部門の脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門の脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

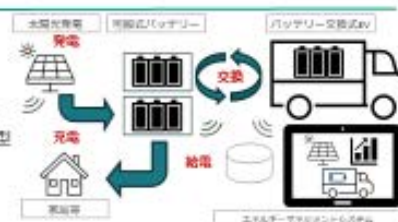
- 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業**
車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、可搬型バッテリーと再生エネを組み合わせたエネルギーマネジメントや車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。
- 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業**
今後、早期かつ大量発生が見込まれる電動商用車用リチウムイオンバッテリー（LiB）について、回収スキーム、リユース・リサイクルモデルの構築が進むものと想定される。この動きを促進するため、LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための関値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。
- 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業**
重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送等）のモデル的な実証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託、補助事業（補助率：1/2）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

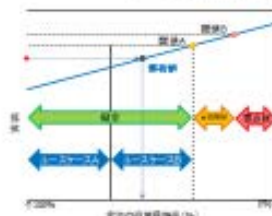
4. 事業イメージ

- 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業**
エネルギーマネジメントの実証（カーブリッジ式蓄電池（可搬型バッテリー）の活用等）



- 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業**

劣化状況に応じた性能目標（関値）の整理



- 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業**
共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送



お問合せ先：環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

90	自動運転等の先行実装のためのデジタルライフライン整備事業	URL	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R5年度補正予算	問合せ先
民間事業者	ソフト		3月頃		12,687 (百万円)	経済産業省 情報経済課 03-3501-0397

～人手不足でも人・物の移動を止めない～ デジタル情報配信道の設定



新東名高速道路 駿河湾沼津-浜松間
約**100km** 等

- ✓ 道路・車の高度な連携で、自動運転トラック・自動運転移動サービスを社会実装。
- ✓ 労働力不足で荷物が届かなくなる、移動手段がなくなる、などの社会システムの崩壊を防ぐ。

共通基盤に基づいた空間情報提供システム等

～点検や物流の変革、災害時の緊急対応に～ ドローン航路の整備



埼玉県秩父エリアの送電網
約**150km** 等

- ✓ 人手不足に悩む点検や物流業務を、ドローンの安全・高速な自動・自律飛行で解決。
- ✓ 道路が寸断されるなどの緊急災害時にも即座に対応。

共通基盤に基づいた航路情報提供システム等

～省人化や効率化、迅速な災害復旧に～ インフラ管理のDX



さいたま市、八王子市等の都市
約**200km²** 以上等

- ✓ 通信、電力、ガス、水道等、地下のインフラ設備のデジタル地図を整備。
- ✓ 老朽インフラの迅速な更新に貢献。
- ✓ 点検・工事に関わる人員を省人化。

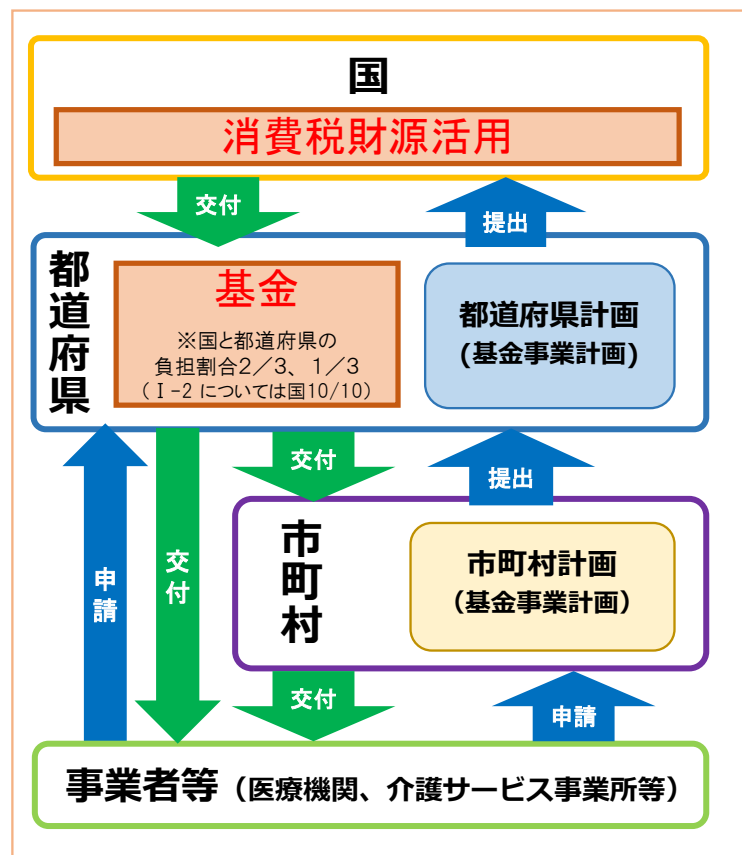
共通基盤に基づいたデジタル地図等

分野を横断して下支えする共通基盤の例：空間ID

- ✓ 異なる基準の空間情報を統合・単純化し、機械の高速処理を実現。
- ✓ DADCにおいてシステム全体の見取り図（アーキテクチャ）を設計し、それを踏まえて民間事業者等がシステム開発を実施。
- ✓ 地理空間情報活用推進会議等において、関係省庁の取組と連携。

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

91	地域医療介護総合確保基金	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html 			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村 事業者等	ハード・ソフト	国→都道府県：国 2/3、10/10、県1/3 都道府県→事業者： 都道府県が決定	国→都道府県： 前年度3月末 都道府県→事業者： 都道府県が決定		108,243	厚生労働省 医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111（代）



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

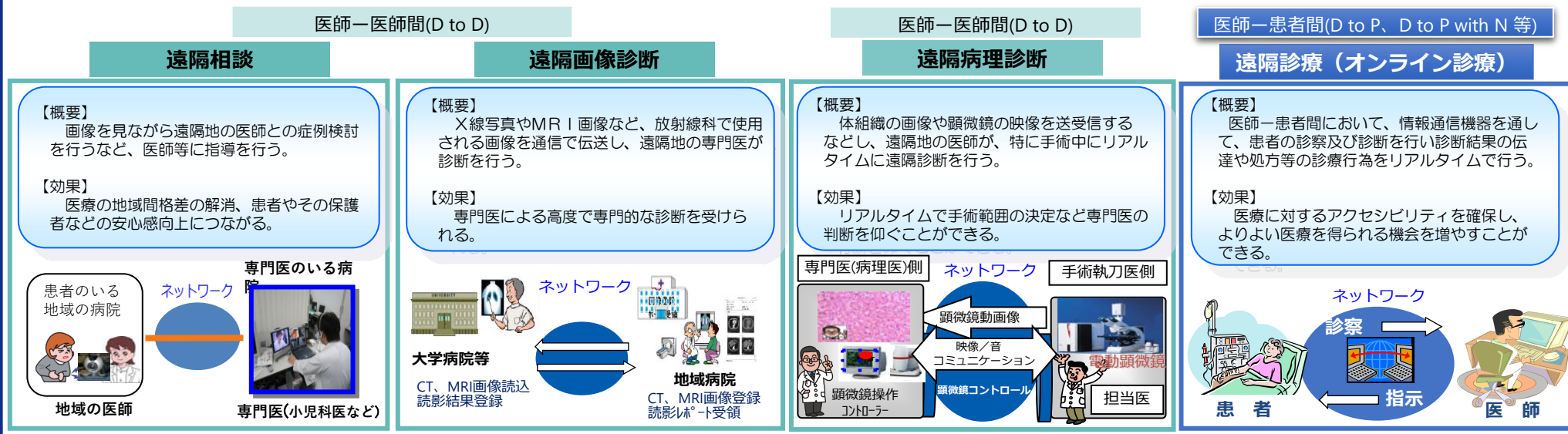
92	遠隔医療設備整備事業		URL	HP・事例等 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html			
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者		ハード	2分の1	2月下旬		140（百万円） ※医療施設等設備整備費補助金のメニュー予算	厚生労働省 医政局総務課 03-3595-2189

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。



5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

93	へき地保健医療対策	URL	—			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
下図参照	ハード・ソフト	下図参照	【医政局分】 ハード：2月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】随時	【医政局分】 ハード：2月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】－	（百万円） 11,750	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室／ 保険局 国民健康保険課 03-5253-1111（代表）

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和5年度予算額】 74.9億円 → 【令和6年度予算案】 75.3億円

2 内 容

- (1) **へき地医療支援機構の運営**（1/2補助） **259百万円**
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- (2) **へき地医療拠点病院等の運営** **6,606百万円**
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
ア へき地医療拠点病院運営費（1/2補助）
イ へき地保健指導所運営費（1/2補助）
ウ へき地診療所運営費（国保直診分（保険局計上分）含む）
（沖縄県以外：2/3補助、沖縄県：3/4補助）
エ へき地診療所医師派遣強化事業（1/2補助）
- (3) **へき地巡回診療の実施** **150百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
ア へき地巡回診療車（船）（医科・歯科）（1/2補助）
イ へき地巡回診療航空機（医科）（1/2補助）
ウ 離島歯科診療班（1/2補助）
- (4) **産科医療機関の運営**（1/2補助） **281百万円**
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- (5) **へき地患者輸送車（艇・航空機）運行支援事業** **229百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
ア へき地患者輸送車（艇）（1/2補助）
イ メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）（1/2補助） など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和5年度予算額】 20.7億円 → 【令和6年度予算案】 17.8億円

2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）

- へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）（1/2補助）
- へき地診療所（公立・公的・民間・独法）（沖縄県以外：1/2補助、沖縄県：2/3補助）
- へき地患者輸送車（艇）（公立・公的・民間・独法）（1/2補助）
- へき地巡回診療車（船）（公立・公的・民間・独法）（1/2補助）
- へき地・離島診療支援システム（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和5年度予算額】 24.5億円 → 【令和6年度予算案】 24.5億円

2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）

- へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）（1/2補助）
- へき地診療所（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） など

5. 生活サービスに関する施策（高齢者支援体制の構築）

94	地域支援事業	URL	【介護予防・日常生活支援総合事業】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html					
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
市町村		ソフト	交付金 (事業費上限は下図参照)			(百万円) 180,433	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111(代表)	

1 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	—

2 実施主体・事業内容等

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の交流の場・学習機会の提供）

95	公民館	URL	HP・事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線3455）	

1.事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2.設置及び運営主体

- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3.設置状況

- 全国 13,163館
（市(区)立 9,282館（81.7%）、町立 3,272館（79.4%）、村立 607館（72.1%）、法人立 2館）
（令和3年度「社会教育調査」（令和3年10月1日時点）、カッコ内は設置している自治体の割合）

4.公民館をめぐる直近の動き

- 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、地域コミュニティづくりや子供の居場所など役割の明確化やデジタルデバイドの解消に向けた取組など公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置促進など社会教育人材の活躍機会の拡充について記載されている。
- また、今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について（令和5年3月15日中央教育審議会総会（第135回））において、子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設を推進し、公民館等の社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、子供の居場所としての役割も果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図ると記載されている。



5. 生活サービスに関する施策（豪雪地帯の除排雪体制整備）

96	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
道府県 市町村	ソフト	定額、1/2	随時	11月頃	75 (百万円)	国土交通省 国土政策局 地方振興課 03-5253-8404	

概要

- 豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体（道府県及び市町村）を支援する。

対象事業

- **地域安全克雪方針策定への支援**（補助率10/10） ※策定主体は市町村
 自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。
- **方針策定に向けた試行的取組への支援**（補助率1/2）
 方針策定に並行して行う試行的な取組に対して支援を行う。

<取組の例>

- ・ 多様な主体の参画による除排雪の体制づくり
 （要援護世帯等への屋根雪下ろし支援や除排雪のための
 装備・資機材の購入を含む）
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成
 （移住間もない世帯への支援を含む）
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入
- ・ 所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり 等



雪下ろし実技講習

【事業主体】

- 道府県、市町村

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（森林コンテンツの育成・普及に向けた取組）

97	森林・山村地域振興対策のうち、 森林コンテンツ育成・普及対策（委託調査事業）	URL	HP・事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体	ソフト	委託	2月上旬～ 3月中旬		10	農林水産省林野庁 森林利用課 03-3502-0048

< 事業の内容 >

森林コンテンツ育成・普及対策

健康づくり、人材育成等に関心のある企業等による森林空間利用の拡大を図るため、森林空間を活用した癒やしや健康づくりのプログラムなどの森林コンテンツの複合化・上質化に山村地域が取り組めるよう、企業等に対するニーズ調査やマッチング機会の創出を実施。

<事業の流れ>



< 事業イメージ >



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策(関係人口の創出・拡大)

98	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kankei/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
民間事業者	ソフト		5月上旬		(百万円) 70	内閣府地方創生推進室 03-5510-2457	

事業概要・目的

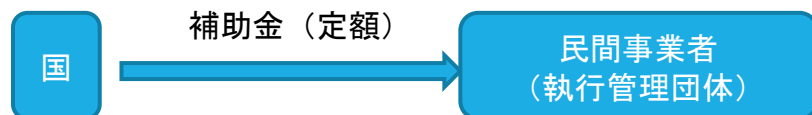
○関係人口は、特定の地域に継続的に多様な形で関わることで、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在であり、特に人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が地域住民の共助の取組に参画していくことで、地域の内発的発展を誘発することが期待されます。

○関係人口を創出・拡大するためには、地域住民をはじめとした受入れ側と都市部住民双方のニーズを十分に把握しながら丁寧なマッチングを行うことができる中間支援組織の存在が重要です。

○このため、本事業においては、

- ①中間支援組織や地方公共団体が参加する官民連携協議会（かかわりラボ）の運営・機能強化検討
- ②中間支援組織が行う全国展開型の地域貢献モデル事業への支援等に取り組みます。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

①関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営

関係人口の創出・拡大に向けて、かかわりラボを基盤に、全国規模のオンラインイベントや現地研修会の開催等とともに、会員間の情報交換の促進やマッチング等、かかわりラボの自立自走化に向け取組む民間事業者を支援します。

②中間支援組織の地域貢献モデル事業への支援

かかわりラボの中間支援組織育成・支援機能として、中間支援組織と地域のマッチング等に取り組む民間事業者等によるモデル事業を支援します。

【かかわりラボの取組例】



個々の社会課題に対応した最適
なソリューションを提案



中間支援組織と地方公共団体と
のマッチング



計画等のブラッシュアップに必
要となる最良のメンターの紹介

期待される効果

かかわりラボの枠組みにおいて、中間支援組織の育成・支援の取組の拡大を加速化することで、地方への人の流れを生み出すとともに、にぎわいの創出や地域の取組を支える担い手の確保に貢献します。

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

99	関係人口創出・拡大事業 (関係人口ポータルサイト)	URL	HP 事例等	https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/ https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/region/index.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村・事業者等	ソフト	普通交付税措置			6	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

○総務省では「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
○さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
○また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方交付税措置を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

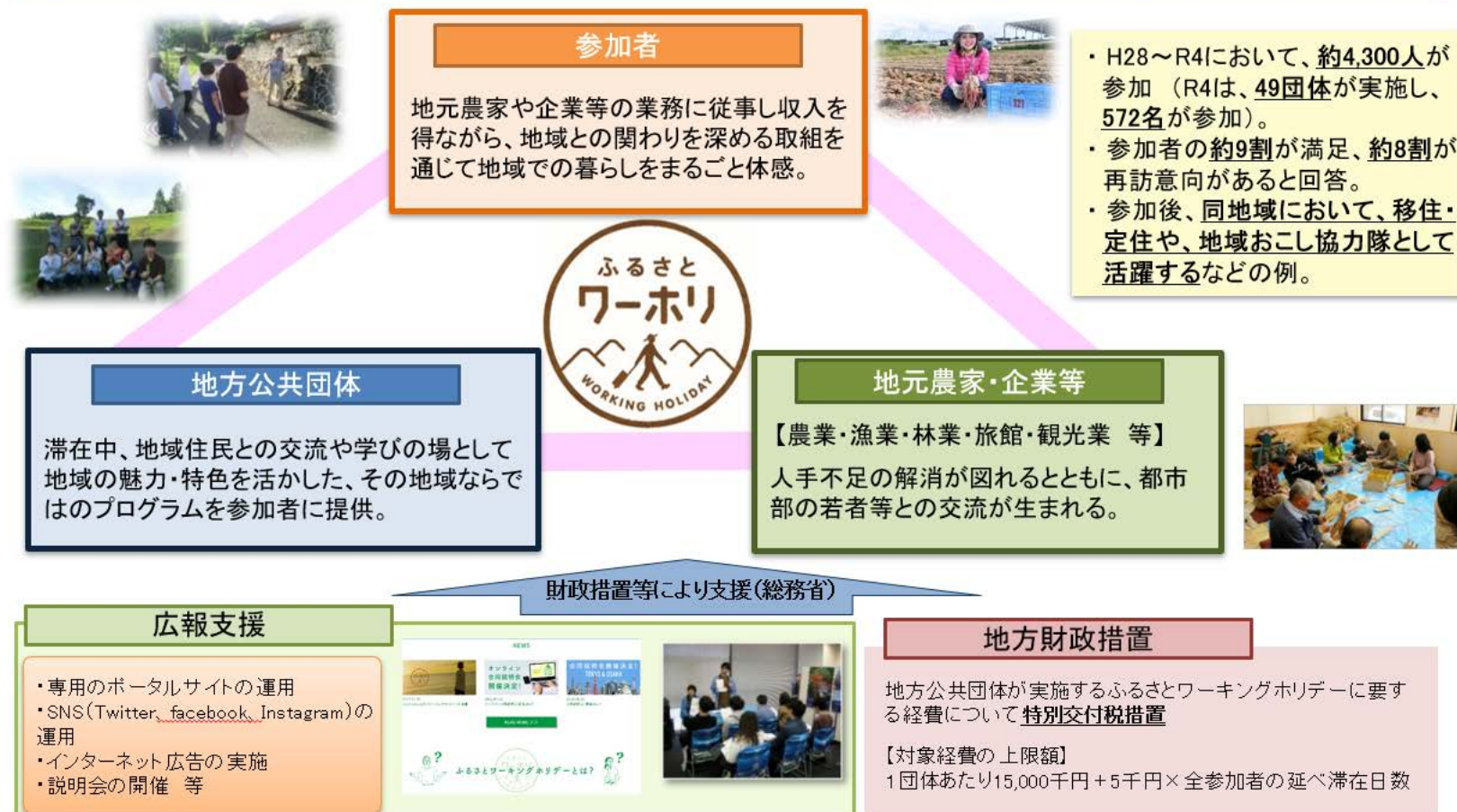
**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

100	ふるさとワーキングホリデー	URL	https://furusato-work.jp/				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			30 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

○ 都市部の人などが一定期間（2週間～1か月程度）地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

101	新たな交流市場・観光資源の創出事業 (第2のふるさとづくり・ワーケーション)		URL	①第2のふるさとづくり https://www.mlit.go.jp/kankocho/anewhometown/ ②ワーケーション https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/			 ①	 ②
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村・ DMO・事業者等		ソフト		【調査事業】 2月～5月		(百万円) 615の内数	国土交通省 観光庁観光資源課 03-5253-8924	

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。
- 「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」等により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。

事業内容

反復継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」の推進

令和5年度は、来訪の度に新たな体験ができるか等の来訪後の関心の継続性に着目した取組を行ったが、より地域との関係性の深化を図るため、令和6年度は、自分のスキルを活かしたい、地域から学びを得たい、地域運営に携わりたい等のターゲットのニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築を行う。



テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーション」の普及・定着

令和3年度以降、導入企業は着実に増加しているものの、いまだ高い水準とはいえない状況。

※ワーケーション制度導入率：R3 9.1% → R4 13.4%（観光庁調査）

令和6年度は、①これまでの取組を通してワーケーション普及の課題に挙げた子育て世代を対象にしたワーケーションのモデル実証、②特定の執務環境を持たないノマドワーカー等、新たな働き方に対応したワーケーションのモデル実証、③令和5年に設置した官民推進協議会と連携した普及啓発を行う。



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（定住人口の創出・拡大）

102	移住・交流情報ガーデン	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zenkokuijyu_ijyukouryu.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
総務省	ソフト				93 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392

- 地方への移住を検討している方等に対し、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口に開設（平成27年3月28日開設）
- 関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

○関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「相談窓口コーナー」

○地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「イベント・セミナースペース」

○自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「情報検索コーナー」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「地域資料コーナー」

○地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「地域おこし協力隊サポートデスク」



（移住フェアの様子）



（移住相談ブース）



【所在地】東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 【アクセス】JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
 地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（定住人口の創出・拡大）

103	福島再生加速化交付金（移住・定住促進事業）	URL	https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
福島県 市町村（原子力災害被災12市町村）	ソフト	3 / 4			60,100の内数	復興庁 原子力災害復興班 03-6328-0252

趣旨・目的	- 原子力災害被災12市町村の復興・再生の推進を担う人材を確保するため、新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大を図る。 - 新たな住民の移住・定住の促進に向け、福島県及び被災12市町村の自主性に基づく移住等の促進に資するための取組を支援する。 例）住宅等の良好な生活環境の整備、広報活動 等
事業内容	新たな住民の移住・定住を促進し新たな活力を呼び込むため、福島県及び被災12市町村が行う、住宅等の生活環境の整備や、コワーキングスペースの整備など魅力ある働く場づくり等の取組について支援するとともに、福島県外から被災12市町村に移住して就業・起業等する者に対して移住支援金等を給付する取組について支援する。

補助対象

- 福島県若しくは原子力災害被災12市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組を支援する。
 - ・ 社会課題の洗い出し・見える化によるコミュニティビジネスなどの創業支援や就業支援、リモートワークの推進、コワーキング・ネットワーク環境の整備等
 - ・ 移住希望者のそれぞれのニーズに対応するための情報発信・相談体制の充実・強化等
 - ・ コミュニティ・移住者間のつながりの深化、住まいの確保を中心とした生活環境の支援等
- 福島県が原子力災害被災12市町村に移住して就業・起業する者へ移住支援金等を給付する取組を支援する。

対象地域

原子力災害被災12市町村

交付団体

福島県・市町村

事業実施主体

福島県・市町村

国庫補助率等

国: 3 / 4、 地方公共団体: 1 / 4

【移住相談窓口のイメージ】



【被災12市町村に係る情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」】



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（農林漁業への就業）

104	森林・林業担い手育成総合対策のうち、「緑の雇用」担い手確保支援事業	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
民間団体等	ソフト	定額	1月下旬～3月上旬		3,941 (百万円)	農林水産省林野庁経営課 03-3502-1629	

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 新規就業者の就業支援対策

林業に興味のある方へ林業への就業や地方移住などの情報を提供する**就業ガイダンス**、就業時のミスマッチによる離職を抑制するための**就業前の現地訪問によるマッチング**、就業希望者が林業の作業実態や就労条件についての理解を深め、林業への適性を判断できるようにする**トライアル雇用**の実施を支援します。

2. 新規就業者の育成対策

新規就業者が、安全で効率的な作業を習得するための**3年間の体系的な研修**である**フォレストワーカー（林業作業士）研修**の実施を支援します。

3. 現場技能者キャリアアップ対策

林業の現場における安全で効率的な施業の中心となり、若手技能者の指導的な役割を担う**フォレストリーダー（現場管理責任者）**及び**フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）**を育成し、現場技能者のキャリア形成を促進するための**研修**、スキル向上・経営体の収益力向上に資する**多能工化研修**を支援します。

4. 外国人材の育成準備対策

技能実習生等の外国人材の受入れに向け、**外国人材が安全で効率的な作業を習得するための研修等**の実施に向けた準備を支援します。

< 事業実施主体 > 民間団体等

< 事業の流れ >



就業ガイダンス

林業に興味のある方へ林業就業や地方移住などに関する情報提供



就業ガイダンスの様子

就業時のマッチング

就業時のミスマッチによる離職を抑制するための就業希望者に対する就業前の現地訪問によるマッチング

トライアル雇用

(約9万円/月 × 最大3ヶ月)

林業の作業実態や就労条件について理解を深め、林業への適性を判断することで、地方への定着を図るための短期研修

林業への就業

フォレストワーカー研修

(約137万円/年・人)

〔新規就業者〕
安全で効率的な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修
(R5補正から) 伐採事業を開始する経営体の従業員研修参加



集合研修やOJT研修による知識・技術・技能の習得

フォレストリーダー研修

(約9万円/年・人)

〔現場技能者〕
現場を管理し、若手の育成を担う責任者育成に向けたキャリアアップ研修

※フォレストリーダー：担当する現場を管理・運営することのできる班長クラスの責任者(就業5年以上)
※フォレストマネージャー：複数の作業現場を統括管理することができる責任者(就業10年以上)

フォレストマネージャー研修

(約9万円/年・人)



多能工化研修

(約9万円/月 × 最大2ヶ月等)

〔現場技能者〕
林業の複数の作業（造林・伐採）や複数の作業工程（伐木・造材・集材等）の技術、デジタル技術を学ぶ研修

外国人材の育成準備

技能実習生等の外国人材の受入れに向け、外国人材が安全で効率的な作業を習得するための研修実施に必要なテキスト作成等を支援

※ 補正予算においても就業支援対策を行うほか、フォレストワーカー研修や多能工化研修の実施、外国人材の育成準備を支援

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（農林漁業への就業）

105	農林漁業就業支援事業	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/nouringyou/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県労働局・ハローワーク	ソフト				227	厚生労働省職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室 03-6812-7859

1 事業の目的

農林漁業の人材確保のため、関係機関と連携しての情報収集・提供、合同企業面接会の実施、農林漁業が盛んな地域での「農林漁業就職支援コーナー」による職業相談を実施する。

2 事業の概要

以下の事業を農林水産省等関係機関との連携の下で実施。

事業実施主体：都道府県労働局・ハローワーク

- 各都道府県労働局に職業相談員を配置
- 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供
- 都道府県農林漁業就業等対策・連絡協議会等の開催
- ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供
- 農林漁業が盛んな地域の農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供
- 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（雇用創出・人材育成）

106	地域雇用活性化推進事業	URL	HP 事例等	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36805.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
地域雇用創造協議会	ソフト	委託	4月上旬～6月上旬 ※事業構想提案の募集		(百万円) 1,176	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策課 03-3593-2580

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

○地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定

○地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜

【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円／加算（加算上限1億円／年））

【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,013人（令和4年度）

3 事業のスキーム・実施主体等

対象地域

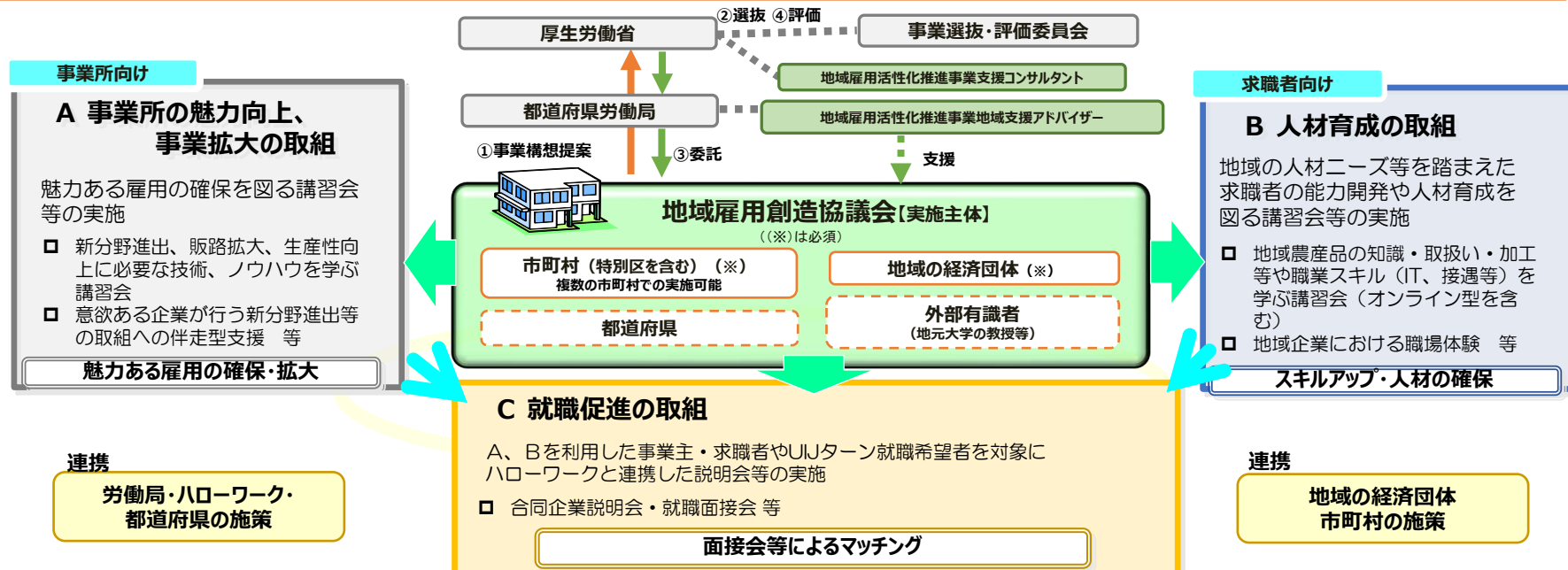
I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67）以下であること

② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（雇用創出・人材育成）

107	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	URL	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
事業主	ハード	下表参照			871 (百万円)	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策課 03-3593-2580	

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） (1) 「最近3年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2／3以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

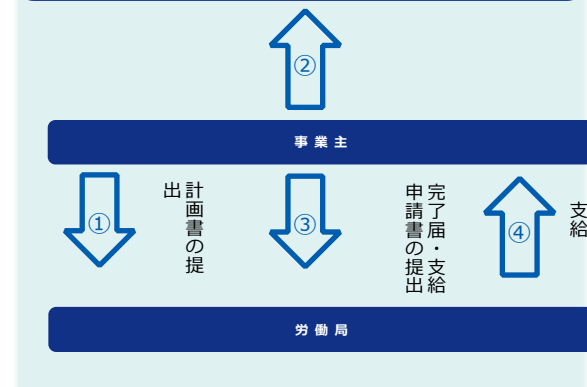
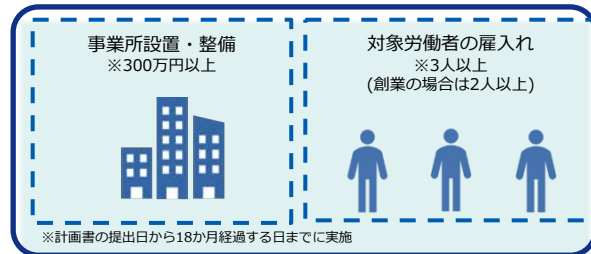
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)～4人 (注)括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

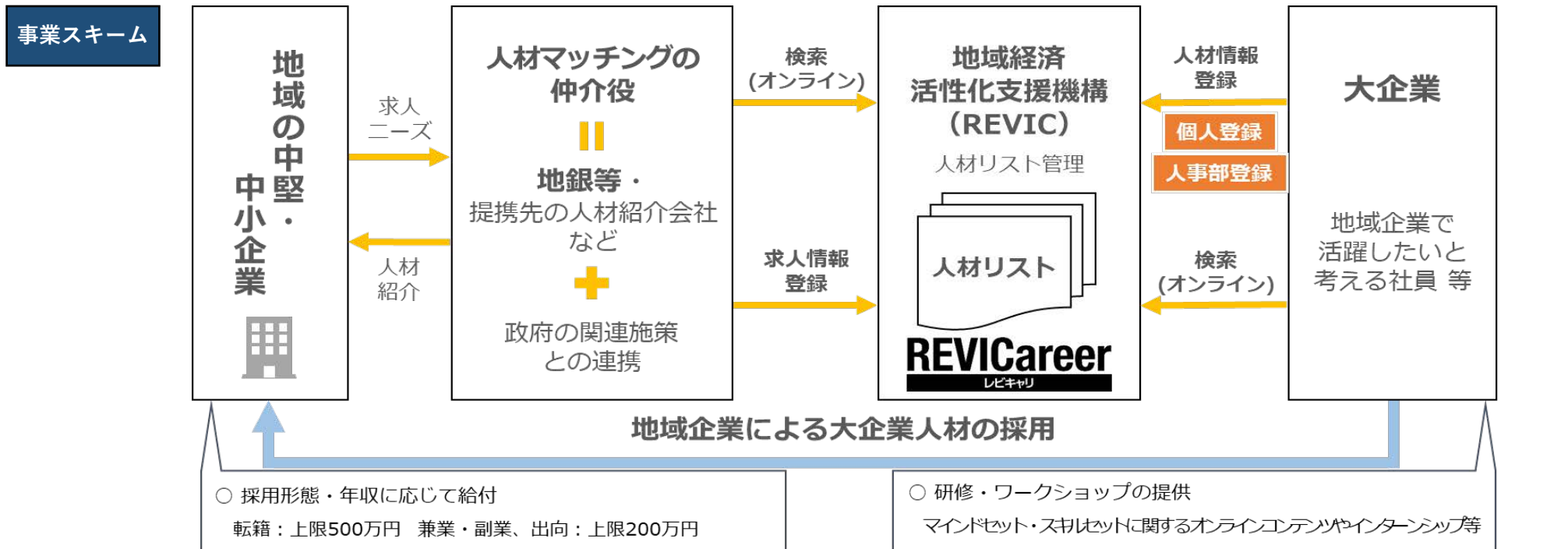
令和4年度支給額：8億円

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（地域企業の経営人材確保）

108	地域企業経営人材マッチング促進事業	URL	HP 事例等	https://revicareer.jp/ https://revicareer.jp/case_matching/	 HP	 事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
中堅・中小企業	ソフト	年収等の30%で最大2年分 転籍：上限500万円 兼業・副業・出向：上限200万円	随時		(百万円) 720	金融庁 監督局総務課 人材マッチング推進室 03-6891-0960

趣旨・目的	地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しすることにより、企業の経営革新・生産性向上を図り、地域経済を活性化する。
-------	--

事業内容	株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）に大企業人材と地域の中堅・中小企業を地域金融機関が繋ぐ人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリ)」を整備し、レビキャリを活用して経営人材を確保した地域企業にREVICが給付金を給付する。また、大企業人材の地域企業での活躍を後押しする観点から、レビキャリに登録している大企業人材を対象に、地域の実情や中小企業の経営実態を理解するための研修・ワークショップを提供する。
------	---



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（サテライトオフィスの誘致）

109	サテライトオフィス・マッチング支援事業	URL	https://www.soumu.go.jp/satellite-office/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			10 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

- コロナ禍以降、テレワークやサテライトオフィス等が注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング支援等を実施することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費

- ・ 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- ・ お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- ・ お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円
措置率0.5×財政力補正

特設サイト・Facebookページの活用

- 魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。
- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業のお試し勤務を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>

Facebook 総務省 -お試しサテライトオフィス-

検索



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（人口急減地域の雇用環境整備）

110	特定地域づくり事業協同組合制度	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	原則1/2	随時		560（百万円） ※予算計上は内閣府	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534

事業内容	地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業を始め、地域の担い手不足に対処する必要があることから、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。
------	--

特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣

利用料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成

1/2
利用料金収入

1/4
交付金

1/8
特別
交付税

1/8
実質
市町村負担

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政
支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

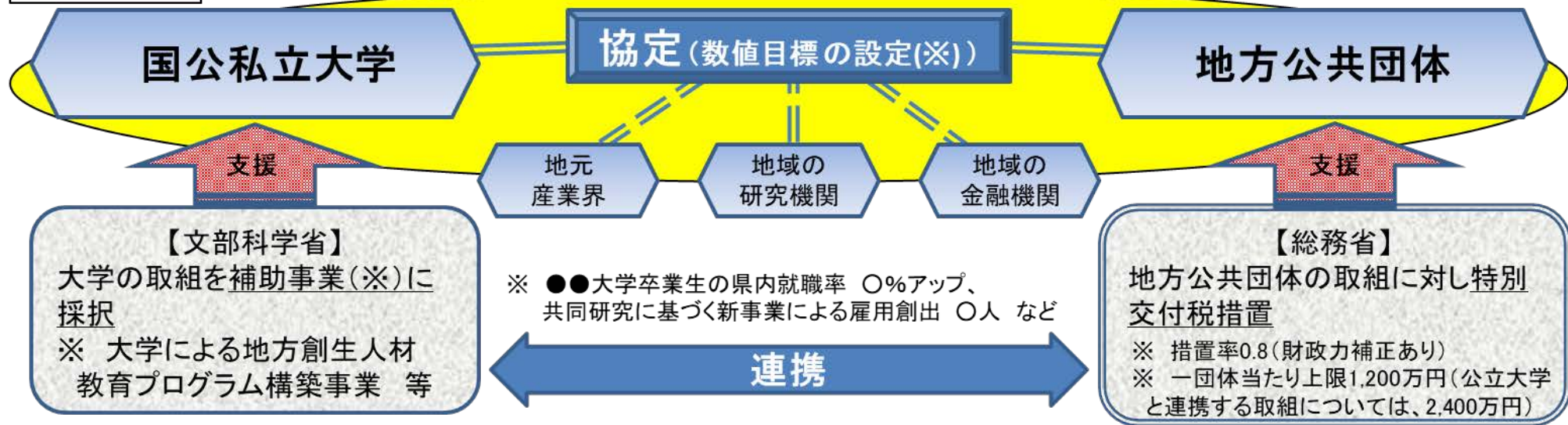
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（大学との連携）

111	地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進	URL	https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000109.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市区町村	ソフト	特別交付税措置（下図参照）				総務省財務調査課 03-5253-5647

趣旨・目的 大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。

事業内容 地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド製品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組を支援する。

事業イメージ



※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

8. 調査研究に関する施策（社会課題解決のための産学官連携）

112

共創の場形成支援プログラム

URL

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/index.html>



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
大学等	ソフト	委託	【参考・令和5年度】 5月～7月		(百万円) 13,401の内数	文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課 03-5253-4111（内線：4203）

事業内容

- ・ **国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像**を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、**①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発**と、**②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築**をパッケージで推進。
- ・ 本事業が、「**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ**」において、**大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること**等を踏まえ、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充**（「国際卓越研究大学」及び「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の支援を受けている大学については、それらにおける支援の状況も考慮）。

（3つのポイント）

「**人が変わる**」
SDGsに係るビジョンを共有

SDGsに基づく未来のあるべき社会像を探索し、参画する組織のトップ層までビジョンを共有。国の成長と地方活性化、持続可能な社会の実現を目指す。

「**大学が変わる**」
持続的な産学官共創システムの整備・運営

産学官共創拠点を**自立的に運営**するためのシステム（産学官共創システム）を構築。プロジェクト終了後も、代表機関が中心となり持続的に運営。

「**社会が変わる**」
科学技術イノベーションによる社会システムの変革

ビジョンから**バックキャスト**し、研究開発目標と課題を設定。**組織内外の様々なリソースを統合することで最適な体制を構築**し、デジタル技術も活用しつつ、イノベーション創出に向けた研究開発を実施。ビジョン実現に必要な社会実装、社会システム変革を目指す。



連携のイメージ



応募

応募

共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT)	育成型	目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワーキングや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格型への昇格審査を実施。	支援規模：3千万円程度/年 支援期間：2年度程度 支援件数：12拠点程度（新規6拠点程度）
	本格型	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点（共創分野）、②国の重点戦略を踏まえた拠点（政策重点分野）、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点（地域共創分野）について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模：～4億円程度/年 支援期間：最長10年度 支援件数：33拠点程度
OPERA (継続のみ)		民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型連携による非競争領域の大型共同研究と博士学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等を一体的に推進。	支援規模：共創PF育成型 1.6億円/年 支援期間：6年度

産学官連携の一体的推進型

イノベーションの形成

8. 調査・研究に関する施策（環境負荷を低減したフードサプライチェーンの構築）

113	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、みどりの食料システム戦略の理解浸透	URL	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#midori_budget 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 （百万円）	問合せ先
民間団体等	ソフト	委託	3月～4月頃 （メニューによって異なる）		650の内数	農林水産省大臣官房 環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-2016

< 事業の内容 >

1. 食料システムの関係者への環境負荷低減意識の普及・浸透

国内の調達・生産・加工流通・消費にわたるサプライチェーン全体へみどりの食料システム戦略の普及・浸透を図るため、見本市での展示やセミナー等を通じた集中的な情報発信のほか、取組の表彰等を実施します。

2. 環境負荷低減の取組の「見える化」推進

温室効果ガス削減と生物多様性の保全の取組の「見える化」を推進し、消費者の行動変容を図るため、生産段階における「見える化」対象品目の拡大や効果実証、サプライチェーン上の企業間データ連携の推進等を実施します。

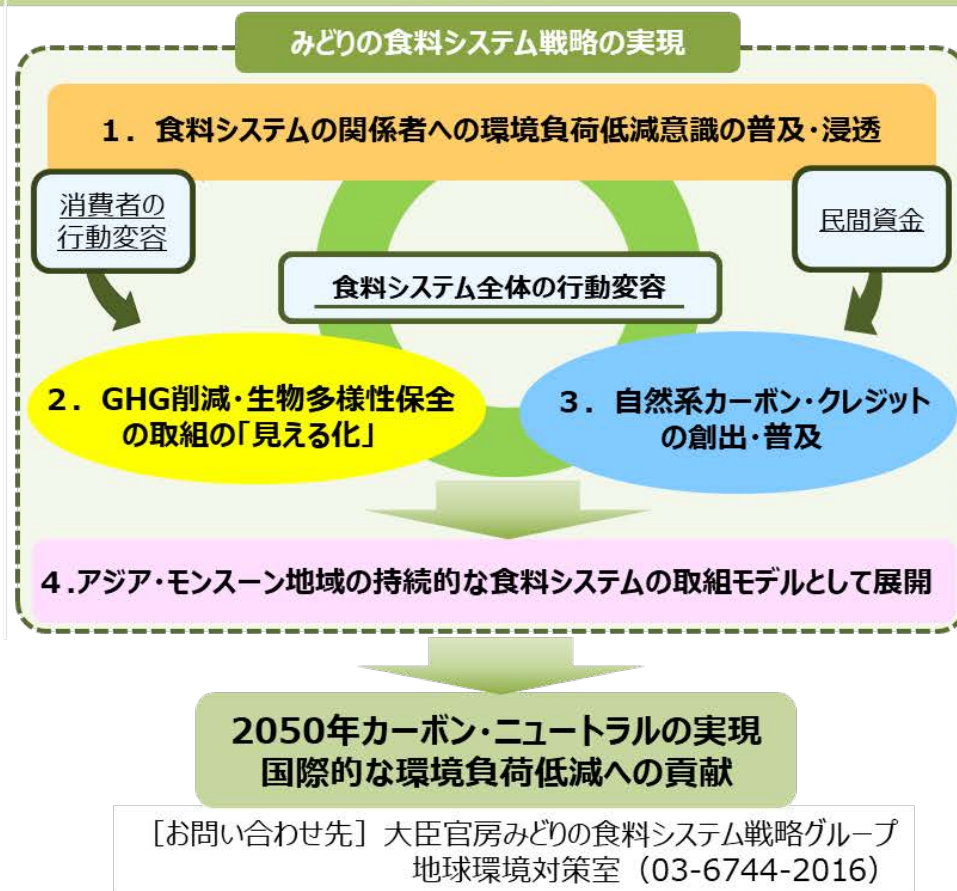
3. 自然系カーボン・クレジットの創出推進

温室効果ガスの排出削減・吸収活動に外部資金を呼び込む自然系クレジットの創出・取組拡大を図るため、J-クレジット制度における新たな方法論の策定や専門家派遣等プロジェクト創出に向けた支援を実施します。

4. 「みどりの食料システム戦略」の海外展開推進

みどりの食料システム戦略に基づく我が国の技術をアジア・モンスーン地域へ展開するため、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた環境整備等を実施します。

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >

